

全國都市問題會議會報特別號

第八回總會文獻（昭和十七年・神戶）

主報告・一般討議報告（要旨）

全國都市問題會議

主報告



一般討議報告 (要旨)

凡 例

- 一 本書は昭和十七年十月神戸市に於て開催の第八回全國都市問題會議總會の主報告要旨並總會參加申込會員中より提出せられたる第一議題・第二議題に關する討議報告要旨を總會に先ち轉錄したものなり。
- 一 本要旨に基き總會に於て詳述せられたるものは總會終了後刊行の「總會要錄」に掲載す。
- 一 本總會關係文献は本書及「總會要錄」の二篇を以て組織するものなり。
- 一 一般討議報告要旨の配列は議題解説內容の順序に従ふを主旨としたるも、要旨内容の關係上必ずしも一貫せず。
- 一 本書の成るに際し、之が提出者の勞に對して厚き敬意と感謝とを捧ぐ。

昭和十七年十月

034789

目 次

第一議題 地方計畫具體化に關する諸問題

議題

主 報 告

地方計畫實現途上の諸問題

都市計畫東京地方
委員會技術師
慶應義塾大學教授

經濟學博士

石川榮耀

神戶市港都局
工營課長

奥井復太郎

喜代一

山形地方
委員會技術師

内藤勝元

山形正男

山形正三

一般討議・報告

近畿地方計畫と神戸の將來

山形地方
委員會技術師

奥井復太郎

喜代一

山形正男

山形正三

思想としての 地方計畫

山形地方
委員會技術師

奥井復太郎

喜代一

山形正男

山形正三

現行計畫體系より 國土計畫、地方計畫體系への移行

山形地方
委員會技術師

奥井復太郎

喜代一

山形正男

山形正三

我が國に於ける 國土計畫並びにその單位地方計畫の
策定方針

山形地方
委員會技術師

奥井復太郎

喜代一

山形正男

山形正三

都市計畫と地方計畫

東京市市長室企畫部

尾崎 嶽

地方計畫具體化に關する諸問題

東京市大森區長 天利新次郎 三元

地方計畫の實施運營に關する問題

都市計畫東京地方 地方委員會事務官 高崎市都市計畫課長

地方計畫の策定事項と其の實現方策に就て

都市計畫東京地方 地方委員會事務官 高崎市都市計畫課長

地方計畫具體化に就て

都市計畫群馬地方 委員會技師 清水武夫 岩

地方計畫の基礎問題

東京府厚生施設課 技師 水谷駿一 畏

地方計畫具體化に關する問題

都市計畫群馬地方 委員會技師 清水武夫 岩

地方計畫の現段階と地方計畫委員會の設置に就て

財團法人東京市政 調查會研究員 幸島禮吉 呪

地方計畫に於ける都市と農村の經濟的交流關係

大阪市經濟研究所 研究員 平實 五一

都市發展の國民經濟的意義に就て

財團法人東京市政 調查會研究員 倉辻平治 五

地方計畫途上に於ける農村計畫

生産擴充研究會 田沼征五

農村工業化問題を中心として

神戸市計畫課長 加藤善吉 畏

地方計畫區域の劃定に就て

神戸市港都局 総務課 宮崎辰雄 吾

地方計畫と行政區劃の整備

神戸市港都局 総務課 宮崎辰雄 吾

地方計畫に於ける機構と行政區劃に關する若干の考察

神戸市港都局 総務課 藤野剛三 妾

地方計畫に伴ふ地方行政制度の改廢に關する問題

社團法人 日本建築協會 穂松永義雄 吾

大都市と隣縣との共榮圈の確立

東京市戰時生活局 配給部長 松永義雄 吾

東京都區域決定の新要件

東京市戰時生活局 配給部長 松永義雄 吾

地方計畫の中心課題たる地域計畫に就いて

内務省國土局 計畫課 加納治郎 三

地方計畫と地域制

内務省國土局 計畫課 加納治郎 三

地方計畫地域制に就て

内務省防空局 技師 小宮賢一 畏

地域計畫と地域制

内務省防空局 技師 小宮賢一 畏

地方計畫地域制と都市計畫地域制との關係及其の運營に就て

都市計畫東京地方 委員會技師 伊藤鉢太郎 壱

地方計畫より觀なる都市計畫區域

都市計畫東京地方 委員會技師 吉田安三郎 壱

工業の國土計畫の配置と地方計畫

東京市市長室企畫部 市政課長 入江博 壱

產業立地の動的構想

株式會社常務取締役 諸井貫一 壱

目次

後藤曠二 壱

地方計畫と綠地	京都帝國大學教授 關口 鎌太郎
地方計畫と綠地問題	都市計畫東京地方委員會技師 太田 謙吉
地方計畫と厚生地	厚生省人口局技師 田村 剛
東京市の綠地的防空對策	東京市防衛局 計畫課第二計畫掛技師 平林 恒雄
地方計畫と交通に關して	東京市土木局道路建設課工事掛長 坪田 正造
地方計畫策定上に於ける交通部面配置計畫の一元的統一と強力なる法制の確立を望む	元東京市港灣局 底務課長 元東京市財團法人東京市政調查會研究員 三井健太郎
地方生活圈と交通についての一考察	三古間隆藏
地方計畫に於ける道路	全
住宅政策と地方計畫	元東京市港灣局 調查課長 石原憲治
集團的住居地建設の地方計畫的意義	大阪市土木部 住宅營團研究部技師 今
人口配分計畫と住居施設の供給方策	大阪市土木部 住宅營團技師 龜井幸次郎
國民厚生事業の計畫配分と其の組織に就いて	大阪市土木部 住宅營團研究部技師 西山卯三
地方計畫との關聯に於ける大都市發展の統制問題に就て	大阪市土木部 住宅營團研究部技師 九
大都市人口問題と地方計畫	東京市市長室企畫部 実踐局厚生部 牧賢
過大都市及び過小都市	東京市市長室企畫部 実踐局厚生部 牧賢
小都市を對象とした地方計畫職能人口の分析的考察	東京市市長室企畫部 実踐局厚生部 牧賢
都市疎開實施對策に關する一試案	東京市市長室企畫部 実踐局厚生部 牧賢
地方計畫としての都市蔬菜自給圈の諸問題	東洋大學講師 宮出秀雄
特に京阪神に於ける具體的諸問題	東洋大學講師 宮出秀雄
地方計畫實施運營對策に就て	東京市市長室企畫部 移轉課長兼資材課長 本多長次
都市計畫と計畫制限に就て	東京市市長室企畫部 移轉課長兼資材課長 本多長次
地方計畫と地方開發の諸施設	東洋大學講師 宮出秀雄
地方の開發振興に就て留意すべき問題	東京市市長室企畫部 移轉課長兼資材課長 本多長次
相模原都市建設事業を通じて	東京市市長室企畫部 移轉課長兼資材課長 本多長次
都市計畫と人事運營の問題	東洋大學講師 宮出秀雄
大阪地方に於ける國土計畫と其原則的考へ方に就て	東洋大學講師 宮出秀雄
近畿地方計畫の策定方針	東洋大學講師 宮出秀雄
都市計畫課長 真坂忠藏	東洋大學講師 宮出秀雄
大木外次郎	東洋大學講師 宮出秀雄
山田正男	東洋大學講師 宮出秀雄
柴谷善次郎	東洋大學講師 宮出秀雄
山田正一	東洋大學講師 宮出秀雄
愛知縣	東洋大學講師 宮出秀雄
神奈川縣	東洋大學講師 宮出秀雄
兵庫縣	東洋大學講師 宮出秀雄
靜岡縣	東洋大學講師 宮出秀雄
神奈川縣	東洋大學講師 宮出秀雄
大木外次郎	東洋大學講師 宮出秀雄
山田正一	東洋大學講師 宮出秀雄
柴谷善次郎	東洋大學講師 宮出秀雄
山田正男	東洋大學講師 宮出秀雄
愛知縣	東洋大學講師 宮出秀雄
神奈川縣	東洋大學講師 宮出秀雄
兵庫縣	東洋大學講師 宮出秀雄
靜岡縣	東洋大學講師 宮出秀雄
神奈川縣	東洋大學講師 宮出秀雄
大木外次郎	東洋大學講師 宮出秀雄
山田正一	東洋大學講師 宮出秀雄
柴谷善次郎	東洋大學講師 宮出秀雄
山田正男	東洋大學講師 宮出秀雄

京阪神工業地域と工場規制區域の指定に就て 神戸市港務課 重村 實治 二二
關東地方に於ける工業配分と地方計畫の實際に就て 東京商工會議所 須岸情治 二三
部品外注關係より見たる中京の交通機工業 都市計畫愛知地方委員會技師 廣瀬可一 二五

東三河地區に於ける豊橋地方計畫の根本的企畫に就て 豊橋市土木部長 廣根助 八二三

地方計畫具體化の一例 都市計畫課長 長根助 八二三

白河庄復興に於ける諸問題 —

第二議題 都市財政の現狀及將來とその對策

議題

二〇

主 報 告

都市財政の現狀及將來と其の對策 名古屋市助役 三樹樹 三二三
都市財政の現狀及將來とその對策 京都帝國大學教授 經濟學博士 沙見三郎 二九

特 別 報 告

戰時都市財政制度確立の必要と防空費の問題 神戸市財務局長 山田 實 一八

一般討議・報告

新財政需要の動向とその財源 大阪市財務課長 土井一徳 一八三
時局に即應して國費及地方費の負擔區分を根本的に是正し、大都市財政の時局擔當性を強化すること 京都市財務部長 夏秋義太郎 一五五
國費地方費負擔區分の再検討 東京市神田區長 岡田光藏 一八六

都市財政々策の基調

都市財政の現狀及將來と其の對策 大阪商科大學助教授 藤谷謙二 一八九
新稅制下に於ける彈力性負擔關係より觀たる分與稅制の改正 東京市經理局收納課長 大日本興亞同業專門委員 松田雪堂 一九

新稅制下に於ける彈力性負擔關係より觀たる分與稅制の改正 東京市經理局收納課長 大日本興亞同業專門委員 松田雪堂 一九
獨立稅調髮稅の提倡と市民稅の再検討 東京市土木局收納課長 東京市電氣局調査課長 藤田齋藤 藤義家 一九

新稅制下の都市財政力

都市財政と公益事業 東京市土木局收納課長 藤田齋藤 藤義家 一九
市債發行條件より觀たる地方團體中央金庫制度の必要性 東京市水道局庶務課計理掛長 金子吉衛 二三

都市財政の臨戰態勢化に關する問題 東京市土木局庶務課計理掛長 素川増雄 一九
防空と水道の財政 東京市水道局庶務課計理掛長 西野喜與 作二〇〇

戰時都市財政の運營と改善 財團法人東京市政調查會研究員 水飼幸之助 二五

議題

第一 地方計畫具體化に關する諸問題

一、地方計畫の理論に關する問題

地方計畫の理念

地方計畫と國土計畫との關係

地方計畫と都市計畫、農村計畫との關係

二、地方計畫の策定に關する問題

地方計畫區域の劃定に關する問題

地方地域制の問題

地方計畫と產業立地の問題

地方計畫と人口配分の問題

地方計畫と防空、衛生、交通、文化、厚生、其の他の諸施設の配置に關する問題

大都市膨脹發展の統制に關する問題

地方の開發振興に關する問題

都市の配置に關する問題

三、地方計畫の法制に關する問題

地方計畫法制の體系

地方計畫機關の構成並にその權限

地方計畫機關と地方行政並自治機關との關係

四、地方計畫の實施に關する問題

地方計畫の實施運營に關する問題

地方計畫の實施機關に關する問題

土地制度に關する問題

人口の移動統制に關する問題

地方計畫の財政に關する問題

地方計畫事業費の國及公共團體間の負擔分配に關する問題

地方計畫の財源に關する問題

六、特に京阪神地方に於ける地方計畫の具體的問題

主 報 告

地方計畫實現途上の諸問題

都市計畫東京地方
委員會技術師

石

川

榮

耀

その一 前 言

地方計畫を實現するには當然「調査」及「計畫」が必要な事は云ふ迄もないとしてその次は、此れを實態化する爲に

イ 私權の制限に關する法制の再強化

ロ 既存の社會經濟組織との調和及地方計畫に於ける部門相互の調整

ハ 地方計畫の實現を促進する機關の設置

等の問題が考へられなければならない。

その中、私權の制限に對しては國土計畫法乃至地方計畫法が出現す可きで此れなくしては、何等の目的にも近よるわけに行かない。然し此れは論ずる迄の問題でなく翹望すれば足る文である。

よつて、ここで自分が考案を加へて見度いと憶ふのはロ、ハの問題である。

その二 既存の經濟及社會組織との調和及地方計畫に於ける部門相互の調整

一、工業化の限度及その密度

先づ地方計畫部門相互の調整上留意しなければならないのは工業と農業との關係である。此れを工業部門の側に於て考へれば

國土工業化の限度

工業密度

に關する配意が必要であると云ふ事になる。

工業の振興に併せて農業振興も併行されなければならぬからである。

此等に關する人口據出の計算については、先に經地計畫研究會の發表があり、又人口問題研究所館研究官の研究がある。(1)

参考

農村工業化の方法論の中最も研究の餘地あるは勞働通勤制である。

それに對し大河内博士の指導せらるゝ理研工場は新潟地方に於て最も好き例を示して居る。又自分はその家庭的なやう方として青森縣早口の田村鐵工場を見學し推賞して居る。(2)

× × ×

地方工業化に對し直に大工場を設置するか漸大主義を採るかも人口分配上の問題である。後者の例として、東北の秋田木材機械會社、岩手鐵工所、東北振興、盛岡纖維會社等にて工場一部を他系統新興工業に貸與し、此れを育生せ、

しめつゝあるのを見た。(3)

よき例である。

工業配置の地方として巷間傳はる所丈でも

東北說

瀬戸内海說

等種々あり得る。

然し自分はいづれにせよ、人的資源その他より考へ此れは、夫々の地方と云はず一應山間の「盆地」へも試む可きではあるまいかと考へる。

出來得可くば、それ等の盆地へ機械乃至精密工業を、然うしてその盆地に近き港に重工業を配し、此れを地方的に一貫作業せしめる。

自分の計算では日本全國に於ける此等の盆地に食糧面積、人口等に尙相當餘力ある事になるのである。(4)

此は防空上、及工業質の精度上一應顧慮せらる可き事であると考へる。

二、地方小都市との關聯

(既存組織との調和)

地方工業化が地方既存の中小都市に寄らんとするのは賢明である。それには

イ 農村以外の労働力を得易き事(此は農業保護に重要)

ロ 瓦斯、水道、鐵道、道路、その他の供給施設ある事

ハ 勞務者に對する文化施設一應備はれる事

等の利便は明瞭に得られる。

但し中小都市の工業化が、直ちに中小都市自體に對し幸福であり得るかどうか。從つて中小都市をして新工業住民に對し充分なる文化施設を補給し、地方文化確立に資せしめ得るか否かは自から問題が新たになる。

自分の狭き見聞によれば既往の大工場新設の場合は地方小都市は概ね次の如き副作用をうける。

イ 工場設置により農業後背地を減する

ロ 工場の資本が大都市所在である爲、利潤の大部が大都市に吸收される

ハ 大工場は自家購買組合を備へ地方都市の商人を潤す事がない

ニ 工場的景觀は居住乃至消費不適地ならしめる爲、上級居住は附近の消費向き都市へ轉出する

ホ しかも若き工業人の幼児出生率は甚大なのでそれに要する公共教育施設費は年々急増する

此等の中イは止むなく、ハは次章で考察を加へる。又ニについては都市計畫技術が如何ともなし得る事に屬する。

こゝで考へ度きはロとホの問題である。

即、いか様税制が改められ様とも、他都市資本の工場設置による利益は割引せられる可き點が多い。

例へば千葉縣大瀧、茂原附近の天然ガス採收権利は東京の資本家の手にあり天然ガスによる企業も同様東京の資本による。

従つて地元は労賃を得るに止り、地方文化確立に資する何の餘力をも涵養し得ない。よつて自分は地方工業化の大問題として地方資本家に對する「工業開發資金の融通」の途がありはしないかと考へる。(5)

勿論此は金融資本の形式で相變らず中央資金網に吸收せらるゝ形は取る可きも、その率は杏に減少せられるものと考へられる。

自分の理想は更に此を市等を中心とする營團の事業たらしめる事である。出來得可くばその利潤を公定しそれを超へたるものもつて公共施設費にまわす事である。

三、都市農村協同體の構成

(一) 經 濟 協 同 體

工業の地方分散の問題は別としても地方都市強化は國民定住化の爲に重要至極である。

然るに地方都市は例へそれが工業化に恵まるゝとしても、前章既述の如き悩みを伴ひ、又、不幸工業化の機會を失へるものは地方農村が產組の形式にて地方都市と漸次經濟關係を失ひつゝある今日、地方都市單獨にては沒落の一途を辿るより以外の方法を有たない。

此の事は一應農村の經濟制度を合理化せしめる様に見へて實は農村の爲の地方文化の基點を地方から抹消し、此れを杳か遠距離にある大都市へ併合する事になるのである。

自分は此れに對し農村產組の全部を都市に與へよとは云はないが、少くも與へ得る部分たる購買組合關係を都市商人の手に移譲せしめよと云ふのである。

尤その結果再度都市商人が往年の農村搾取の暴虐（若しありたりとせば）をくりかへす事は許され得可くもない。（又許されもすまい）然して此は都市農村兩者協同の機關を迄高められなければなるまい。

かかる時若し工場迄がその自家購買組合を都市商人の手にゆだねる事になれば

農村は食糧

工場は工産

都市は消費

の分擔となり求められる所の文化施設は可成りの程度に豊かなり得ると考へられる。

然うして自分の欣快とする事は此等の事が、既に夢の域より脱し少くも關東に於ては栃木及千葉等の一部に於て營まれつゝある事である。

即、栃木市に於ては附近農村の購聯事務の中相當な部分を（食糧、織維、日用雜貨）都市商業組合の手にゆだねつゝある。

又、千葉市に於ては工業の購買事務を請負ふ可き配給會社が設立されたのである。（6）

然して栃木の場合はその事と關係なく、配給區域と同じき區域に對し偶然ながら報償的に學徒勞務奉仕隊が春秋農繁期の助勢として繰り出されて居るのである。（7）

（二）政治的協同體

以上、經濟的協同體は當然政治的協同體迄高められなければならない。

既往に於て「都市相互」「都市農村」時に「農村相互」が、陰然敵對物であつた。

云ふならばそれは資本自由主義に應する聚落自由主義である。然し此は理想に於てはそれが匡正せられ相互が油然として扶助的な構成にとけ得可きであらう。

聚落相互が一體ならずして何で國土全體の結合が期待され得よう。

自分の夢は一つの都市を中心として半径十五杆の圏を考へ、その中の都市村落は行政上の境壁を撤し、中心都市の市長市會議員は、全十五杆（此を郷と名づける）内の選出とする。

そして少くも中心都市の市會議員の中には各村落の長を一名づゝ入れる。

その代り各村落に分在する貧弱なる施設は綜合して中心都市に集結する」と云つた様なものである。

勿論、今日に於てはその夢は未だ實現さる可き未口さへ見出し得て居ない。

たゞ都市計畫區域の形式乃至町村組合の形式にて目的の成立を達し得ざるやを憶ふのみである。

然して自分のよろこびはその實にいさゝかの萌芽として矢張り前記栃木市が周圍の農村と連繫し「懇話會」の形式にて、將來の工業化その他の有事の際の健全なる協同對應策を研究せんと試みた形跡ある事である。（8）

（三）新興工業都市の場合

以上「その一」來のべ來つた事は總て目下銳意國土計畫的理念により建設されつゝある。新興工業都市の場合に見かへられるのである。

然してその中自分が最強調し度きは協同體構成の問題である。

若し新興工業都市が心なく膨脹するならば恐らく次の様な事態をはらみつゝ、しかも自からはやがて再分散の必要を求めるに至るであらう。

イ それは單一大工場である爲に景氣の變動による都市全體の安危を顧慮しなければならない
ロ 新都市に商業組織育生せず從つて市民による文化施設は成立し難い（但し工場自からが行へば格別。然して此には必ず限度あり）
ハ 三〇萬四〇萬の人口を集團農村より吸收する爲農村の生産力並に精神狀態は低落する等。
自分は此れに對し次の如き意見を有つのである。

イ 先づ影響圈（例へば半徑十五杆圏）内の町村組合を造る事。——此を土地營團とする
ロ 工業都市たる可き區域の土地を購買するか、或は土地→投資の形式で地主を營團に加入せしめる

八 工業都市部分の値上りによる配當は限定利率によるものとし、それ以上の利益は總て營團の取得とする

ニ 营團はその利益を以つて地方福利の公共施設に投する

ホ 土地は九九年を限りとして貸與の形式とし永久公有とする

元來國家有事の爲に騰貴せる地價を個人のほしまいにまかし得る何等の理由も見出しえない譯である。

又かくの如くしてこそ初めて實質上の協同體が成立し得るのである。

その三 地方計畫促進機關の實績

かくして種々の提説なり國家の方針が樹立され様とも、工業地方分散化を自圖とする地方計畫は何等かの中間機關なしに促進されるものでない。

その機關は勿論官に非ず民に非ざるものにして、官の意を帶し工業企業家と地方民との間を斡旋し兩者の目的を遂げしめるものでなければならない。その意味に於て最近の東京商工會議所の關東平野全面に對する活動の如き稍々認む可きものであると思へる。(9)

又直接地方計畫的に活動するものに官的のものと民的のものとあり得る。

前者は總て營團の名によつて活動しつゝある一群である。

此の心配は夫々がたゞ夫々の部門の走狗たるにおはり綜合の眞意を外し易き事である。

後者即民間の地方計畫的動きとしては近頃屢々交通機關會社、土地會社、金融機關等にその聲をきくけれども、どの程度に於てその實績を期待す可きや未だ疑なきを得ない。(10)

さればとて結局に於て此の種の事業は最後には民間の自動を待つ可きである限り、何とかして此の動きは助勢しな

ければならない。

その方法論として國土計畫翼賛協會の如きものを組織するのも理であると思ふ。(尤もその爲には夫々の重要供給施設會社の全國的營團を結成せしめる必要がある。例へばガス、電氣、水道等について。)

追記

以上頗る概要である。

たゞ自分は丁度七月一日より上海に都市計畫事務の爲出張を命ぜられ八月一杯留守にする事になる。よつて事務當局の御要求もあり、印刷場の都合を察し急遽要項をとゝのへた。

計算及詳論等は一際歸つてからか、或は總會の場合と云ふ事にする(文中(5)の如く記したるは資料の用意あるを示す)、従つて意を通するに止めた事を御容赦あり度い。

地方計畫の基調

慶應義塾大學教授
經濟學博士

奥井復太郎

一 地方計畫の性質

國土計畫は計畫觀念又は計畫技術上當然その内容として地方計畫の存在を必須とする。國土計畫要綱が地方計畫についての規定を含み、或ひは地方計畫法が國土計畫遂行の機運に際會して成立を要求されてゐるが如き、いづれも此の關係の表明に外ならぬ。國土計畫と地方計畫の關係は、此の意味から見て、單に計畫面積の廣狹丈けの問題ではなく、其處には體制的な關聯があるといふ事になる。恰も一都市の各種地域地區の設計はその都市の都市計畫の體制中の不可分的ー部であると同様である。

併し地方計畫を斯くの如く解釋する事は決してそれ以外の解釋の存在を妨げるものでない。茲に地方計畫に對する考方に二つの系統のある事を見出す。簡単に云ふならば所謂自主的地方計畫と他律的地方計畫との考方である。元來地方計畫の考方は必ずしも上位より即ち國土計畫の觀念から下垂して生れるものだといふ必然性は無い。「地方」獨自の立場で自主的に計畫があつても地方計畫たるには妨げない。此の意味の自主的地方計畫は云はゞ下より盛り上げられるといふ考方の系統に屬する。地方自治、地方自律の精神は茲に存する。反之、他の系統の考方は少くとも觀念上では「地方」が國土に編制せられる事を意味してゐる。地方は國土の特定部分として然かる可く規定され編制せ

られるものと考へる。此の意味に於いて此の考方は地方計畫を他律的（上位觀念によつて律せられるもの）と見る。若し嚴密なる穿鑿を排して云ふならば、茲に自由主義的方計畫と統制主義的方計畫との兩者を區別する事が出来る。そして時代的に云ふならば、世界史的轉換期に先立ちて主張せられた方計畫は大體に於いて前者に屬し、此の轉換期の動きに捲込まれて生じた方計畫論に於いて後者の特徴を見出しえる。今日吾々が論じてゐる所の方計畫は既に述べた様に國土計畫—方計畫の體制的關係裡に在るものとして此の意味では統制的方計畫とも云ふ可きものである。

併し方計畫が統制的であり國土的編制であると云ふ事は直に地方總力の自主的發揮を妨げるといふ事を意味しない。全體の統制にしても後段述ぶる様に各部分に自力振興を許すを以つて至當なりとする行き方がある。従つて各方を全く中央・國土的統制下に置いて餘すところなからしめんとするが良きか悪しきかに就いては問題は全然別個である。之れは後段に於いて述ぶる所である。

二 計畫としての積極性

方計畫が國土的編制裡にあるものとして、論を進めれば、各地方は「計畫」により一定の方向を指示される。元來「計畫」なるものは一定の傾向に對して抑制的か促進的かである。何れにも屬せざる所謂、放任的方法は嚴密なる意味で「計畫」とは云ひ得ない。然かも是等兩種の行き方の内、促進的なるものを以つて主眼とし、抑制的なるものはその方便とせらる。例へば近時の實例を以つて云ふなら、東京、名古屋、大阪、北九州の大都市地方に對して工場の新設増設を禁止したるは抑制的な手法であり、東北振興の如きは反対に促進的手法である。然かも國土計畫が粗ぶ人口の分散、集中産業の散開といふ建前から云へば、今迄集中的傾向が極めて強く作用してゐる限り、先づ抑制的

手法に出で、併せて促進的方法を講ずるといふ經過をとるが故に是等兩者は同一目的に對して補足的であるといふ可きである。

然かも方計畫にあつては此の抑制的なるものに於いて統制的な壓力を最も強烈に感ずる。大都市疎開、工場分散の問題が常に論議の焦點となるは此の爲めである。換言すれば其處に方計畫なるものが國土的編制體裡にあると考へるか否かによつて意見の岐れとなる場合が多い。今日の情況に即して云ふならば所謂自主的方主義なるものが、若し單なる「地方のための地方」といふ意味ならば、それは認める事が出來難い主張と云はざるを得ない。

三 二種の方計畫

方計畫の必要とせらるゝに到つた所以に就いては云ふ迄もな。經濟・社會的に見て國內諸事情の急激な變遷發達といふ事に求めねばならぬ。リージョナリズムが屢々行政區劃の統合整理といふ意味に解釋せられるのは其の好適な例であり、大都市地方に於ける複合的な都市群の發生は別の例と云ふ事が出來る。

普通方計畫は大小廣狹の二者に分ける事が出來る。一つは大都市方計畫とも云ふ可きもので、之れは複合的（綜合的）都市計畫とも稱せられ、大都市生活社會圈の外部への伸張、衛星都市の出現等と相俟つて中心大都市を母體とする複合的構成である。例へば大東京方計畫の如きそれである。反之、も一つの方計畫は國土總面積をいくつかに區切つて生ずる「地方」に就いての計畫であつて、單なる都市を中心とする綜合都市計畫では無い。例へば大東京方計畫に對して關東方計畫の如きがそれであり、東北方計畫の如きは仙臺市を中心とする綜合都市計畫とは別ものである。此の意味に於いての方計畫、つまり全國土を分けて幾つかの地方とするといふ意味に於いての地方計畫を此の場合主として考へるのである。

國土計畫・地方計畫の必要が前述の如く古い行政區劃や地域に於いて之れを溢張した生活現象を新しき枠に入れるといふ意味に於いて必要視せらるゝ以外に、高度國防國家體制の確立が最も主題的になつてゐる事は改めて説くまでもない。防空上から見て危險分散の趣旨による分散論、従つて地方開發論は最も首肯し得るものゝ一つである。併し更に根本的な問題としては國土の機構的變化（惹いては國家のそれもあるが）と云ふ重要な條件が作用してゐるものと認める事が出来る。次に此の點に就いて簡略に述べてみよう。

四 集 中 と 分 散

政治が集中型であるか分散型であるかは、昔に於いては著しく地理的状況によつて左右せられた。即ち交通の便至大なる平野河川沿海地方と其の不便なる山嶽高地丘陵地帶とでは一中心の持つ集中勢力圏の大小廣狭に影響をする。従つて國土内には一方に於いて單一乃至少數の大中心造成の傾向があり、他方には分散的多數の小中心造成の傾向が出来る。

此の意味で近代國家の中央集權は地理的障害を破碎した交通機關の發達に負ふ所大としなければならぬ。と同時に現代國家の構成が圖形的に見て極度の集中型である事も理解出来る。此の分散的傾向と集中的傾向とを歴史的に見るならば、封建時代を以つて前者に於いて、近代國家の成立を以つて後者に於いて事が出来る。我國の例を以つて云へば徳川幕府の中心として江戸は可なりな中央政權となつてゐたものゝ、地方雄藩は各自中心都市を持ち一種の自立型を示してゐた。その數字は信用し難いものであるかも知れないが、明治初年の全國都市人口は分散的な封建體制を遺憾なく示してゐる。反之、明治維新は東京の絶對的中央化を招來した。此の事情は種々説明せらるゝであらうが中央政權確立の必要から出たものであつて、中央政權が確立する以前に、地方の諸中心を強化し、又は強大なる地方中心を性格とを持つてゐるのである。

存續せしむる事は、中央強化に著しき障害とならざるを得ない。此の意味に於いて明治政府の東京中心強化は首肯する事が出来る。

併し一度近代國家の體制が確立してしまへば地方中心の弱化をはかる必要もなく、むしろ從來の中央強化として採り來つた方策の諸結果は中央の過大集中といふ弊害を示すに到つて、今や中心の過大集中と云ふ反対の現象に悩むに到つた。今日迄の情況は正さにそれであつて地方は枯渇し中央は肥膏するといふ状態となつた。此の二期を経て新たにこゝで採らるるべき方法がつまり近來喧しく論ぜられる地方計畫による中央の分散、地方の開發である。故に地方計畫とは、今日の意味では特別な内容を持たぬ、單なる「地方計畫」ではなくて、如上の歴史的経過の裡に捉握せらるゝ限り、封建の正と集中の反とを新しく合の型に於いて統合した新しき國土編制を現出すべきものとして特定の内容と性格とを持つてゐるのである。

五 現代地方計畫の經濟的性格

地方計畫が國土計畫の體制裡に於いて特定の性格と傾向とを持つ事についての歴史的政治的説明は以上の如くであるが、之れを經濟的に見る事が出来る。資本主義經濟はあらゆる方面に於いて企業經營の擴大を必然とし、殊に工業は家内の規模から大工場生産へと移つた。然かもかうした變遷發展は決していづれの國でも全國的に一樣に行はれた譯ではない。到る處の農村や町に水車の替りに大工場が出來た譯ではない。此の發展はいづれの國について見ても國土の一地方一部に先づ發生し其處で伸張して居る。其の經過は外延的擴大と云ふよりも内包的累積の過程を辿つてゐる。つまり新興資本主義生産は國內のどの部分にも好適な適地を發見してはゐないで、一部分にのみ立地（廣い意味での）の好條件を見出してゐたのである。其の地點は、つまり大都市であつた。都市が常に新しき様式導入の契機と

なる事は蓋し其の性格上當然であるから。斯くの如くして經濟的に見ても、新組織の下に於ける集中的な新興經營と地方に於ける舊態依然たる封建性經營とが對立し、その拮抗は云々迄もなく都市の新興資本主義經營の壓倒的勝利に終り、こゝでも地方は枯瘦し都市は肥膏するといふ現象を生んでゐる。そして同時に都市經濟の此の肥膏が過大化した弊害に漸く苦惱を感じ其の對症療法の發見に力を傾注しつゝあるのが現状である。

六 經濟的文化的條件の全國的均等化

元來全國土を構成する各地方は前述の如く何等かの形式に於いて、國土的に編制されてゐるのであるが、その方式は、國全體の經濟・政治・社會的發展の程度、その地方事情の如何によつて決して同一でない。既に述べた様に、一定の條件が成熟するに到るまでは、特殊の地方編制をやらうとしても其れは不可能である。其の地方が例へば資本主義的生產經營の基地として差支ない丈の條件が成熟して來なければ之れをさうした關係に於いて編制する事は出来ない。例を以つて云へば未開發地方に於ける經營は主として農業又は原料產出の產業に止められ、其處では資本主義前の組織又は制度が許容される。従つて是等原料を加工する場合には原料は未加工のまゝ加工業の所在地である既開發地方（都市地方）に搬出され、其處で加工せられることとなる。勿論此の種の立地關係には製品販路の關係、即ち市場への遠近も問題になるが、それでも嵩多い原料を遠距離、未加工品のまゝ輸送するといふ不經濟を犯してゐる。

反之、是等原料生産地の經濟的社會的文化的條件が成熟して來ると、最早未加工品のまゝ搬出する必要は無くなつて、半加工の狀態に於いて之れを輕量小容積化して搬出する事を便宜とするに到る。此の時期に於いて或る種の加工工場が原料生産地に移動するといふ傾向が發生して來る。然かも是等地方の、かうした經濟・文化的向上は地元市場

の創成といふ事にもなり、惹いては第三期として、地元必要の貨物の自給生産といふ段階まで進んで行く。此の第三期に於いては嘗て未開發地であつた地方が資本制生產經營の基地としての條件を成熟せしめたといふ事になるので、若し工場經營其の他を各般に亘つて全國的に分散せしめ様とするならば、他の地元的特殊條件の有無を別にして、かうした地方條件の成熟普遍化といふ過程を俟たねばならぬ。

今日地方計畫が人口及び產業の全國的分散を狙つてゐる事は、少くとも内地に於いてさうした條件の成熟が前提となつてゐるといふ可きであり、惹いてはさうした條件の成熟がある場合、各種產業の經營を國土の一部分、一局點に過大集積せしめてゐる事は寧ろ過大集積の弊を激増する丈で、他に益なしといふ事を意味する。

此の實例は布哇島嶼に於いて見る事が出来る。土着王國としての布哇はその文化生活に即應した安定ある社會形態であつた。しかるに白人の發見後、殊に單なる航海寄港地たるに止まらず砂糖黍其の他の所謂植民地栽培の基地と化するや、以前の安定は破れて、こゝに所謂植民地社會を現出した。產業は經濟支配國へ隸屬型となり、移民の必要物資は全部母國より供給せられて植民地搾取の典型となつた。勞働についても植民地特有の勞働組織（強制勞働、半奴隸勞働）を現出せしめる。併し、此の過程を經て漸く新しい安定を見出す第三期への進行がある。つまり植民勞働が定着勞働と化し植民地的栽培より自給農業への多角的變化が起り、併せて輕工業其の他の自給が行はれるに及んで、純植民現象及び之れに附帶する諸種の攪亂動搖的な過程は一應終熄し、別個の安定期に到達する事になつた。布哇に於いて見る如く、從來歡迎せられた移民は禁止され、外國資本の絕對的支配に對して地元資本の擡頭が起り、人口の性別、年齢別構成は正規化して來る。是等が其の安定化に伴ふ諸徵候である。

其の外林產地、鑄業地等がその發展過程に於いて、地元產業の多角的綜合的構成を要望する様になるは此の理に基く。

七 條件均等化に伴ふ變化と動搖

布畦の例に於いても見らるゝ如く、一地方は外界との接觸に於いて、斯くの如き安定（低次的）—動搖—安定期（高次的）の経過を最もよく示す。國土計畫—地方計畫との關聯に於いて取扱はれる地方も正に之れと同様であつて、孤立的封鎖的地方の自然發生的な變化を取上げるものではない。全國、或ひは全國土との結びつきに於いて計畫化さるゝ限り、前に述べた様に抑制的或ひは促進的な勢力が一つの地方に、他の地方又は中心から影響を及ぼして来る。その勢力の影響を受けて内的に漸次成熟又は變貌しつゝある現象は、地方計畫にあたつて最も注意すべき經濟的因素である。

かゝる變化・動搖が自生的でない限り、計畫の積極性と相俟つて地方計畫が當地方に及ぼす影響は頗る甚大なものがあり、此の點に於いて特に深甚の考慮を必要とする所以である。

此の點で所謂自由主義的方計畫は、主として地元事情の變化に應じて自主的設計をはかるに對し（工業經營の多角化、移民禁止、外來資本の排撃、地方文化の傳統固持等々）統制的方計畫は中央的規格を嵌入せんとする事は（之れは經濟・文化條件の均等化といふ點から見れば、必ずしも著しい障害を豫想するものでは無いが、合理的計畫は常に非合理性の難所に逢着するものと云つて差支ない）著しい反響を引き起す。（地方文化の中央化、鄉土的傳統の薄弱化、農村景觀の都市化、生活規準の制度化等は地方關係者の關心に深くふれる所である）

勿論、此の意味の方計畫の立案遂行に當つても、地方特殊事情及び諸條件を全く一掃し去る事を以つて最も正當なる方法だと主張するものではない。中央統制の強化にも拘らず、地方文化の存續が頗る當面の急として容認せられてゐる。これが現代方計畫の課題として要求せられてゐる點で、若し單なる中央化の一途に於いて問題を解決せん

とするならば第四項に述べた意味の單純的中央集權化と毫も選ぶ所なき狀態となるであらう。地方計畫が、正・反・合の過程に於いて成立してゐるといふ事は單純なる地方の中央化ではなく、地方的特徵を活かしての經濟文化的均等化といふ點にある事を當然規定してゐるのである。

八 東亞國土計畫と地方計畫

我國内地の國土計畫は其の面積の狹さに多大の制約を受けてゐる。然かもその地方計畫たるや、國土計畫の方向に規定せらるゝ所頗る大であるが、我國、地方計畫に於いて當面の問題となるものは、東亞國土計畫との關聯に於いて生する諸關係である。東亞國土計畫、又は東亞共榮圈の構想は、その裡に含まれる内地國土計畫の構想に、地方計畫的に強力な影響を與へる。

生活圈又は勢力圈の擴大が中心形成、殊に其の所在に變化を與へるのは既定の事實である。對米關係に於いて横濱が、對支關係に於いて大阪・神戸が其の勢力圈の基點をなしてゐた事は周知の如くである。既に述べた様に交通の發達は過去に於ける程、中心の地理的條件を重要視するもので無いとは云へ、勢力・生活圈の伸張、擴大が中心形成及び其の所在に多少なりとも影響を與ふるは事實である。

然かるに東亞共榮圈は我國本土を中心と見てゐる時は、著しく西南方に面積的擴張がある。從つて、其の中心は我國本土にあると云つても、極めて細長い形狀を持つた本土の地理的關係から見て、各地方が占める關係の深淺厚薄は決して一樣でない。共榮圈から見て、我が本土が之れに對する關係は、煎じつめれば共榮圈内に於ける臺灣地方の位置、九州地方の位置、又は中國地方の位置といふ事に歸着する。

此の意味で我が本土の方計畫は東亞國土計畫の大方針の下に著しく影響を受けると云つて差支ない。地方計畫は

之れが上來述べ來つた様に各地方の孤立封鎖的設計でない限り、その編制の體様は交通系統・交通網の體系によつて示されると云つて差支ない。さう云ふものとして、關門の海底連絡、關釜海底連絡の如き此の關係を指示してゐる。然かも本土各地方が東亞共榮圈的に著しい影響を受けるといふのは、單なる地形、圖型的な方面のみではない。共榮圈各地の有する經濟・產業的性格と睨み合せて、本土各地方の地方計畫が立案せられねばならぬ。近來に於ける九州地方經濟の興隆、中國地方の發展等はいづれも其の證左と云ふ事が出来よう。同様な事情は朝鮮、北鮮地方南鮮地方に於いても云ふ事が出来る。

斯くの如く考察して來ると現代地方計畫の課題が素朴なる地方開發、地方振興又は地方文化の墨守でない事が明瞭になる。

九 結 語

以上述べ來つた所を概括すれば今日の地方計畫の基本問題は次の如くである。

地方計畫は國民經濟の發展、國家組織の強化といふ基本的過程の裡に含まれる現象であり、其の結果、現在當面してゐる高度國防國家態制の要望に應ふると共に東亞共榮圈確立に對して最も合理的具體的設計たる事を要する。其の方向は分散的傾向にありと雖も地方獨自の特殊性を充分活かすものたる事は、前述の基本的發展過程中に含まれたる必然的要請である。唯、所謂「地方の爲めの地方」と云ふが如き偏狹なる觀念は地方計畫に於いて揚棄せられねばならぬ。

茲に於いて地方計畫が當面する個々の技術的課題は頗る重要であるが、此の點についての詳説及び研究構想は他に譲るべきであると思考す。

特 別 報 告

近畿地方計畫と神戸の將來

神戸市港都工營課長 奥中喜代一

一、皇國文化の發祥地近畿地方

近畿地方は我國文化の發祥地であり皇國發展の原動力となり今日其重要性が倍加さるゝに到つた。さて近畿地方は普通大阪府を中心に兵庫縣、京都府、滋賀縣、奈良縣、和歌山縣の六府縣を指すが、地方計畫を進める立場からは福井縣に屬する若狭の國即ち敦賀地方をも包含するを適當と思はれる。六府縣の大要は次の通りである。

面 積	二七、二一七方杆	(全國面積の七パーセント)
人 口	一二、〇六九、六〇〇	(全國人口の一六・五パーセント)

生産額 (昭和十二年) (全國の一五パーセント)

而して生産額は大阪灣沿岸が其大部分を占め其の八割が大阪兵庫の二府縣で占めて居る。

大阪府生産額の九割七分が工業生産額三分が原始產業
兵庫縣生産額の九割一分五厘が工業生産額、八分五厘が原始產業
かくて、大阪灣沿岸には、岸和田、和泉大津、堺、大阪、布施、中、豐吹田、池田、伊丹、尼ヶ崎、西ノ宮、芦屋

神戸の十三市が存在し其接續町村人口を合せ約五百五十萬、其面積約六百方糸で東京の人口六百六十萬、面積五百七十方糸と大差がない。更に京都市を合せ考ふれば近畿地方の重要性が明瞭に認識される。

二、近畿地方計畫の重點

従つて近畿地方計畫は

- (イ) 大阪灣沿岸の整備擴充
- (ロ) 大阪灣沿岸都市の再編成
- (ハ) 新工業地の開發

の三點に歸着する。

(イ) 大阪灣沿岸の整備擴充

大阪灣沿岸には阪神兩港の外に堺、尼ヶ崎、西ノ宮其他あり、其築造、經營も、國府縣、公共團體、會社あり、之等は國土計畫の立場より國力を以つて統一し整備擴充の要がある。阪神兩港のみが屢々論議せらるゝも沿岸中小港も密接不離の關係あり、一日も早く國力を以つて統一國策に基き整備擴充の計畫を樹立し實行に着手されん事を望む。

(ロ) 大阪灣沿岸都市の再編成

防空上の見地より已に大工場の規正が施行されたのも再編成の第一歩を進めたものと解せられる。而して都市の再編成も大、中、小市町村と別々に放任して置いては困難であり、事實一大都市を形成して居るのであるから、此の事實に鑑み國力を以つて統一し一つの都制[？]の下に置く必要がある。

(ハ) 新工業立地の開發

新工業立地として一應考へらるゝ地域は

琵琶湖平野 八三〇方糸

奈良平野 二九〇方糸

播州沿岸地方 四八〇方糸

があるが、琵琶湖、奈良平野の如きは特殊輕工業には或は適するかも知れないが、新工業立地としては不適當である。此等の外小地域のものを拾ひ擧げると、和歌山縣の紀の川、有田川、日高川の河口附近、兵庫縣圓山川沿岸地、京都府の福地山盆地などあるが期待する程でない。又宮津灣、敦賀灣沿岸地は地域狹少であるが、工業立地よりも、交通上の要地として別の使命を持つて居る。結局播州沿岸地方のみが、近畿地方に於ける一大新工業立地であり、最近の發展實に目ざましきものがある。

以上の三點のみならず近畿地方計畫として、森林計畫、農耕地計畫、漁業計畫等、所謂原始產業計畫の必要なるは勿論である。

三、近畿地方計畫の諸問題

次ぎに計畫の事項としては

- (イ) 築港の整備擴充と新設
- (ロ) 交通機關の整備擴充と新設
- (ハ) 水利の整備と開發

の三問題に要約される。此の三項目につき計畫事項を列舉すると

- (イ) 築港の整備擴充と新設

紀伊沿岸、淡路島沿岸諸港の整備擴充或は新設である。

二六

(ロ) 交通機關の整備と新設

本問題には、いろいろの事項がある。

一、海岸道路の新設擴張 大阪灣港、播州沿岸港を連絡し且つ紀伊沿岸を経て伊勢灣工業地帯と連絡するもの並に日本海沿岸諸港を連絡するもの。

二、大阪灣沿岸都市連絡道路の新設擴張。

三、新工業立地並に既成都市との連絡道路の新設擴張。

四、日本海と瀬戸内海との連絡道路の新設、擴張並に運河連絡。

五、臨港鐵道の整備と新設。

六、鐵道線路重要な地下又は高架に改築。

七、郊外電鐵、市街電鐵の統制連絡運轉並に郊外電鐵重要な地下又は高架に改築。

八、高速鐵道停車場と各種交通機關との連絡。

九、水陸空港の新設擴充と他の交通機關との連絡整備。

(ハ) 水利の整備と開發

本問題は都市の給水、工業用水のみならず、水力發電の問題、原始產業計畫に於ける灌漑用水等の諸問題をふくみ琵琶湖を中心に近畿内各河川が検討されるべく、地下水利用の問題は、大きな期待がかけられない。

而して既成都市の再編成は以上の諸問題と併行して進めらるゝものである。

四、地方計畫の具體化と神戸の將來

近畿地方計畫の圓滿なる具體化には大阪灣沿岸を一つの都市に統合する必要ある事を述べたが、之には府縣の統合と云ふ問題が伴ふ。而して現在に於ては特別市制都制案が問題とされて居り、近き將來京、阪、神三大都市が都制を施行されるであらうが、府縣の統合が行はれない限り一つとなる事は望まれない。従つて、地方計畫の進捗に拍車をかけるものは先づ第一に、京、阪、神三都の都制施行であり、それと同時に三大都の區域が自ら決定せられる。即ち京都市は京都府に屬する市町村を、大阪市は大阪府に屬する接續市町村を、神戸市は兵庫縣に屬する市町村を包含する事とならう。かく考察する場合、京、阪兩都は再編成地域のみなるに反し、神戸は東に再編成地域と西に廣大なる新開發地域を控へ、兩翼を持つて雄飛すると云ふ極めて有利なる態勢にあり洋洋たる前途を有するわけである。

近畿地方計畫の具體化は已に述べたる如き諸種の計畫を進むると共に都制施行を實現するにあり。

思想としての地方計畫

都市計畫山形
地方委員會技師 内 藤 勝

國土計畫設定要綱が閣議決定されて以來約二年、國土計畫乃至その下位計畫たる地方計畫を如何に見るか。

地方計畫は先づ歴史の產兒として之を認識せねばならぬ。轉換期に直面した時代の怒濤の中にその姿を視ねばならぬ。明け行く黎明の大きな跫音の中にその聲を聽かねばならぬ。即ち地方計畫は昭和維新と共に生れ、新體制と呼吸を同じうし、大東亞戰爭と脈搏と共に打つ。かくて地方計畫とは單なる產業開發計畫でもなく、單なる人口文化の配分計畫でもなければ、況や精神なき綜合的土木事業計畫でもない。

かく考へる時地方計畫は先ず強烈なる思想的確信として存在し、次に學術的理論として構成せられ、始めて具體化實現されねばならぬ。地方計畫の精神は昭和維新の精神であり、新體制の精神である。地方計畫は新體制と固く結び付いて併存し、併存しつゝ歸一する。新體制のいづくに地方計畫の理念を求むべきか。昭和維新は明治維新に比較して幾多の共通點を持つ。共に世界史の轉換を背景とした革新である點に於て。共に官民一致奉公翼賛の體制である點に於て。併し又そこには極めて明確なる性格の差異を持つ。明治維新は三百年の鎖國の夢より覺めた島國日本が始めて世界の空氣を呼吸し、歐米を崇拜して文明開化を謳歌した。昭和維新は半世紀の歐米心醉の惡夢よりさめて、大東

亞の日本を再認識し、曾ての物質至上主義を排撃する。前者は封建時代の桎梏より覺醒して人々は個人を意識し自己を識つた。後者は自由主義個人主義を止揚して個人よりも全體の重きを先にした。更に經濟的に之を見るならば、前者は徳川封建經濟より資本主義經濟への激流に依て昨日までの日本を作りあげ、後者は爛熟頽廢せる高度資本主義より全體主義經濟乃至統制經濟への推移に依て明日の日本を建設せんとする。即ち自由主義より全體主義へ。これが昭和維新の特質であり、新體制であり、從て國土計畫乃至地方計畫の理念も亦此處に求むべきである。

勿論我等は自由主義乃至その經濟的表現たる資本主義の昨日までの日本に於てなし遂げた輝しい功績は率直に之を認めねばならぬ。併しアダムスミスの所謂「目に見えぬ手」は同時に亦盲目の觸手であつた。利潤のある所農村の疲弊に於て人口は都市に密集して、地價は狂騰し、道路の狹少綠地の保存等は一笑に附し、利潤の更に多き所蒼穹の天日よりも煙突の黒煙を愛し、交通の混亂等は寧ろ文化の象徴の如くにさへ考へられた。これが現代自由主義資本主義の牙城たる過大都市の姿である。

自由主義より全體主義へ。こゝに我等は地方計畫の理念を追及したい。

現行計畫體系より國土計畫、地方計畫體系への移行

（「我が國に於ける國土計畫並びにその單位地方計畫の算定方針」に關聯して）

都市計畫大阪
地方委員會技師 山 田 正 男

國土の合理的組織化を企圖する爲には、當然之に關聯した行政機構、行政區劃の合理的組織化を行はなくてはなら

ない。國土計畫乃至は地方計畫の樹立を阻害するものは、現在の行政區劃であり、行政機構なのである。我々はかかる行政組織の合理化なくして、國土計畫乃至は地方計畫の實現を期待する事は出來ない。

國土計畫はその目的遂行上幾つかの單位地方計畫に依つて構成さるべきである。此の國土計畫を構成すべき單位地方計畫の區域は、自然地理的にも或は經濟地理的にも、或は地政學的にも、或る程度獨立した一單位の區域でなくてはならない。國土アミーバ論の立場からすれば、單位地方計畫區域は國土の一機關であり、之は更に多數の細胞的組織に依つて構成されるのである。此の細胞組織も労働力需給の點からも、生活必需品確保の點からも一單位の區域でなくてはならない。後者は最小規模の生活圈であり、前者は更に規模の擴大された生活圈なのである。現在の行政區劃は勿論左様なものではない。斯かる弊害は既に統制經濟、計畫經濟の上にも到る處に現はれて居るのである。行政區劃の改廢の問題は國土計畫遂行上不可缺の問題である。此處に真先きに問題になるのは府縣の廢合に依る州の設置である。各州の區域は即ち各地方計畫區域でなくてはならない。府縣界の撤廢こそ、國土計畫乃至は地方計畫實現への最大の推進力となるであらう。

行政機構の問題は更に複雑怪奇と云はざるを得ない。勿論、過去の機構は各省の對立に終始して居たのであるから縱の連絡こそあれ、横の聯繫がない。之が國土計畫策定を阻害するのは當然である。處が驚くべき事には、政府に依り國土計畫樹立の聲明されて既に一ヶ年を経過した今日、尙舊態依然たるものがある。過般、工業規制地域並びに建設地域に關する暫定措置の決定に際しても尙且然りである。亞然とせざるを得ない。國土計畫に於いては、最早「本省に關する限り」などと云ふ言葉はあり得ない筈である。我々は行政の運用に依る國土計畫の策定に期待する事は出來ない。之を期待するには、餘りにも國土計畫は緊急の問題なのである。

我々は一刻も早く、國土計畫體系の確固たる機構を持たなくてはならない。各省の計畫部門を統合して、一つの國土計畫機關を設置し、更に之に附隨して各地方計畫區域（州）に地方計畫機關を設置してその各計畫部門を統合するのが終局の機構であらう。

然し前述の事實より見れば、府縣の改廢と云ひ、抜本的な國土計畫機關の設置と云ひ容易な事ではなからう。それにも拘らず國土計畫の樹立は緊急の問題なのである。斯く考へれば、都市計畫委員會の改組こそ、事態に即應した暫定措置ではあるまい。即ち各府縣に配置されて居る都市計畫委員會を統合改組し、各地方計畫區域に地方計畫委員會を設置し、國土計畫、地方計畫の調查立案の任に當らしめ、確固たる國土計畫、地方計畫機關の設立せる際には之に吸收せしめるのである。

時局多端、人的資源窮乏の際、斯くの如き暫定措置こそ現行計畫體系より國土計畫體系へと移行する最捷路である。

我が國に於ける國土計畫並びにその單位 地方計畫の策定方針

都市計畫大師
地方委員會大師
山 田 正 男

國土計畫とは、國防國家建設上合目的々な土地利用計畫であり、實際的問題としては國防國家建設を目標とした人口及び產業の再編成、國土の合理的再編成がその主要なる目的である。地方計畫は斯かる國土計畫を構成する一單位

地方の一単位の計畫でなくてはならない。都市計畫乃至は農村計畫には斯かる國土計畫乃至は單位地方計畫を構成する一単位の計畫でなくてはならない。

斯かる計畫體系の指導理論なり基礎理論なりと云ふものは、或はアウタルキーであり、或は立地論、均衡論であらうが、一言を以つて云へば、國土の合理的組織化に他ならないのである。過去の時代に極めて無組織のまゝ自由に放任されて居た國土を、新時代の要求に應じて或はアウタルキーの立場から、或は立地論、均衡論の立場から合目的々に組織化しようと云ふのである。

國家は生物である。國土はその身體なのである。

從つて國土は無數の細胞組織の合成よりなる有機體なのである。斯く考へれば、都市計畫、農村計畫は何れもその一細胞組織であり、地方計畫は多數の細胞組織の合成した一機關とも云ふべきである。差し當つて京濱地方、阪神地方の如きは、我が國の心臓なり肺臓にも比すべきであらう。然し國土に於ける心臓とか肺臓の存在は、或は防空問題、或は人口問題、或は交通問題等の立場から所謂過大都市として否定さるべきものである。大都市に集積した各種の機能は幾つかの細胞組織に分解さるべきである。然しあミーバと云ふ生物がある。國土はアミーバ的組織でなくてはならない。

之こそ國土計畫體系の目的に合致した理想的な組織と云ふべきである。人口及び産業の配分、或は過大都市の規制、或は之に關聯せる新都市の建設も、或は各種の施設、或は地域制の設定も、すべて此の國土アミーバ論から出したものでなくてはならない。

過大都市の規制、新都市の建設は、人口及び産業の再編成に關聯して、國土計畫乃至は地方計畫に於いて最も緊急の問題である。處が、過大都市の規制に就いても、新都市の建設に就いても、全國の各地に生産擴充に基く軍需工場の建設は、人口及び産業の配分の點——勿論東亞共榮圈全體を通じた——から、もつと詳細な計畫を樹てなくてはならない。之なくしては、國土計畫も地方計畫も一步も進み得ないのである。

大正九年——昭和五年の間に、我が國の工業人口は約五〇萬人増加した。毎年約五萬の人口が農村から都會の新設工場に吸收されたのである。今日不幸にして適確なる數字を擧げる事は出來ないが、諸種の條件を考慮し、工業人口の増加を年一〇萬と推定する事は左程妥當を缺くものとは思はない。

此の増加人口の中、約二〇%が生産擴充上止むを得ず既存都市内の新設工場に吸收されざるを得ないものとすれば、残りの八〇%は全國の新都市に配置さるべきものである。之は一〇年間に八〇萬の工業人口、換言すれば四〇〇萬の人口——工業人口を二〇%として——此の新都市に配置しなければならない事を意味する。之はもし新都市の人口を五萬とすれば、一〇年間に八〇個の新都市建設の可能性を示すのである。

同時に之は都市膨脹の抑制、過大都市の規制の可能性をも示して居るのである。何となれば、農村から都市へ流入する人口は、一〇年間に約四〇〇萬と推定されるからである。

國土のアミーバ化は、もつと計畫的でなくてはならない。

都市計畫と地方計畫

東京市市長室企劃課部
都市計畫課

尾崎

嚴

一、緒言

現時局下の世界情勢は今や舊殻を脱して新體制にと一大變革を來す可き様相を呈するに至れり。従つて之が統制の準備として都市計畫より地方計畫に、地方計畫より國土計畫にと順次其の計畫範圍擴張の必要性が世界全般に普及せらるゝに至れり。斯かる現象を齎したるは夙に人口の急激なる増加に基因し各種人類生存圈の確立を目標とする自然的要求に外ならないのである。故に之等計畫の基礎的精神に強度國防國家體制を主眼とする國土計畫を根幹とし、之に準據したる地方計畫を確立し、之に順應したる都市の計畫並に是正を畫し、統制ある計畫の満全を期するを要す。

二、都市計畫

都市計畫は我國に於て法の制定を觀てより既に二十餘年、都市の改良と其の建設する所甚だ大にして、従つて國力の伸張發展に寄與する所尠しとせず。然れ共法に曰く「本法に於て都市計畫と稱するは交通、衛生、保安、防空、經濟等に關し永久に公共の安寧を維持し又は福利を増進する爲め重要施設の計畫にして市若しくは主務大臣の指定する町村の區域内に於て又は其の區域外に亘り施行すべきものを謂ふ」とあり、故に都市若しくは將來都市化すべき區域に對し、現在及將來の計畫を樹立し其の施設を爲して永久に公共の安寧を維持し福利を増進する事を目的として居り、其の都市以外の地域に對する綜合的關係に就ては餘りに重要視せざりし傾向有りしのみならず人口配置に對し計畫合を醸成する虞無き様適法を制定し合理的都市構成を畫するを要す。

三、地方計畫

理化規制的法規の缺如に依り、都市集中人口自然放任の結果過大都市の形態を相するもの尠からず。従つて之等都市の産業運輸其他に於ても偏在を來せるもの多々あり、爲めに都市の有機的機能發揮を阻害し逐次都勢の衰退を來し、延いては附近地人口の吸收に依り其等地域の産業生産の衰微等附近地域に及ぼす影響甚大なるものあり、斯かる弊害を醸成する虞無き様適法を制定し合理的都市構成を畫するを要す。

四、都市計畫と地方計畫との相關關係

既往の都市計畫は都市自體獨自の計畫なりしに對し、地方計畫は國土計畫と根幹として地方的に分割せる計畫區域の稱なるを以て其の區域内の都市は當然其の地方計畫に包含せられ、従つて一體不可分の性質を有する綜合的關係にあり。

五、地方計畫に依る都市計畫の影響

都市計畫は地方計畫と一體不可分の相關關係にあるを以て、既成都市並に都市化指定地に於ける既往計畫に就ては地方計畫を基礎として再検討を試み地方計畫に背馳せるものは之を是正し、又將來計畫せらる可き計畫に就ては勿論地方計畫に準據して計畫を決定すべきは當然の歸結とす。

都市計畫と地方計畫とは以上の如き趣旨關係を有するものなれ共、其の内容に至つては極めて廣汎にして複雑多岐に至り、實社會各般の凡ゆる部門に關聯せるを以て、與ふる限り正確なる資料の蒐集に務め人類生存の眞髓を極めて綜合的有機的にして最も有利適切なる計畫を樹立すべきが肝要である。(一七、八、一四)

地方計畫具體化に關する諸問題

東京市大森區長 天利新次郎

一、地方計畫の理念 地方計畫は交通、衛生、保安、防空、經濟等に付く緊密なる關係にある地方を、行政區劃に基すかずして人と土地とを合理的に統制結合し、以て地方の健全なる發達を計畫するもので、所謂地域計畫の一種に屬し、又鐵道計畫、河川計畫等の如き單獨の計畫と異なり、凡ゆる事項の綜合を内容とする計畫である。而して地方計畫は個々の都市計畫、農村計畫を單に集合したものではなく、之等を結合せしめたる其の上に、一體不可分の有機的計畫を樹立することを使命とするものである。

二、地方計畫の必要 東京、大阪の如き過大都市の弊害は速に匡救することを要する。又既に無統制に建設せられたる各地工業都市の弊害も之を除去する必要がある。更に將來斯の如き過大都市及無統制なる都市の出現を未然に防止することも肝要であつて、都市計畫の及ばざる之等の缺陷は地方計畫の樹立に依り是正せられる。故に地方計畫の

實現は現下の急務と謂ふべきである。

三、地方計畫法の制定を望む 地方計畫の上位にある國土計畫は既に政府に於て其の大綱が發表せられた。下位にある都市計畫は久しい前より既に立法化せられ、農村計畫も着々進捗してゐる。この中間に位し双方の連絡調整を爲す地方計畫は速に之を立法化し、地方計畫法として其の陣容を整へ、府縣市町村の疆域に捉はれず、各種の事業を綜合運營する所の基本計畫を樹立すべきである。

四、地方區域の決定 地方計畫の客體を爲す地方區域は、主務大臣に於て内閣の認可を受け之を決定するを適切なりと信する。本件に就いては地方計畫委員會の意見を聞くべしとの說もあるが、之を構成する地方計畫委員は區域未決定の爲に地元委員選出せられ居らず、從つて委員會の意見を聞く機會が無い、故に監督官廳たる主務大臣に於て其の區域を決定するを委富とする。尙此の區域の決定は國政上の重要事項と認むべきを以て、内閣の認可を受くるを適當とする次第である。

五、地域制の決定 地域は府縣市町村の疆域に拘泥せず現況に理想を加味して、都市、外郊、農業、林業、牧野、鑛業、漁撈及特別の八地域とし、特別地域には景觀、綠地、學園、特殊工業、未指定の五地區とすること。而して之等地域、地區の決定に付ては、地方計畫委員會の議を経て主務大臣之を定むるを適當とする。

六、計畫の概目 地方計畫は臣民私權の制限をすること大であるから、列舉主義に依り其の内容を明に爲し置くを可なりとする。現在考へられる計畫としては、河川、運河、道路、高速鐵道、港灣、綠地、水道、電氣、防衛、日用品配給等がある。尙外郊地域に限り一團の定住地計畫を爲し、所謂衛星都市の建設に努力すべく、此の場合國及府縣は當該市町村に對して、所要經費の各三分の一以内を補助するの定めを爲し、仍て快適都市の實現を期すべきである。

七、地方計畫の機關 計畫の機關としては委員會制度を探り、東京を含む地方及一以上の府縣に至り計畫を爲す場

合の會長は内務次官とし、其の他は當該の府縣知事を會長とする。而して委員會には事務局を置き、局長には相當擴大した權限を賦與して事務の遂行を容易ならしむることが肝要である。又實施の機關としては原則として府縣知事とし、六大都市の地域内に限り當該の市長を以て事業執行者とすることが適當なりと思ふ。

八、土地建物に關する特例 高度なる公益優先制度を採ること即ち、（一）所有權制限の強化を圖り、（二）法律を以て定めたる特定物件には其の保存義務を強制し、（三）計畫したる所要土地の收用及建物の移轉に付ては、都市計畫法よりも一層簡易化することとすべきである。但し地方計畫の告示を爲してより三年以内に事業着手に至らざるときは、計畫決定の效力を失ふことを明確にし、以て一面私權保護の方法を講ずるを適切なりと考ふる次第である。

九、財源 事業執行に要する經費に充つる爲事業執行者は、（一）行政區域の如何に拘らず受益者に對し負擔金を賦課し得ること。（二）事業費の三分の一を超える限度に於て特別稅を賦課し、若は關係地方團體に分賦し得ることとし、更に（三）國庫は事業費の三分の一以内の補助を爲す旨を定め、仍てこの事業財源を確保する必要があると思料する。

一〇、準用規定と特別規定 一般的には都市計畫法を準用するものとし、更に事業の執行を容易ならしむる爲、土地區劃整理及耕地整理を簡便有效に行使し得る特別の規定を設くる必要ありと思ふ次第である。

地方計畫の實施運營に關する問題

谷 口 成 之

都市計畫北海道
地方委員會技師

一、地方計畫の概念 我國に於ける地方計畫は、論議乃至育成過程にある内に、國土計畫に飛躍せるものと見られる。

將來我國に於ては調整主義的計畫の餘地なきに非ざるも、希求せられる地方計畫は國土計畫の下位計畫である、國土計畫との限界明確ならざるは其本質が異らざる爲なりと考へられる。

地方計畫は國土計畫の具現手段として存在意義ある事は過般政府の策定要綱にも見られる所である。

而して我國の 地方計畫に地方的に再編成的のものと、地方開發的のものとのある事は已に現行法に織り込まれ、又閣議決定方針に明にせられて居る所である。

具現の順序は、

調査命令下降→調査上向→計畫決定→實施命令下降→實施具現

二、地方計畫の調査機關 地方計畫の調査機關は、現行制度に於ては二ヶ年の經驗より推して、例へば都市計畫調查機關を擴充強化して利用する事が至上と考へる。恒久的に不斷の調査研究をなし、機宜を得た資料提出建議をなすべきである。

從來の如き片手間な、一時的な調査であつてはならない。

地方別に繁閑のある事より、數府縣を包含したる廣域毎に一機關を設置する事が適當と考へる。

三、地方計畫の決定機關 調査機關より提出せる資料を参考とし、國土計畫に基き、地方計畫委員會の議を経て、閣議決定によつて確定せらるべきである。

而して主管省たる内務省を中心として、地方計畫委員會を常時活用する事が肝要と考へる。

四、地方計畫の實施機關 地方計畫の實施機關は、現在の地方行政制度を幾分改變する事により目的は達せられる。都市建設事業、道路（幹線）、河川、港灣、鐵道、動力等の事業はそれゝの部課官省が分擔實施し、工業の配置助成、農耕地の開發、再編成等の計畫の實施も現行制度にて支障なく實施せられるであらう。

五、結論 地方計畫決定は正確、精密なる調査資料に基いてなさる可きである（從來の調査には無駄有り）。

地方計畫の實施運營に關する要點は、恒久強力なる専任調査機關を設置する事に在る。地方毎に設置する場合は、内務省直轄とし、次善案として道府縣に單獨調査機關の設置となす場合には長官直屬となすべきである。

而して好き資料の得られるか否かは人の問題である。人物の養成機關を必要とする事は、都市計畫に於て永年叫ばれて居る所と變りないと考へる。

地方計畫の策定事項と其の實現方策に就て

都市計畫東京地方
委員會事務官 高橋登一

一、我國地方計畫の特殊性

諸外國の地方計畫は夫々の國情に依る特殊的性格を以て既に或程度の發達を遂げて居る。

我國の地方計畫は未だ搖籃時代を脱せず、其の性格すらも未だ確定を見ない。

然し今や世界新秩序建設の大轉機に際會し、東亞共榮圈確立を目標とする國土計畫の出發を見んとするとき、之に即應して國內各地域に於ても各々其の特性に應する地方計畫を確立し、國家總力の發揚に進むべきことが要請せられる。

即ち我國の地方計畫は、單に自由主義的に土地の局部的開發、發展のみを目標とせず、飽くまで國家的要請に基き、土地の利用統制に重點を置く綜合計畫であるべきものと思ふ。

二、地方計畫の主要目標

然らば我が國家總力の發揚を期する上に於て地方計畫に依り實現を期待せらるゝ重要國策は何か。自分は左の三つを擧げる。

- 1、國土の防衛
- 2、人口の増強
- 3、生産力の擴充

即ち我國の地方計畫は此の三大方策の實現を目標に、重點主義に立脚したる計畫を樹立し、速に其の實現に進むべきであると思ふ。

三、地方計畫に於ける主要策定事項

地方計畫に於て右三大目標を實現する爲めには具體的に如何なる計畫が策定せらるべきであるか、要するに人口及產業の適當なる配分と各種重要施設の完備とを期する綜合計畫を樹立することに歸する。

1、人口及産業の配分計畫（地域計畫）

イ、人口配分

大都市地方に偏在集中する人口を適當に分散配置して其の質的量的増強を圖り、併せて國土の防衛、生産力の増強を期する。

其の手段として人口を吸收する原動力たる工場、學校等の分散配置が必要である。

ロ、工業配分

二、三の地方に偏在集中せんとする工業の適當なる分散配置に依り、防空問題、人口問題、交通問題、住宅問題等現下の重要な問題を一舉に解決し、併せて工業生産力の確保を期することが出来る。

今後政府は國土計畫、地方計畫の緊急的暫定措置として「工業規制地域及工業建設地域」を設定し、防空法其の他の現行法令の運用に依つて其の實現を期することとなつたが、其の運用に付ては單に防空的考慮に限定せず各種の地方計畫的處理を希望する。

と同時に、今後更に地方計畫上必要なる數多の事項を補足して完全なる地方計畫へ移行せしむべきである。

ハ、農業配分

農林畜水産業の配分に付ても、國土計畫に即應して適當なる計畫を樹立すべきであるが、生産計畫の外特に工業配分との調整に關し考慮すべきである。

2、重要施設の整備計畫（施設計畫）

以上の人口及産業配分の完璧を期するには、法令に依る地域的統制措置の外、鐵道、軌道、道路、港灣、治水利水、電力、住宅等各種重要施設を整備する爲めの綜合計畫を樹立し、其の實現を期する必要がある。

四、地方計畫の實現促進に關する二三の提言

1、各地方別勸告案作製と關係法令の整備に就て、

地方計畫關係法令の整備及組織の確立が急務であるが、之は各地方の特殊事情に適應する各種の場合を想定して決定さるべきである。

従つて其の決定前先づ各地方に於て夫々勸告的地方計畫案を作製し、之を基礎として法案を進めることが最も賢明であり、實際的であると思ふ。

尙地方計畫法制に對し、特に要望し度きことは、地方計畫の綜合性に鑑み他の事業法規に依る行政處分の統制に付遺憾ながらしめることである。

2、地方計畫推進團體の設立に就て、

地方計畫に關する輿論の喚起、法制制度の確立、實現の促進等を期する上に於て、中央に強力なる地方計畫の研究指導機關を必要とする。

速に之を設立して地方計畫の推進力たらしめ度い。

地方計畫具體化に就て

高崎市都長 計畫課 本多篤行

地方計畫は國土計畫設定要綱の中央計畫を基準とし、國土を區分して地方計畫の區域とし其地方の特徵を充分活用し、地方的事情に最も適應した所謂適地適業の原則に則り、人口と産業の配分即ち都市の適正配置と産業の地域的分佈の再編成と大都市の疎開の計畫と考へる。

区域内には相當數の都市が存在する。之等都市中より有力な立地因子の存在と政策的理由から工業の新增設を助長する既成都市と新興都市の育成を調査研究の上選定し、選外都市と共に一定の綜合性と計畫性を確保し、都市の配置を適正ならしめ地方の振興と開發を圖る必要上選定都市を地方計畫に於て特定都市とし選外の都市と別に高度の重要な計畫の樹立が要請され、之に因り都市の再分布即ち適正配置を一應調整して區域内の都市計畫の基準とする。從來の都市計畫は當該都市本位の計畫である爲獨立的に計畫されたが、今後の都市計畫は地方計畫の示す基準に従ひ調査研究を遂げ、都市相互間と農村との總ての面に相剋矛盾等なき様細部に亘り萬全な計畫を樹つべきで、從つて既成の計畫は地方計畫に一致する様再検討を要す。故に地方計畫は區域内の都市に對し從來の計畫とは全く異なる觀點から綜合計畫を樹立すべきで、斷じて既成都市計畫に終止すべきでない事が明である。

事務機構と法規の制定其他

國土計畫設定要綱の事務機構を上位とすれば、地方計畫の區域毎に中間機關を必要とする。即ち區域内の行政諸般の事務を整備統合して統裁する總監の下に計畫局を置き、各省の地方計畫關係事務を統合して州廳を設置し、其下位機構として現在の府縣の事務を簡素化し、之に特定都市、地方事務所、市、町、村を屬せしめ、州廳を中央と府縣の中間機關とし、各省管掌事務の必要範圍を移管し地方行政事務の簡捷化を圖ると共に地方計畫及都市計畫の機構を整備すれば效果を一段と發揮するものと考へる。

地方計畫を具體化するには地方計畫法と謂ふが如き強力な法規の制定を必要とす。

如何に智能を傾注した計畫も實行して始めて效果を發揮する。從つて一度決定した計畫は一舉にして事業を解決する強力な區劃整理を併用し即時實施すべきである。

乍併財源に對する悩みは今回の第二議題で研究されるが、高度の計畫實施に就ては國直營とし、都市に命ずる場合は國、縣の滿度の助成と權限を供與すべきで、此意味から眞剣な論議討究を要望す。

要は大東亞共榮圈建設の爲強力な地方計畫法の制定と權力ある事務機構の整備が緊急問題となる。之が急速の具體化を切望する次第である。

地方計畫の基礎問題

施設課厚生 水 谷 駿 一

一、企劃圈と自給政策 過去の企劃行政として唯一著明なるものに都市計畫がある。しかし來るべき地方計畫は單に過去の都市計畫の延長乃至擴大であつてはならぬ。少なくも大東亞共榮圈の綜合計畫をその基調とし、各國の國土計畫を根幹としたる地方計畫であらねばならぬ。都市計畫又は農村計畫はこの地方計畫のほんの一部分であるべきである。如何とならば都市にしても農村にしても何れも夫れ等は二分の一の機能を有するに過ぎないからである。地方計畫は一個として自給的に獨立し得る範圍を以て單位とすべきである。

二、圈内統制と民生の助長 大東亞共榮圈の綜合計畫は諸般各方面に亘るべきである。行政政策、經濟政策、交通政策、教育政策、人口政策その他諸政策の上より一元的に貫して樹立さるべきである。地方計畫はこの綜合計畫乃

至國土計畫の一部として能く之れを遵守すべきは勿論であるが、他面地方計畫としては獨自の立場より各地方固有の民族生活を充分に尊重し、その長所美點の助長發達を期すべきであつて、斷じて過去の歐米直譯主義であつてはならない。

三、強力企劃機關の新興 地方計畫夫れ自體が一個の自立的存在たるべきと同時に又大東亞共榮圈を組成運轉する一齒車たる以上、過去の都市計畫に見るが如き機關乃至其の擴張程度を以て處理せんとするは誤謬も甚だしいものである。大東亞共榮圈永遠の福利安寧を負荷する帝國としては各省を統轄する實力と權限を具備せる中樞機關を中央に新興し、各國と各地方に之れが一聯の強力行政機關を新設すべきである。かの府縣乃至府縣協議會に依つて處理せんとするが如き姑息なる方法は決して所期の目的を達成するの所以でない。

四、企劃性官吏の養成 明治文化は帝國未曾有の進展であつた。其の日進月歩の状は滔々たる舶來文化を充分に咀嚼するの餘裕がなかつたにもせよ、今日の汎ゆる文化面に於て意想外の塵芥が堆積してゐる。就中「セクショナリズム」の如きは最大の痼疾とも謂ふべきであらう。過去の教育に綜合學或は計畫學とも謂ふべき科目が失念された結果である。地方計畫に對しては過去の局部的馬車馬教育に依つて固定硬化した人物に委すべきでない。よろしく企劃教育を興すべきである。天資既に企劃性創造力の豊麗なる人材を汎く物色して計畫學に對する教育を施すべきである。凡そ物事の成不成、振不振は之れに當る人に在りと信する。

五、土地政策と法制財政 地方計畫はその本質とするところ、土地に對する最高最善の利用政策を地方的、綜合的に確立するに在るのである。從つて氣象、地質、動物、植物、歴史、地理その他、土地に關する學術、農業、林業、水産、園藝、土木、建築その他土地の利用に關する技術的智識がその主流をなすと同時に、社會、經濟等世上諸般の常識が之れに伴ふことを必要とするのである。又これが確立遂行上に於ては法制財政上に抜本的準備を必要とするのである。

である。

六、企劃の合理性と審議會 大東亞綜合計畫、國土計畫は勿論、地方計畫たりとも夫れ自體は永久に國土の興廢保全、住民の福利安寧に關し、延いては大東亞の存亡に關するところ甚大である。從つて慎重にも慎重を期すべきである。企劃の決定に關しては能く衆智を收めるべく各職域代表、學術技術の各專門權威、關係行政官等に審議せしめて過誤を百年の後に遺さざる様戒心せねばならぬ。

七、事業執行と勤勞報國 地方計畫に依る事業の執行は決して單一ではない。しかし純然たる公共施設にして特別の技能を必要とせざる限り「興國は吾れ等の手で」と謂つた勤勞報國心に期待することこそ國家觀念を昂揚する所以にして、この舉國的精神こそ現代否將來の大東亞大建設を完遂する眞の源泉であらう。

過去の都市計畫事業に於て見るが如き、拱手傍観否濡れ手に粟の不勞利得を漫々乎として待機するが如き射利的心理こそ完遂の一大牆壁をなすものと考へねばならぬ。(昭和十七年八月一日稿)

地方計畫具體化に關する問題

都市計畫群馬
地方委員會技師 清水武夫

多年の懸案であつた國土計畫は既に國策としてその策定要綱は發表せられた。國家を擧げての綜合的計畫であるが故に、その關係するところ多岐又廣汎に亘る事當然である。その内容は極めて抽象的であるが、これらも既に同策定要綱に盛られ、進むべき方向は示されてゐる。之を如何にして具體化すべきか。此の國家的大議題に對しては各關係

部門に於て、眞摯に夫々の方策を樹立しなければならない事態に立ち到つて居るのである。

四八

地方計畫こそは此の國土計畫の一環として、國土計畫具現の第一次的下部組織であり、地方計畫具體化方法の考究こそは國土計畫具現の最も適切な手段であらねばならないと考へる。勿論過大都市の分散、工業の移設も地方計畫の目的たり得るが、國土計畫上、地方計畫に期待するところのものは、更に地方的細胞に立ち入つた、剩すところない國土の全き利用を目指すものでなければなるまいと考へる。當然これが爲には地方計畫法の制定が行はれ且つ地方計畫廳の出現も期待されねばならず、更に既設諸營團以外に施設營團の如きものも考へられる。茲に縣以下の行政細胞に於ては之に對應して如何なる手段を盡すべきか考へられるが、縣、市、町村は夫々の行政立場に於て調査、計畫、執行に當るべきであり、之に關する各行政廳の長を主體とする機關を設け推進する必要がある。

之が調査、計畫、執行に關しては國土計畫に呼應し、更に地方計畫法の指示するところに合致するものでなければならぬ事勿論である。調査内容としては自然環境、人口、聚落、資源、生産、土地、動力、利水、排水、災害、交通、労働力、交易、金融、消費、文化、生活等の各般に亘り綿密な資料を整備して計畫に備ふべきである。計畫の内容としては人口の分布、聚落都邑の改善、資源の開發、生産の擴充、土地利用開發、動力の開發、利水排水の綜合調整、災害の防除、交通運輸機關の整備統制、労働能率の増進、労働力の需給調整、交易の圓滑化、交易圈の擴大、金融機關の強化、資金流動の整流化、市場の整備、物資需給の調整、文化の向上、生活の刷新、體位向上等の諸計畫が爲されなければならない。更に之等の事業化内容としては、工業の移設、都邑聚落施設の整備、土地區劃整理、資源土地動力並に交通の開發機關設置、之等に併行する事業團體の活動、利水排水、災害防除事業の施行、交易機關の設置、銀行の整理統合、資金整流機關の設置等が考へられる。

地方計畫の現段階と地方計畫委員會の設置に就て

財團法人東京市政
調査會研究員　幸　島　禮　吉

ひとは國土計畫、地方計畫について語るとき、都市（鄉村）計畫→地方計畫→國土計畫、または國土計畫→地方計畫→都市（鄉村）計畫の公式を以てする。而して前者は自由主義的、英米式であり、後者は全體主義的乃至社會主義的、獨、ソ流であるとする。然らばわが國の場合は如何。卑見を以てすれば、わが國の地方計畫は、國土計畫→地方計畫→都市計畫を以て現し得べき段階にあるといへよう。

少くとも支那事變以前までのわが國の地方計畫は大都市地方計畫として、都市計畫の發展・修正として考へられた。この場合國土計畫の思想すらも大都市の處理といふ要請から出發してゐた。いはゞ再編成主義的國土計畫ともいひ得るであらう。然るに支那事變の進展と滿洲國の發展とに呼應して、國土計畫の思想は日滿支を含む大なる空間の秩序づけ、とりわけ滿支の開發的計畫がその指導原理となつた。大東亞戰爭の進展につれて更にこの思想は戰爭即建設のスローガンの下に大東亞國土計畫へと押し進められた。この場合計畫思想の序列は明かに國土計畫→地方計畫→都市計畫である。然し翻つてわが本土のみについてみれば、この計畫の序列は決して單一ではあり得ない。いはば、國、土、計、畫、の、思、想、の、發、展、は、現、實、の、產、業、立、地、の、方、向、方、向、す、と、必、ず、し、も、一、致、せ、ず、又、時、に、相、背、馳、し、て、さ、へ、る。な、る、ほ、ど、四、大、都、市、地、方、に、工、業、規、制、地、域、の、制、が、施、か、れ、そ、の、方、地、へ、の、工、場、の、新、設、擴、張、は、一、應、特、に、防、空、の、觀、點、より、規、制、さ、れ、れ、こと、な、つ、た、が、然、し、そ、の、「暫、定、的、措、置、」の、う、ち、に、は、大、き、な、但、書、が、含、ま、れ、て、ゐ、る、こ、と、に、よ、つ、て、現、實、は、寧、ろ、防、空、

上の要請とは逆の方向に進む可能性さへ多い。一方に防空的要請が工業の地方分散、大都市の疎開の必要を高唱せしめつゝ、しかも同じ戦争の要請が重工業の既存大都市への集中をしきりに推進せしめつゝあるのである。してみればこの矛盾する二つの要請を満しその調和をはかることが當面の課題とならねばならぬ。これに答へるものこそ都市計畫の發展としての大都市地方計畫である。けれどもこれはあくまで當面の施策であり、この場合とて更に將來の國土全體の望ましき空間秩序が豫想され期待され得るなればならぬことは勿論である。

計畫に於ける理想は正に國土計畫にある。かくして私はその將來のために今よりして各地方毎にその自然、人口、經濟、社會、文化等諸般の實情が巨細となく調査され、產業、文化諸施設の立地條件が審かにされてゐることを必要と考へる。これを公平に正確に行ひ得るものは夫々地方の行政、經濟、文化、計畫等々に直接たゞさわる機關であり、學識經驗の士である。今や當面の緊急的必要に迫られてゐる大都市地方計畫も、より高い國策的立場に立つて甫めて眞の計畫が樹立され得るであらうが、この場合關係地域に於ける諸機關と研究者とによる調査と協議との缺くべからざることはいふまでもない。このことはすべての施策が重點的に處理されねばならない現情の下に於てとりわけ必要である。かくて、當面の緊急な大都市地方計畫の促進のためにも、亦將來の國土計畫的方針計畫實現のためにも差當り各地方の官民の關係機關、團體乃至學識經驗者を糾合する地方計畫委員會の設置は緊急不可缺の要務である。而してこの場合ナチス獨逸の實情は以て参考とするに足るであらう。



地方計畫に於ける都市と農村の經濟的交流關係

大阪市經濟研究所研究員 平 實

- (一) 都市と農村の經濟的相互依存
- (二) 國土計畫の一環としての地方計畫に於ける都市と農村の相互的規制作用
- (三) 地方計畫の特殊的性格に基く都市と農村の經濟的交流の限界
- (四) 地方計畫に於ける原始產業地域及近代的產業地域の分布に基く都市と農村の經濟的交流關係

都市發展の國民經濟的意義に就て

—輓近の發展の跡に徴して—

財團法人東京市政 調査會 研究員 倉 辻 平 治

近代的國民經濟に於ては、都市は先づ優れて工業資本の本來の機能の中心地、即ち、工場制機械工業生産の中心地として性格づけられる。謂はば、近代經濟社會に於ける都市は、理想型的には、工場制機械工業的都市に外ならぬ。そして都市がかかるものである限り、それは國民經濟に於ける農業と工業の近代的な分業過程、近代的國內市場の展開

過程の結果であり、從つて都市の發展は國民經濟の近代的經濟社會としての進展を表現する。我國の都市は滿洲事變以來の我國經濟の準戰時化及び支那事變を契機とする戰時體制化を背景として、著しい發展を示し、最近に至つては都市發展の合理的な規制が國土計畫乃至地方計畫の立場から試みられてゐる。所で斯様な我國の都市の發展は上述の意味に於て國民經濟的に如何なる意義を有つであらうか。かゝる國民經濟的な立場から、滿洲事變以後支那事變勃發後の段階に至るまでの期間に於ける都市の發展を顧るのが此の小論の内容である。その要點を摘記すれば次の通りである。

滿洲事變直後昭和七年當時の我國都市は、國民經濟的に見て、就中、國外市場に依存する事多き輕工業資本の機能的中心地として、更に、龐大な中小工業の殘存に示される如き非近代的生產機能の支配的中心地としての性格に濃厚に存してゐた。これは、本來重工業的・機械的大工業生產機能の中心地たる事をティップスとする近代的都市からの偏差形態をなすものである。而して準戰時段階の發展期たる昭和十年に至つては、都市の生產機能にも漸く重化學工業の比重が増加してゐるが、都市の產業構成に於て、從來の輕工業の優位が顯著に後退し、之に代り重化學工業の異常な進展が見られるのは事變勃發後の昭和十三年の段階に於てである。かゝる戰時體制下の都市の性格の推移は、直接的には軍需工業の異常な發展に促されたものである事はいふ迄もない。併し他面、未曾有の長期戰爭を契機として、我國經濟がこれ迄の構造を更め、高度工業國化するとすれば、都市の發展も重化學工業の國內市場の展開の上に基礎づけられるに至るであらうといふ事も注意せねばならぬ。

地方計畫途上に於ける農村計畫

——農村工業化問題を中心として——

生産擴充研究會　沼　田　征

地方計畫具體化の途上に於て當然問題となるべきは、農村を如何にするかのそれである。殊に現下の如く、工業の地方分散が要請せらるゝ事態に直面して、地方計畫を策定實施するとせば、多かれ少なかれ農村工業化の課題に適確なる解答を與へることは、地方計畫の鍵鑰でなければならぬ。

果して然らば、農村工業化過程にあつて、特に考察を要する問題如何？

第一は農村工業と農村の特質との融合である。即ち、農村への工業の移入或は農村工業化に當つては、農村及び農業の獨自性の正確なる認識に立ち、飽くまでもその特徵的性向と融合し、その使命を助長補育して、斷じて日本農村及び農業の實質を蝕はまざらんことを必要とする。

第二に農村工業化は、次の如き順位を尊重しつゝこれを實現すべきこと。

〔第一順位〕 農業生産物の價值昂揚を目的とする加工業。

〔第二順位〕 當該工業の廢棄物が家畜の飼料となり、又は農作物の肥料となるが如き工業。

〔第三順位〕 農機具類の利用率を高め得るが如き工業。

〔第四順位〕 農閑期の過剩労力を利用し得るが如き工業。

而して以上を通じ注意すべき點は、農村工業はその製品の運搬が比較的容易に、且つ長期のストックに耐へ得る如き——例へば農業用具など——ものを選定し、尙ほ且つ餘力の存する地方に於て粗製品或は部分品の製造工業を起すべしといふことである。

上述の含意を具體化する意味に於ては、次の如き種類の農村工業が推奨される。

糠油の製造、薬製品の製造、製粉、製麵、地方の土質に適合せる肥料の配合、澱粉製造、纖維原料加工、乾燥野菜の製造、味噌醤油等の製造、瓦の製造、土器の製造、製材、木炭及び醋酸石灰の製造、各種竹材製品、軍手・軍用靴下の製造、レンズ研磨、簡易曹達バルプの製造、バターその他の製造、粉乳の製造、各種罐詰類の製造、経木の製造、自轉車組立工業、各種部分品製造工業……その他。

地方計畫區域の劃定に就て

堺市計畫課長 加藤善吉

地方計畫に於て先づ考究すべき第一の問題は區域の劃定である。地方計畫は之を發展過程より考察すれば過大都市防止を目途として、都市分散を企圖し大都市を中心とした計畫範圍の擴大を對象としたものであるが、國土計畫策定要綱の示す處より推察して地方計畫の範圍は農村漁村を包括するに至つて全く都市計畫と其の性質を異にするに至つた。之れなくして國土利用の完璧を期し得ざるに至つたのである。即ち地方計畫は國土計畫を指標として之れと密接な關聯を保ちつゝ計畫を進めるべきであるから、國土計畫が國土の保全と利用開發を圖るための國家計畫でありその

内容が一國の全面に及ぶものである以上、地方計畫も亦内容が同一であり其の對象は國土全體の計畫的分割であらねばならぬ。故に國土にして地方計畫に包含されない處はない筈である。

然るに從來行はれつゝある地方計畫區域の劃定を見るに、重要と目される大都市の一或は數個を中心とした地方を國土より抽出して之れを一環としての計畫が進められ、殘餘の國土は顧みられる傾向である。之れ全く自由主義的思惟の都市計畫觀念に累せられたのであつて、斯の如きことでは完全な國土の利用發達を期することが出來ない。須らく地方計畫は國土全部の完全に分割した一部分であらねばならない。而して此の分割の基準即ち地方計畫區域なるものは相當重要なものであり、之が適否は計畫實現の上に大なる影響を及ぼすものである。

現在學者の論ずる處を見るに或は交通機關に基礎を置くもの、或は多くの密接共通の利害關係を有つ範圍となすもの、或は生活圈を以て之れが範圍を劃せんとするもの等がある。之等の劃定方法は地方的事情と主要な國土相に依つて異なるべきであつて、何れが是なるやは俄に斷定を許されないが、要するに地方的特性を十分に生かすことが必須の要件であると同時に計畫に技術的に好適な範圍であることが必要である。

而して區域の劃定に當つては其の限界は之が策定と實現の容易なる點よりして行政區域に依て決定すべきであり、又其の區域は計畫の性質上現行の數府縣の廣大な地域に跨るを原則とすべきを以て、之れが作成に際し有效適切なる結果を得せしめるためには行政機構の再検討が必然的に發生する。或は府縣の再編成或は府縣に上位官廳を置き地方計畫をして、之れを都市計畫として實行せしめる上に於て、強力な權利を附與することが絶対に必要であると思ふ。

地方計畫と行政區劃の整備

神戸市港都局 総務課 宮崎辰雄

地方計畫の對象たる地域は、國土計畫の地域制として、主として經濟的關係に基き決定せらるべきであつて、必ずしも現在の行政區劃に依據するを要しない。現在の行政區劃なるものは一應在來の歴史的、社會的關係の表現ではあるが、常に現在の經濟的關係を表はすものではないからである。然しながら地方計畫の實施は一の行政であり、地方計畫區域はその行政區劃であるから、それは必ずしも現在の行政區劃と一致するものではないと云へ、これと別個のものとして併立することは希ましくない。従つて既存の行政區劃は、地方計畫策定に當り或は又その實施に伴ひ地方計畫區域を一致するやうに再編成せらるべきである。茲に府縣の廢合を行ひ道又は州とも稱すべき廣範圍の行政區劃を設定すると共に、これと市町村の中間的區劃として從來と異つた意味に於ける府縣を置きその境界を適當に定める必要が生ずる。

更に、地方計畫の最下位地域たる市町村に就ては大都市と中小都市に於て區域整備の方策を異にする。大都市に於ては、從來の如く、郊外の自然的市街化に依る市域擴張を無制限に認むることの不可なることは云ふ迄もないものであるが、これに對しては根本的に流入人口の制限及び現住人口の散開等に關する諸方策を實施し、都市周邊の市街化を抑制し市域の適正なる限界を劃すべきである。然しながら人口に比して市域狭小に過ぎ過密群居の状態にはあるが、未だ過大都市にまで至らない大都市であつて周邊になほ相當の疏開可能地域を剩すものは、より以上の人口の流入を防

止する手段を講じつつ、その地域を編入し、これに市街地を疏開せしむることが實情に即した方策である。一方、工業建設を助成すべき地域に於ては工場用地の造成と附屬施設の建設の爲め、或は又都市の防空、交通、教育、厚生等の諸施設を完備し得る行政力を凝聚せしむる爲めに弱小なる市町村の合併が獎勵せられねばならない。國土計畫、地方計畫的立場に於ては過大都市の抑制と共に、群小都市を整理し都市の規模を適正ならしむることが必要なものである。いま、これを近畿地方計畫に就てみるならば、大阪、京都、兵庫、和歌山、奈良、滋賀の二府四縣を合して一行政區劃を設け、これを地方計畫區域とし、その下位にこれらの府縣を存置し、大阪府に經濟關係に於てこれと一體をなす尼崎市、伊丹市等兵庫縣の一部を加へ、京都府に獨立の區劃とする要なき滋賀縣を併合するなど府縣の境界を適當に整備すべきであらう。又大阪、京都、神戸の三市に對しては、實情に即し大都市として上述の見地から適當なる處置がとられねばならぬし、和歌山市、飾磨市、飾磨郡廣畠町等々に就ては隣接町村との合併が獎勵せられねばならぬであらう。

かくの如く、地方計畫具體化に當つては、行政區劃の整備が重要な課題として取上げられ、府縣及び市町村の廢合等がそれぞれ新なる見地から慎重に研究せられねばならないのである。

地方計畫に於ける機構と行政區劃に關する若干の考察

神戸市港都局 総務課 藤野剛

て地方計畫は人口配分、産業立地、交通計畫等に關する主要なる國土計畫の策定を骨子として、單位地域毎に經濟圈の確立を企圖する綜合計畫でなければならぬ。

此の際地方計畫の單位地域は、既存の行政區劃を無條件で踏襲すべきでないこと勿論であるが、之から全く獨立して劃定せらるべきではない。地方計畫の單位地域は同時に又行政上の單位地域でなければならない。從て地方計畫の策定並に實施に便ならしむる様、地方行政區劃の再編成を必要とするに至る。

地方計畫の具體的區域は全國を北海道・東北・關東・東海・近畿・北陸・中國・四國・九州の九地方に分つ通說に從ひ、近畿地方は大體に於て大阪・京都・兵庫・和歌山・奈良・滋賀の二府四縣の區域とし、三重縣を除くを適當と認める。

地方計畫の策定並に實施の統轄に關する機關として、之等の地方毎に地方計畫廳を設置し國土計畫廳（企畫院を改組したるもの）の下級廳たらしめる。地方計畫廳長官は地方毎に區域内各省行政の綜合監督廳として設置せられたる道廳の長官をして兼ねしめ、地方計畫の實施促進を圖ると共に兩廳の連絡調整に遺漏なからしめたい。

地方計畫廳に附屬機關として事務局及び地方計畫委員會を置く。地方計畫委員會は國土計畫廳官吏、地方計畫廳官吏、其他關係官公吏及び知識經驗者を以て構成するも、廳長官の單なる諮問機關とし、廳長官をして廳の意思機關と執行機關を兼ねしめ、以て指導者原理に依る強力適正なる運營を期したい。

地方計畫區域の設定並に道廳の設置に關聯して、下級行政區劃の調整即ち府縣の廢合及び市町村の統合が必然に解決されねばならない。此の場合府縣の區域は、大體に就て現在の大縣と稱せらるゝものを標準として、政治的、社會的事情のみならず經濟的事情をも充分考慮して整理統合を行ひ、府は廢止して縣とする。即ち近畿地方に於ては二府四縣を四縣程度に統合するを適當と認める。

更に縣と市町村の中間機關として、國（Province）程度を單位區域として、現行の地方事務所に比し相當廣大なる權限を有する連絡機構を置き、事務の連絡と簡捷を期したい。

之等の場合に於て、現在の六大都市は其の有する國家的要位並に實力に鑑み、縣より分離獨立せしめ、縣と同列に置くこととしたい。而して其の區域は獨り大都市の立場のみならず、地方計畫の策定並に實施に便ならしむる様、國家的見地より適正規模に定められねばならない。斯くては自ら特別市制問題の解決を見且つ行政簡素化の目的にも資することとならう。

地方計畫に伴ふ地方行政制度の改廢に關する問題

社團 日本建築協會

本邦内地に等ける地方計畫の實施に萬遺憾なきを期せんが爲には、現行地方行政制度を再検討する要がある。

地勢、產業、經濟、生活將又人口の分布配置等を考慮し、有機的關係密接なる數府縣を管轄する地方中心廳を設置し、地方計畫に關する事務を管理せしむることが先づ第一である。

之が爲、現行府縣行政事務中、都市計畫、經濟、土木、防空等、地方計畫の策定並實施に必要なる事務の全部又は一部を地方中心廳に移管し、尙營林局、鑛山監督局、遞信局、鐵道局等所謂特別地方行政官廳事務の一部を整理統合し同廳の主管たらしむる必要がある。從つて、普通並特別地方行政官廳を始め警察署、市區町村、各種出張所等の管轄區域をも整頓しなければならぬ。

尙、地方中心廳長官は内閣總理大臣の指揮監督を承け、地方計畫事務に關する限り管内府縣知事並特別地方行政官廳の長を指揮し得る權限を有することは當然である。

大都市と隣縣との共榮圏の確立

松 永 義 雄

一 東京市と近接縣たる神奈川、埼玉、千葉との相互の利害關係は極めて密接である。殊に東京市民七百萬人の生活的、文化的、防衛的等の近縣より蒙る恩惠は極めて大である。曩に各縣に於て郡出張所が設けられて縦の聯絡が完うせられた。更に横に大都市を中心とする横の聯絡をブロツク又は道廳の新設によりて執らんとする要求がある。横の聯絡は今の處緩慢にして僅かに經濟部長會議及都市計畫會議が開かれてゐるに過ぎない。然し要は行政機構の改革は從にして大都市と近縣との紐帶を緊密にする地方計畫の確立が主である。

二 (イ) 空氣 大都市の汚濁せる生活が綠と清朗とを欲求しキヤムピング及ハイキングが流行するは必然である。近縣の空地地帯、指定綠地地帯保存は大都市と近縣とを合せた人口とを考慮して計畫せられねばならぬ。

(ロ) 水 今や東京市民は玉川の河水を呑み干さんとしつつある。奥利根川の清冽な水を引用する計畫と繼續豫算が通過した。然し水は發電及灌溉にも重要である。水の利用計畫は關係府縣に於て何れも均霑する様考慮するを必要とする。

(ハ) 食糧 米及蔬菜其他の食糧に付て府縣ブロツクを八釜しく非難したことがある。然し其よりも大都市食糧圏

と云ふ生產計畫を立て大都市は近縣に之を指導し援助しなければならぬ。

(ニ) 交通機關 交通營團が設立せられたが其は東京市内だけのことである。會社が合併しバス、市電は統制せられたが近縣の電車、バスとの聯絡は極めて不充分である。軌條を統一し乗換を省き乗車賃の距離綜合制を布き乗車券の一枚化を强行するの要がある。

(ホ) 道路 府縣と縣道との質的差違を除き他縣に跨がる放射線道路の増加及環狀線道路の新設を要する。必要物資の運搬及田園より自轉車による工場通の便が得られる。

(ト) 河川 荒川の改修は東京市民を幸する許りではない。川口市の芝川の運河開鑿は東京府豫算の支障によりて延期されてゐる。東京港の開港によりて東亞共榮圏とながる東京港の背後地帶との聯絡を圓滑にする要がある。從つて千葉縣船橋に至る利根川運河の開鑿等京濱港へ流るゝ河川の改修及運河の開鑿等總て綜合的に利害縣の負擔と責任に於て實施することが必要である。

三 東京市と近縣との地方計畫を立てるには固より東京市民中心に墮してはならない。近縣を東京市民の殖民地化することを避け共に榮ゆる方針を核心とせねばならぬ。然らざれば農地は荒廢して原野と化す虞がある。故に農產物の生産には東京市民は宜しく痛切に實感して農民の維持育成に犠牲を惜しんではならぬ。

東京都區域決定の新要件

東京市戰時生活局 配給部長 磯村英一

從來東京都制案に於て論議された區域の問題は主として、現在の市の區域に依るか府の區域に依るかの二途を出でない。然し東京市が今日の如き發展を爲し、然も大東亞の中心都市としての將來を考へる時、且又現在迄に東京市が直面して居る各種公益企業の經營上、以上の二案の何れに落付いても不可である。「首都共榮圈」なる假稱の下に、東京市と經濟上生活上一體を爲す地域を包含するのが當然であるとの理由を交通、土木、水道、港灣、清掃、市場等の各種事業を通じて實證的に説明せむとするものである。

從つて東京都を「首都共榮圈」地域に決定すれば東京都制案の其の他の構想の上にも幾分異なるものを見出すことは當然である。

地方計畫の中心課題たる地域計畫に就いて

内務省國土局 計畫課 加納治郎

一、序 こゝに云ふ地域計畫とは現行都市計畫法の所謂地域地區に關する計畫とは全然別個の概念であつて、寧ろ

經濟地理學の方法論に於ける地域論の概念を根底とするものである。實踐的には實施計畫と對立し、實施計畫が實施を目的とする計畫であるのに對して地域計畫は地域性の把握を目的とする計畫である。

現今一般に考へられてゐる國土計畫の下位計畫としての地域計畫は、その内容に就いて具體化の段階を次の如く分け得ると思ふ。

一、必要な調査に基く地域性の把握

二、國策に基く國土計畫の成立

三、實施計畫としての地域計畫の策定

この第一段階の結果として得られるものが地域計畫であつて、第二第三の段階に於て國土計畫地方計畫が策定される上に重要な役割を演ずるものである。

二、地域性の把握 これは一定の方所或は地區に就いて、其處に既存の自然的及び社會的地理學的構造を觀察すると共に、更に將來實現可能な社會的活動の土地的構造を知ることを意味する。具體的に言へば一地區の内外に亘つて必要に應じ廣汎且確實な現況調査を行ひ、これに基いてその地區が如何なる經濟的活動の可能性があるが、其が工業の適地であれば、どの程度の港灣がどの程度の工事によつて建設可能であるか、労力は如何にして幾何得られるか等々を調査研究し、その結果其處に建設することを合理的と考へ得る工業の業種規模を決定することをいふ。斯かる過程によつて地區なりの地域的個性を闡明することが地域性の把握であつて、その結果として得られるものが地域計畫である。從つて地域計畫は一地區に一と限られることなく、種々の可能性を示すものとして、一地區に數箇の地域計畫が考へられることもあり得る。

東大工學部樋木講師の説かれる「實行しない爲の計畫」とは實にこの地域計畫の意味する内容を逆説的に表現され

たものと考へられる。

三、地域計畫の任務と機能 地域計畫は可能性とその程度を示すものとして、實施の爲の地方計畫國土計畫を樹立する上に缺くべからざる重要な機能を有することを明かにし、

四、地方計畫具體化に於ける地域計畫 最後に如何なる手段によつて地域計畫を活用し、地方計畫の具體化を期すべきかを論じたい。

地方計畫と地域制

内務省國土局技師 中田一理夫

地方計畫は社會構造の分布の再編成を目標とし、之が實現を圖る爲、(一) 土地利用の統制、(二) 重要公共施設の配置の調整、(三) 他の諸政策の之に即應せし調整等を其の實施方策とする。

土地利用統制の方法としては、今迄 (1) 純粹用途地域制(工業專用地區、住居專用地區等) (2) 特殊措置地域制(工業規制地域等)、(3) 一般的土地利用許可制(臨時農地等管理令等)が行はれてゐる。しかし綜合的見地より土地利用を統制せんとする場合には、(2)及(3)の方法は、(1)の決定又は其の豫想する土地利用計畫が前提とするか、少くともこの(1)の方法に移行する事を前提として始めて其の完全な運用が可能であり、又土地利用統制の完璧が期待されるのである。故に土地利用の統制の基本となるべきものは、(1)の純粹用途地域制か、又はその前提となる土地利用計畫なのである。しかるに個々の土地利用を決定してゐるものは個々の土地利用者の單なる意志ではなく、この土地と其の土地

利用者を含む社會構造の性格、機能なのである。故に社會構造の分布の構成計畫であり、従つて社會構造の単位をしてゐる各生活體、聚落體の分布に對する指導計畫である所の地方計畫は、先づ此の社會構造の単位たる各生活體、聚落體の性格、機能を決定せねばならぬ。この生活體、聚落體は實體的には、市町村等の行政單位にとらはれる區域體である。従つて此の各種段階の區域體に對し、類型化地域制の型式に依つて其の性格、機能が決定され、之に従つて最下級の區域體に於て純粹用途地域の計畫が立ち、其の統制により個々の土地利用が決定されて行くのである。即ち制度に於て之を見ると、最下級區域體を計畫單位とする市町村計畫が純粹用途地域の計畫を立て、類型化地域制は地方計畫の基本計畫として此の市町村計畫に對する統制手段を有すれば良いことになる。

以上が地方計畫及其の下位計畫たる市町村計畫の關係の確立を前提としたる土地利用統制の基本型式であるが、此の基本型式は、内地各地方の地域計畫實施の緊急性と其の特質に依り、漸次決定されて行くべきであらう。又必要な地域でありながらこの基本型式に依る純粹用途地域の計畫を立て得ざる場合には、一般的土地利用許可制、特殊措置地域制、或は斷片的な純粹用途地域制に依つて暫定的、先行的に土地利用を統制することになるが、この場合には必ず此の基本型式に移行することが前提とされねばならない。

地方計畫地域制に就て

都市計畫兵庫
地方委員會技師 伊藤鉗太郎

地方計畫地域制は地方計畫の主要なる部分を占めるものであるが、國土計畫と都市計畫の中間に在る爲め、比較的

に注意されてゐない。地方計畫の具體化といふ點からこの地方計畫地域制に就て考察して見たいと思ふ。

地方計畫地域制を考へるには、先づ地方計畫を如何に考へるか及地域制を如何に考へるかを決定しておく必要がある。又地方計畫區域の取り方に依つても著しい影響を受ける。

筆者は地方計畫は國土計畫に依り決定された大綱に従ひ、之により附せられた條件下に、地方の實状を考慮して立案さるべきものと考へ、地方計畫區域は日本内外に就て言へば、其の全範圍を十數個乃至數十個に分割した各々が地方計畫の區域であり、即ち日本中には地方計畫區域に包含されない場所のない様になすべきものと考へる。これは地方計畫が國土計畫の實際的施行部門を擔當する上に必要なことである。併し乍ら地方計畫夫自身の進捗計畫の詳細といふ點からは、一つ一つの地方計畫區域といふものはあまり大きくない方がよいので、例へば一群の開發地帶、規制地帶といふやうなものは其の影響範圍たる周邊農村をも含めて一つの地方計畫區域たり得るのである。

次に地方計畫地域制は地域制の理念からして、可及的に簡単、單純たらしめ、且地區制の濫用を避けることとしたい。地方計畫地域制は都市計畫地域制が建築物に對する制限であるのに對して、土地の用途の制限を爲す點に大きい差がある。土地の用途の制限をなすには、立法上種々複雜な關係を生ずるから、此の點の考慮を要する。

次に地方計畫地域制を目標地域制と、行爲地域制とに分類して考へるに、地方計畫地域制はこの兩者の適當な混合によることがよいと思はれる。

地方計畫地域制は具體的には、市街地域、農村地域、建築禁止地域、厚生地域の四種を考へる。市街地域は都市の區域であつて、或意味の無制限地域である。農村區域は農業地の育成保護を必要とする場所に指定するものとして、土地の用途は農業用途に限る。建築禁止地域は大都市の周邊又は都市と都市の中間に設ける。或ひは又地方計畫區域内に於て、將來の方向を直ちに決定することが不要であるか又は必要のない場所に指定し、主として現状の維持に努める。

める。制限内容としては建築物の建築を禁止する外土地の用途に就ては制限しない。公共的な用途例へば學校、病院等に就ては緩和を認めてよい。都市周邊に於ける本地域は之を都市計畫の範圍で決定し得れば、それでもよいのであるが、之は仲々困難であるから地方計畫の地域に考へ、之と都市内の綠地（都市計畫法及施行令の十一條ノ二）と連續活用せしめると、理想的な市街の形態を考案し得るであらう。

厚生地域は都市近郊では名勝地、其他では山岳地、海濱地等で、國民の厚生上重要又は著名なものを指定する。農村地域との關係は、地方計畫上厚生と農業との何れが其の土地の主要な目的なりやにより定める。附近が農村地域なれば、指定の範圍はあまり大きい必要はない。本地域内には厚生上必要な施設及多少の慰樂施設を許可する。

以上の市街地域、農村地域及厚生地域は目標地域であり、建築禁止地域は行爲地域である。

次にこれらの地域を地方計畫區域の全般に亘つて定めることは、出來難いことであるから、重點主義的に必要な部分、重要な部分から地域を指定してゆく必要がある。この場合地域指定外の部分は一定の制限下に土地の使用を拘束する制度を設ける。即ち、一應地方計畫區域全部を拘束地域として、地域決定の部分のみ拘束を解除してゆく。開發地域といふものは、法の制限上からは何等開發に關する恩典を受けないが、この拘束地域制に依る時は、消極的に開發を促進出来る。

以上の地域制の中に規制地域と開發地域とを考へなかつたのは、本來この兩地域は國土計畫の地域であつて、地方計畫の地域でないからである。何となれば、規制、開發地域は國土全體の状勢を勘案した上で決定されたものであつて、地方計畫區域内に於ける勘案の上に決定したものではないからである。同様に都市計畫地域制といふものも、地方計畫地域制に混合してはならぬことは勿論である。但し市街地域内に於て工業適地を一つの工業地區として指定することは、工業立地上必要なことではないかと考へられる。農村地域に於ても聚落地區を指定して、聚落の散在によ

つて、農業地の破壊されるのを防ぐことも考へられる。(昭一七、七、三〇)

地域計畫と地域制

内務省防空局技師 小宮賢一

一、地域計畫と地域制

地方計畫及都市計畫の内容は「計畫」と「手段」の二つに分けられる。前者は計畫區域に與へられた機能を充すに足る總べの有形的施設の空間及時間的配分の綜合計畫であり、後者は現實を之に近からしめるための特殊の手段、即ち重要特殊施設の積極的實現(所謂事業)と他動的設定施設の規制(所謂制限)である。地域計畫は前者であり、地域制は私的な土地利用を計畫の線に沿はしめるための手段である。

二、地方地域計畫と地域制

地方地域計畫は、計畫の基本的内容をなす産業配分計畫を表現するために最も適切な形式であり、その目的は主として此處にある。従つて地域の種類別は之に適したものであればよいわけで、計畫區域の事情により適切なものを探用すればよいものであるが、概ね(1)商工業地域(都市地域)(2)農(漁)業地域、(3)林業地域等でめり、又特殊地區として厚生地區の如きものが考へられる。

又商工業地域を現状と比較して細分することにより規制、開發等の地域となすことも考へられる。

次に地方計畫は上位計畫として各種下位計畫(特に都市計畫)に目標を與へることが主眼であるが、手段としては

計畫の意志を一般行政官廳の行爲に反映せしめることが最も重要である。従つて直接の統制手段たる地域制も主として下位計畫に於いて具體化さるべきもので、地域制としては概ね次の如きである。

- (1) 都市地域 都市計畫法、市街地建築物法に依り統制をなすべき地域(從來の同法適用區域)
- (2) 保存地域 特に重要な農業、林業地域、景勝地等特に現況の保存を計るべき地域
- (3) 抑制地域(一般地域) 都市化抑制のため工場其の他の都市の萌芽となる施設を統制すべき地域

三、都市地域計畫と地域制

地方計畫との關聯に於いて特に考慮すべを點を擧げるならば、

- 1、都市地域計畫は地方地域計畫の示す大綱方針(例へば各種地域の面積比率を示す等)に準據して計畫すべきこと。(尙規定計畫も之によつて逐次變更するものとし、それまでの暫定措置として工業規制を行ふ)
- 2、地域の種別、地域制限の内容に付再検討をなすこと。特に都市の形態を統制する手段として綠地地域(建築抑制地域)を設定すること。

等である。

地方計畫地域制と都市計畫地域制との關係 及其の運營に就て

都市計畫東京
地方委員會技師 吉田安三郎

一、地方計畫地域制として各種の地域、地區が提案されてゐるが畢竟都市として育成せらるべき都市區域を各々の

都市の機能、規模及相互の位置等を勘案し最も合理的に布置配ると共に各都市区域の開発速度を総合的に是正調整する仕組に外ならない。土地の建築集團的利用制限を主とすれば基本的な地域は都市地域と農林地域とであり、都市地域の基本的な地区は市街地区と綠地地区である。都市計画地域制は市街地を主たる対象とし、建築集團の用途形態、構造等を統制し之を合理的に布置し配列するものである。

従つて地方計画地域制に於ける都市地域及市街地区的策定は之が都市計画地域制に依る内部的處理を充分考慮して爲さるべきであり、都市計画地域地区的配分は地方計画の企圖せる都市地域又は市街地区的機能、規模等に即應するを要する。されば兩者の計画内容は密接不可分であり特に開発速度に付正負に拘らず加速度の大なる調整を企圖する都市地域又は市街地区に於ては兩者の計画決定に於ける時間的關係は更に緊密なるを要する。

二、廣く地方計画区域内に於ける一般建築集團の態様特に其の形態の規律を定め聚落構成の適正化を計ると共に都市地域の育成を圓滑ならしむるを要する。即ち都市地域に於ける市街地区は都市計画地域制に依り、其の建築集團の形態及その他の態様を更に緩急按配する建前と爲し、之が決定せられざる場合は一般建築集團の形態に依るものである。

市街地区の合理的發展を計り都市の圓滑なる利用開發を期する爲め、都市計画地区として所謂建築地區制を設け、諸般の都市施設の實施はこの建築地区に重點を置き、兩者相平行して一貫せる指導の下に市街地区的建築的開發の統制的推進を圖るを要する。

都市地域の全般的布置を一期に決定することは事實上困難なるも、少くとも既定の都市計画区域に付ては区域の合致せざることあるべきも都市地域とし其の機能、規模の目途を早急に指示すべきである。他方既定の都市計画地域地区は地方計画の理念に基く修正対策を樹立し、特に大都市の密住市街地の再編成に伴ふ都市計画地域地区に依る内部構

成を充分検討し置き、以て地方計画地域地区的策定に資すると共に其の確定に従ひ之が修正實施を敏速且圓滑ならしむるを要する。

地方計画より觀たる都市計画区域

東京市市長室企画課
都市計画課長 入江博

國土計畫及地方計畫と云ふことが一般に論議され出してから相當長い年月を経過したが、未だ具體的結論には到達してゐない。

大東亜戦争の推移に伴ひ此等計畫も其の規模に於て又其の構想に於て種々の變化を生じたが、地方計畫に於ては、觀念的には一應結論を得たものとして、其の見地から現行の都市計畫区域の是非に就て検討を試み一課題を提供し度いと思ふのである。

元來都市計畫区域といふのは都市計畫の對象目的となる可き土地の範圍を云ふのであつて、其の区域は都市及隣接地の人口増加の趨勢、産業發展の狀況、交通機關の整備及土地の自然的形態等より歸納して便宜上行政區劃に準據して決定されたものであり、換言すれば現在市街地たる市町村及將來市街地たるべき隣接地を想定して、都市としての統制ある發展を爲さしむる爲に計畫すべき區域を云ふのである。

併し乍ら都市計畫の施設の或物は決して此區域内のみに納まるものでは無く、遠く其の外に亘つて施設される事もあるのである。例へば東京市の上水道の如き、其の水源地を都市計畫区域外の多摩川に求め、都市計畫事業として之

を執行してゐるのであるが、此の様な場合でも、常に計畫の對象となる可き區域は東京都市計畫區域であつて、偶々其の施設が其の區域外に及ぶと解す可きであらう。

以上の様に現在計畫の對象となる可き區域は都市計畫區域であるが、然らば如何なる施設の計畫でも、此都市計畫區域全體を對象として計畫を進めてよいかと云ふと、決して左様ではないと思はれるのである。殊に最近の様に防空に重點を置き、空地、農耕地の保存を必要とする場合特に其の感が深いのである。元來都市計畫區域は前述の様に將來市街地たること即ち都市の發展膨脹を豫想して定められたのであるから、今日の様に大都市の疎開とか、抑制とか云ふ事を主眼として觀た場合其處に或程度の矛盾を感じるのである。

然らば其の矛盾が如何なる方面に顯著に現はれてゐるかと云ふと、畢竟都市計畫區域内に於て市街化せしめる區域を生じた事である。即ち農耕地は都市膨脹抑制の目的を持つ環状綠地の如き綠地計畫の區域を包含する事である。勿論此區域に於ても公園運動場等として相當施設を爲すものは別であるが、一般に農耕林野地として、現状の儘存する事に依り其の目的を達し得る之等區域は、道路、鐵道、軌道、上下水道地域地區等の施設計畫の對象區域と比較して、餘りにも存在價値が稀薄である。換言すれば此部分を都市計畫區域から除外しても實際上大した不都合は無いとも考へられるのである。

又都市計畫區域を廣義に解釋すると都市の經濟的自給を爲すに必要な地域即ち背後地一帶の地域を以て都市計畫區域と見る事も市民生活の上よりは可能であらうとも思はれるのである。

後者の場合必然的に現在の都市と隣接農村との調和の問題が發生し所謂地方計畫の概念が導入されねばならないのである。

地方計畫の區域は都市計畫區域の集積であり、又都市計畫區域が現在の如く都市發展に伴ひ擴張され得るものとの

考へ方を採つてはならない。然らざれば近き将来に於て廣大なる連續都市の發生する虞あり、都市膨脹抑制なる現在の理念に背馳する結果を生ずると思はれるからである。

都市計畫法の存續する限り都市計畫區域は何等かの形に於て必要であらうと思はれるが、前述の如く純然たる市街地化す可き區域のみと觀る事も獨斷であらうし、又市街化す可からざる背後地をも含むと觀る場合に於ても一地域を單一都市の背後地として確保する必要を見ないであらう。要約すれば市街地化す可からざる區域を如何に處理す可きか、他都市との中間地帶を如何に處理す可きかの問題に逢著して現在の都市計畫區域なる概念は再検討せらるべきものと思はれるのである。

工業の國土計畫的配置と地方計畫

秩父セメント株式 會社常務取締役 諸 井 貫 一

一、工業の國土計畫的配置

1、工業が其の發達と共に其の立地に於て集團を構成する傾向が強い事實は理論上よりも容易に立證せらるるし、又實際上にも明確に現はれつゝある。我國に於ても數年前より工業の過度集中が論議の對象となりつゝあるし、外國に於ても同様の問題が起つてゐる。工業の過度集中の現象は工業生産自體の立場からも検討を要するし、又之に必然的に相伴ふ過大都市の問題となつて又批判の對象となりつゝある。

た。最近に於ては問題は工業の國內分散より更に一步を進め日満は勿論所謂大東亜共榮圏に於ける合理的配置と云ふ段階に迄發展して來たのである。國內問題としての地方分散も、農工の調和、工業的劣勢地域の振興とか或は人口政策や社會政策の立場から更に國土防衛の如き見地を加味し、更に進んでは高度國防國家に於ける工業の最合理的なる配置と云ふ如き理念に迄進展した。

3、工業の合理的配置の爲には國土計畫的基礎の上に立脚せねばならない。即ち今後の我國の國土及民族の最高度の總力發揮を目標とする相當長期的な見透の上に立つて獨り工業自體のみならず、少くとも國防計畫、人口計畫、食糧計畫、動力計畫、交通計畫乃至資源計畫との緊密なる綜合の上に工業の配置を考慮せねば眞に有爲有能なる工業を實現し難い。

二、工業建設地域

1、國土計畫的なる工業の配置を實現せんとせば、一面に於て工業の集中既に過大なる地域に於て工業の立地を抑制すると共に、他面工業の新配置を促進する爲、國土計畫的に選定せられたる一定の工業建設地域を設定する事が頗る有意義且有效なる方法である。但しこれの工業立地を此の建設地域にのみ限定せんとするものではない。

2、工業建設地域に對しては國家及地方自治團體は交通條件の改善（港灣、道路、鐵道等）勞務供給の確保（勞務者の供給、住宅、教育、衛生施設等）必要物資の供與（動力、用水、土地等）等に付能ふ限りの便益を圖り其の地域の立地條件を改善して有能なる工業生産の實現を企てねばならない。

3、工業建設地域に對しては周到なる地方計畫を樹立し、行政及施設の統一を計り國費地方費及び當該企業者の負擔費を之に集中し、資金の最も有效なる使用を行ふ可きである。

三、地方計畫法制

1、工業建設地域に對しては一定の地方計畫法を適用する事とし、其の中には特に次の如き事項を包含せしむることとする。

2、右地域内の地方行政の統一を計ること。

3、右地域に對しては其の立地條件造成の爲の基礎經費は國家に於て負擔する事。

4、右地域に對しては國防、人口、食糧、動力、交通等の諸政策が綜合的に作用しうる如き行政機構を實現する事。

5、左の諸點に付ては特に強力なる行政措置を爲しうる如き規定を設くる事。

港灣道路各種交通機關の施設

住宅、教育、衛生の施設

用水動力供給の施設

土地收用及地價の抑制

共通設備の單一化

產業立地の動的構想

後 藤 曠 二

昭和十五年九月二十四日の閣議決定の國土計畫設定要綱並に昭和十五年十一月五日の日満支經濟建設要綱に次いで昭和十七年七月二十三日政府は大東亜經濟建設の綜合方策を決定した。政府はこれより先き即ち昭和十七年六月三日

の閣議で工業規制地域及び工業建設地域に關する暫定措置を決定して居る。

時と共に此の全體計畫の方針並にその内容には推移こそあれ、新世界經濟に對する大東亞政策は今や全面的に確立された。又今回は期間計畫を定め第一期は戰爭遂行力の増強、國民生活の確保及び將來における產業發展の基礎確立に徹底的重點主義で進み、第二期に於ては恒久的大建設の基礎を確立し國防生産力の飛躍的擴充、大東亞民生の暢達によつて大東亞產業の綜合的建設を徹底せしめようといふのであり、又一方工業規制により既成地方には規制を行ひ斯くして他方、工業の地方分散が決定的となるはずである。

政府の斯の如き全體計畫の方針が判明したので、次で決定されなければならないことは全體計畫の產業配分即ち之を分擔すべき地方計畫である。完全なる地方計畫なくして全體計畫の完璧を期することは不可能であるからである。

全體計畫にあたりても亦地方計畫にありとも共に、自然の賦存狀態そのまゝにある地上地下資源或は水力資源の如きは何れも地理的に固定して居るので、全體計畫或は地方計畫上の產業立地の條件は、他の諸施設或は技術等々の企業經濟或は國防上等々の諸條件を檢討して適地適業の條件を見出すことが產業立地の觀察であり、各般の條件に伴ふ變化或は變遷を考察した產業立地の條件が本論の動的構想である。政府發表の全體計畫の方針に適應すべき地方產業立地條件を論ずるにあたりて全體計畫の詳細なる内容を對照とせない地方計畫或は地方產業立地條件の檢討は聊か架空的であることは止むを得ないが、出來得る限り現下の政府の大方針に即應したる迅速にして確實に然も最少限度の資材と労力とを以つて最大限度の效果を揚ぐる條件を數理的に取扱つて、產業立地の條件を確立せしめる如き例題を以つてし、これによりて過去に於ける適地も或は移りて不適地となり、過去に於て不適地として顧みられなかつた僻地も適地として登場することとなり得ることを明かにした。一私案が產業立地の基礎的概念の参考とも成り得れば幸甚である。

地方計畫と綠地

京都帝國大學教授 關口鎌太郎

綠地が人間生活に對して如何に重要な意義を有つてゐるか、又一般土地計畫に對して如何に重要な位置を占めてゐるか、といふ事については今更喋々を要しないのであつて、今や之が適正なる保存及び造成の計畫を確立する事こそ最急務であるといはなければならぬ。

而して綠地の計畫は從來一般に行はれてゐる如く——而も甚だ不完全なものであるが——單に都市或は都市計畫區域のみを對象として行ふのでは不十分であつて、もつと廣い區域に亘つて、即ち綠地利用の範圍を劃して行ふ事が肝要である。その意味に於て綠地の計畫は地方を單位として行ふのが最も妥當であつて、地方計畫に於て始めて綠地計畫の十全を期し得るのである。尤も之と並行して國土計畫に關聯しての綠地計畫も當然考慮せられなければならぬ事はいふまでもない。

さて綠地は之を大別して三種となす事が出來る。即ち厚生綠地、保安綠地及び生産綠地である。厚生綠地は又休養綠地或は慰樂綠地とも稱へられ、保健・休養・教化等の目的を以て設けられる綠地であつて、公園・運動場・鍊成道場・植物園・動物園等が之に屬する。保安綠地と稱するのは災害の防止・避難等の目的を以て設けられる綠地であつて防火・防空・防水・防潮・防風・防砂等の爲の綠地或は火災・地震・空襲等に對する避難の爲の綠地等が之に屬する。生産綠地と稱するのは農業・林業・牧畜・水產等の爲の綠地である。

而してこれ等各緑地の多くは他種の緑地の効用を兼ねるものであつて、従つて緑地計畫に當りては或種の緑地のみを單獨に考慮するよりも總ての種類のものを総合的に考慮するのが好都合であり、又わざする必要があるのである。尤も順序としては先づ厚生緑地、保安緑地及び生産緑地を夫々の目的要求に應じて適當なる位置・面積を決定し、然る後三者を統合して再検討を加へ、單獨利用に供すべきものと重複すべきものを區別し、以て各々の適正なる經營計畫を樹へべきである。

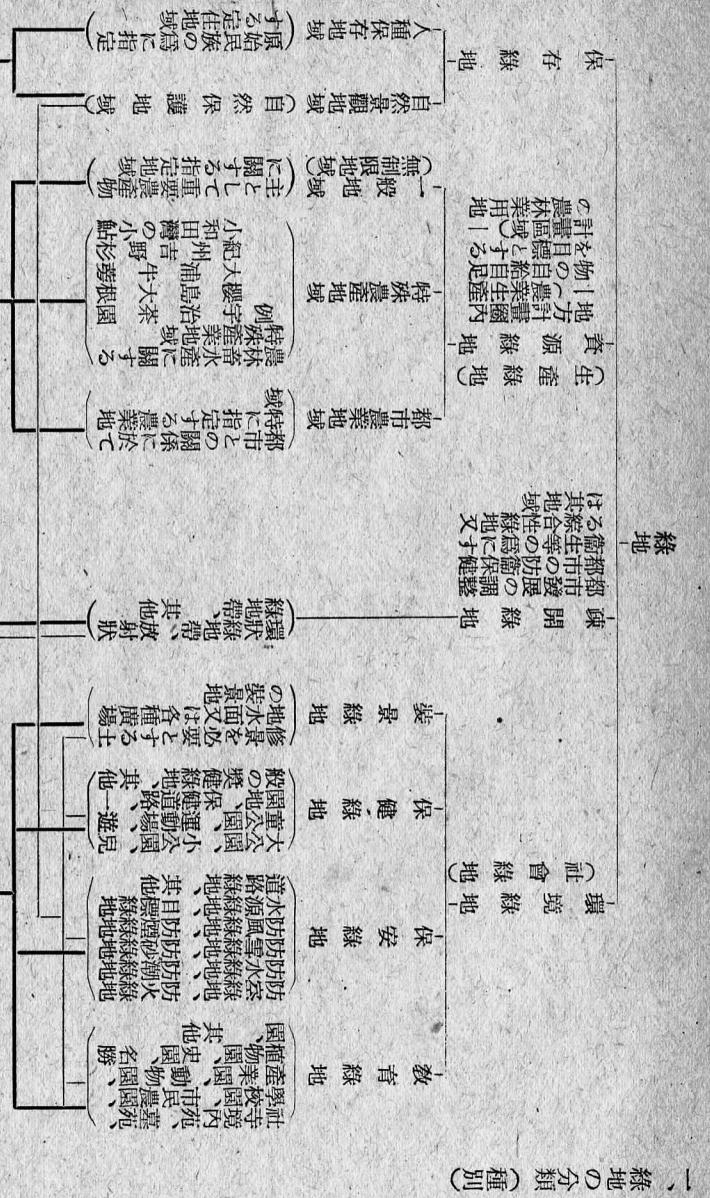
緑地の配置に關しては、都邑計畫に於ては一般的には路網の場合と同様やうに放射状及び環状の緑地帶より成る綠地網を形成し、周囲を最も大なる緑地帶によつて包囲するのが理想とされてゐるのであるが、地方計畫に於てはこの都市の周囲に廣がれる大緑地帶を永久的に存續せしめる爲に適當なる方策を樹てなければならぬのであつて、それは一般人に緑地に對する正しき認識を與へる事、緑地の最も合理的なる利用方法を考案する事、適當なる地域制を考慮する事等が問題となるのである。

地方計畫と緑地問題

太 謙 吉
地方委員會技師

1、緑地の本質に就て

緑地の意義に就ては、今日迄色々と論ぜられては來たが、未だ充分とは思はれぬ。従つて一般世人に對し、的確なる認識を求めるとする爲めには、先づ緑地の意義又は目的、次で其の形式及び内容等、之を要するに緑地の機能を明



かにせんければならぬ。

此處に綠地の本質論が起つて來る所以である。

一、地方計畫に對する綠地の關聯性（附—都市計畫に對する綠地の關聯性）

綠地は前表分類表に示すが如く、地域に關する特性を有するものは、主として地方計畫に關聯を有する。

地方計畫が本來國土計畫を基調として、適地適業に依る國土地域の用途性を決定し、而して是を有機的に配分綜合する事に重點が置かるゝものであるからには、綠地に關する問題も亦自ら用途地域に付て、第一に考慮が拂はれんければならぬ。而して其の用途地域に就ては、或は積極的に農林業用地域として開發す可きものもあり、消極的に絶對保存を必要とする綠地地域もある。

さればと云つて綠地問題が、地方計畫に對しては、地域關係のもののみとは限つてゐない。直接公共の用途に供する利用型綠地（前表環境綠地）の中、保安性を有する綠地とか、或は大自然公園の様な一地方を代表するが如き風光明媚の鍛練場と云つた様なものも、此の計畫に舉げられて來なくてはならぬ。

特に吾國の農村形態は、從來自由資本主義經濟過程の爲め、相當破損を蒙つて來たとは云へ、尙ほ未だ私の述べんとする綠地の本質論に合致し、その特性を失つてゐないのである。

即ち聚落の地相、並に其の配置、部落林の效用並に農耕地との有機關係、農耕林產地等の集約經營と消費地との關係など、根強い、その生活力と土地への定着振りは、國土計畫又は地方計畫と云ふ達觀からして見ても、全世界にそ

の範を誇示するに充分である事を強調したい。

地方計畫と厚生地

厚生技士　田村剛

地方計畫の本質に立脚したる厚生地の分類必要量及配分に關する理論と方法とを解説し、近畿地方に於ける厚生地計畫の輪廓を論述す。

東京市の綠地的防空對策

東京市防衛局計畫課
第二計畫掛技師　平林恒雄

最近數年間に於ける東京都市計畫は防空對策に最大の努力を傾注して來たと云ひ得ると思ふ。就中防空的觀點よりする綠地的施策には稍見るべきものあつたが、從來の一都市の區域を對象とする都市計畫的手法を以てしては、大都市の根本的缺陷に觸れ得ない故に、畢竟小規模且つ彌縫的ならざるを得なかつた。東京市の今後の防空對策として考案せられつつある主要の綠地計畫は、都市周邊部の環狀並に楔狀綠地帶及び防火帶である。環狀・楔狀綠地帶については、既に東京綠地計畫協議會其他による試案が發表せられて居る。この區域は蔬菜生產地として有利の地位に當り大部分は將來共農地たるべきものであるが、同時に休養施設地ともなり、多分に公共的性質を帶びる點に於て、地方

計畫上、他の一般の農林地帯と區別せらるべきである。

防火帶は帝都内部の市街地を、帶狀綠地を以て細分し、防火線として消火活動に重要な區切を與へると共に、防空用地、避難道たらしめむとするものである。之が計畫の方針としては、

(イ) 出来る丈け現存の綠地を結び、外部を環狀、櫻狀綠地帯に連絡せしめる。

(ロ) 成るべく取拂ひに障害少き住居家屋地帯一裏通り一を選ぶ。

(ハ) 防火、消火に不便なる危険地區、過密地帯を通過せしめる。

(ニ) 河岸地の利用上支障ない限り河川を併用する。

(ホ) 鐵道、軌道に對しては、その片側又は兩側に設定する。

(ヘ) 工場密集地其他空襲に因る危険の大なる地域は配置を密にする。

而して全體として道路網の如く系統あるものとする事が必要である。

(メ) 計畫の實現について云へば、前者は主として現状の儘を保存するものなるが故に、經費を要する事比較的少く、既に改正防空法に依る確保の途も開かれてゐる。後者は多量の現存の建築物を撤去移轉せしむるもので、従つて莫大の事業費を伴ふ。

何れにせよ地方計畫に依る更に包括的立場からの大東京の分散、再編成を並行するにあらずんば實施困難なるは云ふ迄もない。

地方計畫と交通に關して

東京市土木局道路
建設課工事掛長 坪 田 正 造

無秩序に發展擴大した大都市は種々なる難問題に蓬著し、之が解決に苦悶するものにして特に交通關係に於て甚しきものがある。地方計畫の急速なる實施が痛感されるに至れる所以も此處に存するものと思はれる。地方計畫の設定に當り交通施設並に交通機關は都市發展の一大原動力であるが故に最も便利且有效なる計畫を樹立せなければならぬ。交通施設としては道路、電車、乗合自動車、高速鐵道、鐵道、河川運河、港灣、航空路等があるが、要は廣大なる區域に於て無駄な交通の起らない様にすることである。例へば居住地と從業地とは接近せしめて容易に往復出来る様にすること、即ち居住と工業と關聯せしめ之がため大都市の中心に對しては高速度交通機關を設置する様にする。又交通關係から都市活動を都市の中心一個所に集中することは交通の混雜を惹起する原因となるから、廣い地域に適切に分散せしめる要がある。此事は建築様式からも考へられることで、大都市の中心に大建築物が櫛比し其利用床面積の大なる處では交通量莫大にして之が交通の要求に應し得る様な施設をなすには、高架地下の高速度鐵道と廣大なる道路或は特種の道路を必要とする。併し之がため莫大なる費用を要し且つ交通機關も遂には交通の要求に應じ難くなり、ために諸種の弊害が惹起されることが考へられる。道路の配置に就ては將來の交通量に應じ之に適應した施設を有せしめることが必要で、幅員路面等が充分であると共に大都市の一大中心地に總ての主要道路を集中することは避け、地方的中心を設け日常生活や附近交通の中心地となし、他方迅速且て便な交通を設ける様にすべきである。

要するに區域全體に亘り統制されたる目的に沿つた交通施設をなすことが肝要である。

地方計畫策定上に於ける交通部面配置計畫の一元的統一と強力なる法制の確立を望む

元東京市港灣局
庶務課長 三井健太郎

地方計畫策定上に於ては産業立地計畫が概ね其の根幹を成すものと考へる。而して之を基礎に用途地域制、人口の配分計畫等を行ひ斯くして交通計畫が樹立せらる可きであらう。

然るに用途地域制、人口の配分計畫は法に依る制限を以て比較的容易に其の目的を達することが出來得るものと思ふ。然し乍ら交通部面に於ける計畫的統一性は其の實行に甚だ困難性がある。即ち現在都市計畫に於ては、市内道路又は地下鐵道の如きは、其の事業が主として地方公共團體の執行に係るを以て最も忠實に實行せられつつあるのだが、鐵道特に省營鐵道に於ては都市計畫との連絡性を缺き、全然獨自の立場に於て計畫せられ居る様に見受けられる。而して港灣計畫の場合に於ては同一主務大臣の監督下に之を行ふに拘らず、殆ど都市計畫の施設として取扱はれて居らない状態である爲めに、背後地連絡道路、鐵道等の計畫、工事が港灣修築事業と關聯なく樹立、施行せらるゝ點が少くない實状である。

鐵道、港灣は國土計畫乃至地方計畫的性質を有つ一面、夫等が物資、旅客の輸送を目的とする立前に於て都市計畫の施設たる性格亦極めて濃厚である。殊に大都市に於ては港灣が其の都市自體の構成要素であり、其の背後地が其の

都市を主として居る場合が少くないのである。斯く考へる時最も密接でなければならない此等の施設が統一的企劃に缺くることは、關係官廳の協力的熱意の缺除と法規の生温るさに基因するものと云はなければならないのである。

故に地方計畫法の制定に當つては、特に交通部面の一元的統一の企畫を可能ならしむるだけの、極めて強力であります積極的である内容を有つた法規たらしむると共に強力なる権限を有する執行機關の構成を希望するものである。

地方生活圏と交通についての一考察

財團法人東京市改
調查會研究員 小古間隆藏

工業の地方分散、食糧自給圏の構成、人口配分の適正化等々、地方計畫あるひは國土計畫において自給自足性の強化による地方圏の確立を目途する規正や開發には、窮屈において地方生活圏の擴充、したがつて地方文化の振興といふ裏づけが必要である。文化は外部からの刺戟や注入のみで發達するものではなく、みづからの社會のうちに創造する力を養はなければならぬ。社會の内部的な運動、接觸がその力を涵養する一つの基礎である。地方圏の擴充には、經濟政策上からのみでなく、かやうな見地からも交通政策が考へられる。

地方圏は、國內各地からその中心地への交通と圏内各地相互間の交通を緊密化することによつて圏の一體性をよりよく認識することになる。

交通は距離の克服による社會圏擴張の手段である。

距離觀念は原始的にも地勢上の障礙に制約されて、數理論的な空間に較べて相當な歪があつたが、この自然的な障

碍を克服する交通機關の發達は、それ自身による人工的な距離觀念を生んでゐる。距離はそこへ到達するに要する勞力（費用）として考へられるのみでなく、われわれの生活上では所要時間や交通機關の頻度の上に感じられる。

さて最も基本的な交通手段である鐵道についてみると、わが國の鐵道は國有國營で單なる營利のために經營されてきたのではないとはいへ、わが資本主義發展に追隨して全く大都市中心的である。

例へば中國五縣はしばしば一つの地方として取扱はれる。その中心は廣島である。しかしながら現實の距離觀念では山陰から廣島へは案外遠いやうである。松江から廣島へは二回の乗換を要し一日四回の旅客列車が通じ所要時間は七八時間である。松江から大阪へは急行一列車を含む三列車が直通し、九一一〇時間（急行七時間）、また京都へは直通四列車がほど同じ時間で到達する。廣島へは所要時間でやゝ近いが乗換の手數や頻度からみれば京阪に及ばない。直線的には廣島へは約一五〇キロ、大阪へは三〇〇キロである。鳥取は極端に近畿寄りに偏じてはゐるが廣島へは一回乗換で三列車が一〇一一時間費して通ずるのみであるが、大阪へは急行一列車を含む五列車、京都へは六列車があり七時間（急行五時間）で達する。鳥取—岡山間は一回乗換で約五時間を要し六列車が通ずる。鳥取は著しく京阪に結ばれてゐる。

東北地方においては、仙臺への結びつきは、山形からは七列車が三時間半で達し、秋田からは四列車——尤も途中仙山線（乗換一回）経由、横黒線（乗換二回）経由、陸羽東線（乗換一回）経由の三経路がある——のみで所要時間八一九時間であるが、共に東京（上野）へは急行一列車を含む三直通列車があり、秋田からは都合五本、山形からは六本の連絡がある。福島は仙臺へ一一列車（うち急行二）、東京へ一三列車（うち急行三）を有つてゐる。

以上主として中心への結びつきから見ただけであるが、地方圏といふ一體の生活圏には「日歸り」程度の時間とする程度の頻度が必要であるやうに思はれる。そして右の例などはいま少し改善を要すべきものではあるまいか。

地方計畫に於ける道路

大阪市土木部 三浦行雄

國土計畫設定要綱に「産業、交通、文化などの諸般の施設および人口の配分計畫を土地との關聯において綜合的に合目的的に構成」すると述べられてゐるが、地方計畫に於ても産業と交通は綜合的に組立てられねばならない。計畫に於て對象とされねばならないのは抽象的な産業ではなく現實の産業、生きた工場でありまた其れが現下の生産力擴充の根源である。又一方交通としては鐵道、軌道、運河、港灣等大規模な交通施設が計畫の上からも事業化する上からも先づ検討されねばならないが、あらゆる産業に直接し不可缺のものは道路である。

すべての生産工業にとって原料や製品の運搬費が大きい負擔であることは言を俟たないが、鐵道、船舶等による大運送のほか荷揚場、停車場から工場への原料の運送、出來上つた商品の工場から驛、港への運送は荷車、牛馬車、自動車等の小運送に據らざるを得ない。一般的に云つて各種商品價格に含まれる運賃の七割乃至八割は是等の小運送によつて占められており、又其等小運送一ヶ年の稼高合計は二十數億圓に達し、國有鐵道貨物運賃收入の數倍に達するといふ。自動車製造工業の發達と燃料補給の今後を想へば自動車交通の發達は必至であり、小運送の爲に將來益々完備した道路が必要となるだらう。道路の整理のためには鋪裝、交通標識など維持管理が行届いてゐることが必要であると共に、根本的に道路の計畫が適切であるか否か、交通の能率に影響すること極めて大きい。住宅地と工業地帯では道路の配置、構造は異なるを要し、運河、河川の利用價値が道路計畫如何によつて左右される。又道路の配置は街

廓を決定し、工場敷地の形狀、廣狹を決定するてふことによつて生産能率に影響する場合も多い。工業地帶に於ける道路計畫は其處に豫想される工場の規模に適合しなければならない。勿論一時的な採算に基いて工業立地が行はれてはならないし、道路を隔てゝ分工場が散在するといふやうな誤謬は再び繰返されではならない。

かかる工業地帶と道路の問題は地方計畫にとつては些細な末梢に屬するかも知れないが「綜合的交通計畫」と「産業の統制的配分」との有機的關聯は此の點に結實するのであり、國土計畫の一端として設定される工業建設地域に於ても、其の使命を達成せしめる鍵は道路政策に在ると謂ふも過言でなからう。

住宅政策と地方計畫

住宅營團研究部
調査課長 石原憲治

一、大戰下に於ける住宅政策の意義

第一、軍需生産擴充に伴ふて工場の新設となり労務者を收容する住宅供給の必要となつた。

第二、人口政策的見地並に國民保健確保の立場より新世帶に定住家屋を與ふ必要がある。

第三、國民の住居の最低下を確保し厚生文化政策の意義を持たせること、收入に對し適當の家賃を以て住み得る種類の家を供給すること。

二、現下の住宅政策の重點

昭和十四、五、六年度の労務者住宅供給事業に引續き、十六年度以降五ヶ年間三十萬戸建設の爲住宅營團が設立さ

れた。當初は庶民住宅の供給といふ目的であつたが、今日の實際は當面の生産擴充の爲必要なる労務者住宅不足の要求の一部を充し得るに過ぎない状態にある。

現下住宅不足の諸都市の事情は左の如くである。

(1) 舊都市に於ける住宅不足、例、青森、盛岡、仙臺、京都、福岡等は主として工業都市ではないが舊市街の同居世帯による過密住居並に空家不足に悩んでゐる。

(2) 舊都市の内外に新工場建設されるもの、例、郡山、東京、大阪、名古屋、横濱、廣島、八幡、小倉等は舊都市として相當の住宅のパールを有しておるが新設工場の爲めに一層の不足を來しておる。

(3) 舊都市の外郊に新工業地帶の發達せるもの、例、秋田、新潟、川崎、鶴見、四日市、堺、尼崎、宇部等は舊都市の外郊に新工業地域が拓け軍需工場等が設立されておる。

(4) 新興工業都市、例、八戸、船岡、大河原、日立、太田、小泉、相模原、豊川、廣畑、光等は軍需其他の工場が新設されておるが殆んど舊市町村の部分が無く、所謂新興工業都市であるから、直ちに住宅が必要である。

三、新興工業都市と地方計畫

今日住宅的條件に最も恵まれて居ないものは新興工業都市であつて、工業の地方分散は住宅不足の原因となつておる。

國土計畫的見地よりする工業の分散並に國內人口の配分、國防計畫による大都市の分散等の企劃に對して、新工業都市の建設とはに伴ふて起る定住宅の建設開發が必要である。

今日は單に大工場敷地を農村の中に設定して附近の地價を騰貴せしめ、その後より比較的低廉にして稍條件の悪い住宅地を買収して住宅建設をしておる。

是に對しては地方計畫に於て當初より各地方の人口の分布並に工業立地の計畫樹立と同時に住宅地開發計畫をたてて是が實現に當らねばならぬ。即ち新工場の建設は必ず工業地域と住宅地域の計畫ある土地に限り是を許されることはすべきであらう。此の點が解決されるならば自然國土計畫は此の着手點より漸次に實現性を帶びて來るものと考へる。

集團的住居地建設の地方計畫的意義

住宅營團技師 龜井幸次郎

建設企業をして眞に價値あるものを創造せんとする爲には、先づ國土計畫から出發せねばならない。然し乍ら今日個々の住居建築設計への基底をなす集團的住居地建設の重要性に就ては未だ一般的認識を深め且つこれが實踐性掌握の目覺しき段階に達してをらない。從つて大東亞戰爭遂行の要請に應へて今日各所に起工されつゝある住居建築の集團的建設が國土計畫の一翼としての地方計畫的立地性が無視されるのは蓋し當然であらう。換言すれば斯る應急事業は兎角恒久策として國家の全體計畫を尊重し得ないのは何等不思議としない。

然るに大東亞戰爭の眞只中の現段階に於ては、大和民族全體に割り當てられた國土全體の合目的計畫によつて整理按配する事の要請は壓倒的に言論界を指導し、東亞共榮圈全體を考慮に入れた全體的綜合計畫策定の要求が各方面より臺頭してをる事は我々の深く認識するところである。

都市計畫が集團的住居地計畫を地方計畫の關聯に於て實行する事を高度に要求するのは、取りも直さず世界情勢の

めまぐるしき變轉による國防的要請と呼應した國土計畫との矛盾を可及的に是正せしめんとするからである。故に工業の分散並に配分計畫への勞力確保を前提とした工業の定住計畫——換言すれば集團的住居地計畫——は國土計畫の一翼たる地方計畫との關聯に於てのみその可能性が與へるべきである。何故なればそれは國防計畫としての都市が依存する生活圈確立への食糧自給自足圈の適正を期するからである。此の意味に於て國家目的を具現する政策的根據に基く郷土防衛の實際的因子は、農耕者及工業者が強く我が國土全體を覆ふことでなければならぬ。而もこれが現實的收穫は明日に求めらるべきである。

地方計畫による土地の地域秩序は、工業の定住計畫に最も合目的たる立地性を附與する。此場合都市計畫は全體の部分としての都市並に農村の聚落組織に計畫性を與へ、個々の集團的住居地建設を指導する。故に定住計畫は工業の分散する地方計畫的地域秩序の域内に於て工業及農村の定住地域の決定を前提とした集團的住居地建設を目的とする。

斯くして大東亞共榮圈を指導する大和民族增强への生活環境の構成は、國土、地方及都市計畫による一貫した指導性の下に具體化した集團的住居地にして初めてそれが求めらるべきであり、此處に集團的住居地建設の地方計畫的意義が存するのであるまいか。(一七、七、二八)

人口配分計畫と住居施設の供給方策

住宅營團研究部 西山卯三

國土計畫、地方計畫に於ける産業、人口の配分は適切なる住居施設の供給に裏付けられたものでなければならぬ。

從來住居施設の供給は全然私的企圖に委ねられ、急激な産業發展期に於ては、主として住居施設の大貯水池としての大都市利用に終始し止むを得ざる特殊工業都市に於てのみ部分的な給與住宅による解決が行はれたに過ぎぬ。斯の如き自由主義經濟に於ける産業と住居の建設供給行程に於ける連關係の缺除が住宅難の重要な一因であつた。之に連關係を附與することは、國土計畫乃至地方計畫の如き空間整序計畫の具體化に於ける最重要な鎰の一である。

然らば如何にして住居施設の需要供給を調整するか。

第一に住居施設の供給主體の再検討が必要である。特に産業企業の住居施設供給者として果すべき任務。その限界。從來の私的供給の限界。住宅供給を計畫的ならしむべき供給主體の統合確立の問題。

第二に住宅經營の原則に對する再検討が必要である。これにはまず、事變以來の物價政策の遂行によつて、歪められた新舊家賃の均衡化について國民適正住居水準の保持を可能ならしむべき國民所得と國民生活の再検討、之を具體化すべき住居施設の社會的現物給與機構の確立。更に家族構成收入に應する適正家賃制度の探求がなされねばならぬ。

第三、住宅供給に於ける量と質の再検討。生産擴充上の要求、資材勞力量、既存住居施設の水準とその利用度――を綜合的に考慮した、建設基準と建設地配分。その長期にわたる計畫の綜合的企劃が必要である。

國民厚生事業の計畫配分と其の組織に就いて

大政靈賛會實踐局 厚生部 牧 賢 一

國民厚生事業（主として社會事業）の設置は從來極めて恣意的に、或は細民地區集中主義的ななされて來たが、今

後は新に之を、

- (一) 國民生活組織の中核體として、
 - (二) 國民生活厚生（生活力の保持増強）の教育並に訓練機關として、
 - (三) 空襲その他非常災害の場合に於ける避難或は應急施設として、
- 豫想し性格づけ、各施設は其の物的たると人的たるとを問はず夫々の事業種別に依り、各種都市的條件に應じて汎地域的に又市域外に、計畫的設計並に配分をなす要がある。
- 而して之が綜合的合理的運營を期するため、公有民營の理念による地域別或は事業別營團組織が考へられねばならぬ。

以上に關し素描的所見を述べて大方の御批判を仰ぎたい。

地方計畫との關聯に於ける大都市發展の 統制問題に就て

東京市市長室
企畫部都市計畫課
神 原 賴 惠

京濱、名古屋、京阪神、北九州の四地方は我國產業の四大中心地をなし、所謂大都市は凡て此の四地方内に在つて大都市としての弊害を露呈しつゝあるのみならず、空襲其他の災害に依り此の四地方が破壊された場合我國產業經濟の活動が麻痺状態に陥入するの危険を包藏すると云ふ誠に憂ふべき產業偏在の現状に在り、高度國防經濟建設の爲には

かゝる産業の偏在集中を避け各地方に産業を適正に配分し或程度のアウタルキー的形態を採らしめ、以て國土の潛勢力を遺憾なく十全に發揮せしめるを要し、此の故に所謂國土計畫並地方計畫の擡頭を見たのである。大都市の分散疎開は國土計畫上からも必然要請される所ではあるが、此の四地方の對策こそ我國地方計畫の中心問題にして此の問題解決の適否如何は地方計畫夫れ自身の運命を左右する重大事項である。

然らば大都市と地方計畫との調和は如何にして圖るべきか。それには内部外部の二條件を前提とする。

内部條件とは之等四地方の行政區域を單一化せしめることである。巨大都市の弊害を指摘しその分散疎開を云爲されてゐるが、我國産業經濟の中心地は單に東京市、大阪市の如き行政區域のみに止まらず、市外に亘り近接する市町村と共に廣大なる地域に亘つて中心地を形成してゐるのであつて、例へば東京市は川崎、横濱、川口、市川其他の近接市町村と共に實質的的一大都市を形成してゐるのであつて、東京市のみの疎開を以てしてはその目的を達することは不可能である。故に巨大都市並之と有機的關係にある近接市町村を含めた廣大なる地域に亘り同一思潮の下に大都市地方計畫を樹立するを要するが、經濟的、社會的複雜なる關係を有する其の區域内の諸地域が行政區域を異にしてゐては到底満足なる計畫の遂行は期待し得られず、却て計畫の紛淆錯雜を來たし、遂には國家の要求する地方計畫の趣旨に逆行するの結果を生ずるなきを保し難いのであつて、都制施行の場合は此の廣大區域を以て都の區域とするが如く行政區域の單一化を圖り以て一元的計畫の遂行可能なる基礎地を確立すべきである。

外部條件としては疎開による移設先たる開發地に對し大都市の持つ立地條件と同程度の立地條件を疎開に先立ち具備せしめることである。何となれば自由放任の結果とは云へ大都市に産業が集中したのは集中を促がすだけの立地上の好條件があつたが爲で、之を惡條件の地に移設することに依る結果の如何なるものかは、贅言を要せざる所であつて、開發地の慎重なる計畫と相俟つて疎開計畫をなすべきである。

此の二條件を前提として始めて四大都市地方計畫は可能となるであらう。

大都市人口問題と地方計畫

東京市市長室

企畫部企畫課長

村

瀬

清

世界經濟を背景とした現代の超巨大都市は、自由貿易主義の終焉に依てその成長の根元を失はんとしてゐる。我國大都市はかかる世界經濟の變動期に於て今後如何なる發展の過程を辿るであらうか。從來本邦都市問題の最大の懸案は國內過剩人口の集中に依る大都市の無限なる膨脹といふことであつた。然るに大東亜戰爭に伴ふ共榮圈の建設の爲に我國の人口問題は過剩の悩みより寧ろ不足の時代に當面してゐる。勿論過渡的には戰爭完遂上の一面的要請たる生産力擴充の影響に依り大都市の人口増加はある程度續くであらう。然し我國人口問題の將來及國土計畫の具體的進展の角度より見るならば、從來の如き大都市への著しき人口移入は豫想出來ないところである。更に大都市の將來人口を制約する要因として考へらるゝものは中小企業の整理統合問題である。東京市に於ける中小商工業者は家族を含めて略二百萬と推定されるが、かかる老大なる中小企業は移入人口の貯水池たる農村人口と強く結びついてゐたものと想像される。尤も中小企業の全部が直ちに整理統合の運命にあるものではないが、少く共從來の如き農村人口に對する中小企業の大なる吸引性は失はれ、人口増加の一大要因が制約されることが考へられる。かくの如く世界經濟の變動より豫想される大都市膨脹停止の傾向、我國人口問題の一大轉換、大都市中小企業の積極的整備等に鑑み、宿年の懸案たる大都市人口問題の將來は理論的には一應解決が與へられてゐると云へよう。更に過渡的な膨脹抑止の方法と

しては臨時資金調整法、企業許可令等の如き一聯の法制的規制が考へられ、國土計畫の暫定措置たる工業規制地域の指定は強力な大都市抑制の方向を示したものと云へる。然しその實效を期するには制度の運用如何に俟つところが多いのであるし、理論的に大都市人口増加が規制されるとしても、之も現實に具體化すべき計畫の先行が寧ろかかる機運に於てこそ急がれねばならぬ。今後に於ける我國國土計畫乃至地方計畫の方向は國家の推進力を以てする開發地域の積極的建設であり、該事業を協力實施するものは開發地域内の中小都市群であると考へられる。之に對し大都市を中心とする地方計畫は之迄の求心的大都市計畫を改め、國防國家目的に沿はぬ過去の自由主義的發達を匡正し、主として都市の内部改造に努力が注がるべきであると考へる。

過大都市及び過小都市

財團法人東京市政調査會 研究員兼參事 弓家七郎

一 一々の都市の人口數には、一定の條件の下においては、或る適度の存在することを否むことは出來ない。但しその適度が具體的には幾何であるかを定むることは容易でない。蓋しそれはその與へられたる條件によつて異なるものであり、しかもその條件は殆んど無數の因子によつて左右せられるものであるが故である。

二 過大都市とは、都市の人口が、その適度を超えたる場合の現象である。經濟的にはその支配する背後地、即ち經濟補給圈の經濟力を以て、その人口を維持し難きに至れる場合に現はれ、施設的にはその施設の全能力を發揮しても、これに要求せられたる任務を完うする能はざる程の大人口を擁するに至れる場合に見られる。

過大都市なるものがあるとすれば、過小都市なるものも存在せねばならぬ。それはその人口が少きために、その當然支配すべき背後地の文化力を十分に發揮せしめ得ざる如き場合に見られる。施設的に言へば、施設に比して人口が少きに過ぎ都市の有する能力を十分に發揮し得ざる如き場合に現はれる。

三 その支配する背後地の經濟力が小なるために、人口の過大現象を見るに至れるものは、眞の過大都市にして、他にこれを救ふべき途がない。須く、その人口を疎散し、背後地をしてその負擔を輕からしむるより外はない。しかし施設が小に過ぎたるために生じたる過大現象は、これを救ふべき途がないとはしない。それは施設を充實すれば足るものにして、未だ眞の過大都市とは言ひ得ないものである。世上やゝもすれば、この兩者を混同し、單に相對的な施設の不完備を以て、過大都市現象と誤るものもあるが、これは注意すべきであらう。

四 かかる過大都市の現象はこれを放置すべきではない。須く施設を充實して、都市としての機能を十分に發揮せしむるに努めねばならぬ。しかれども所謂過大都市と稱するものゝ中には、案外過小都市現象の誤られたるものがある。かくの如き都市は更に積極的なる施設を整へて、その背後地の文化的、經濟的の要求に應へなければならぬ。それが都市としての國家的任務である。大なる背後地を支配するところの中心都市は、自ら大都市たるべく要求せられて居る。

小都市を對稱とした地方計畫職能人口の分析的考察

地方計畫兵庫委員會 宮脇泰一

一、緒言

今日地方計畫がそれぞれの方面で理論化され、具體化されて居る時、地方計畫自身が持たなければならぬ種々の問題の内、見逃すことのできぬ重要な事柄として人口の問題がある。然し乍らこのことは唯單に量的な人口を地域的に均衡な配分のみを意味するのではなく、これを構成する職能的構造の合理性を持たなければならぬのである。

特に新興工業都市として、一つの領域を持つべき新都市においての人口の職能的構成は特別の重大な役割を持つものである。今後のかうした都市が持つ國土、地方兩計畫の下での形態は、必然に過去の都市と異なる理念をもつて進む

以上、今までの都市の持つて來た人口の構成は充分に反省されてよく、又新しい將來への方策はかうした研究の上

に基礎を置くべきであらう。

筆者はこの意味で職業上から見た人口構成、特に工業人口について、數例をあげて次の項目により分析的に考察して見たいと思ふ。

二、諸外國の職能人口構成

いま諸外國の職能人口の構成を、英國、米國、ドイツ、フランス、伊太利、スイス等について見ると、最も著しい

差異をみせて居るのが農業人口と工業人口である。農業人口で最も高い百分率を示して居るのが吾國、伊太利、フランスであつて、これに反し工業人口の高率のものはドイツ、米國、英國、スイス等である。

これによつて知られるることは、職能人口の構成がその國の生産状態の特異性を示すと云ふことである。特にスイスのやうに農業人口の些少に反して工業人口の高率はこの國全體が山地で農地の狹少を示すと共に、この國特有の精密工業の發達に原因するのである。これに反して吾國のやうな農業形態が零細、集約農業であるためこれに要する労働人口も従つて多數を要するものである。

三、吾國都市の職業人口と工業人口との構成

吾國についてこれを見れば先づ六大城市では全人口の約五五%を有する無業者を除く以外のもので、最大を占めるものに、工業人口があり、一三%から一七%を有し、次いで商業人口の一・一%から一五%がある。この二業種が最大を占め、續いては公務自由業、交通業等であつて、農業人口は非常に少なく比率においては家事使用人より少ないと云ふ状態である。

然し乍らこの農業人口は中都市より小都市にうつるに従つて漸次多數となり、比率の上においても一%から四%位の數字を示して居る。小都市についてでは都市周邊の郡部農村、最後に純農村と言ふ順序に従つて増加を見て居るのである。大中小の各都市を通じて比較的變化の少ないのが商業人口であり、殆んど一定の比率を保つて居るのである。

然し乍らこの職業人口調査後、地方中小都市において、近接町村の合併を行つたものが著しいため、比較的近年では農業人口の増加を來したことは否めないと思はるのである。

四、工業人口と工業労務者との關係

以上のような職能人口の構成の内工業人口についてさらに考察すれば、これを構成してゐるものに大略二種あるの

である。即ち工場労務者とそれ以外のもの、即ち企業主、事務員、技術員等の非労働員である。

この二種別の數量的差異は、工業自體の多種類であるため、隨つてその作業内容も異り、人的構成も相當の違ひを見せ、又工場規模によつても異なるため端的に決定出来ないものがあるが、川端氏著書によれば、工業労務者と非労働員との百分比は最小が紡績工業の六%で、高率のものが金屬、機械器具、化學、印刷等の諸工業でそれぞれ一四%から一七%を示して居る。

このことは紡織工業等のやうに輕工業であり、作業内容も比較的單純であり、労務員も低賃金の女子の多數を主とする爲である。これに反して、金屬、機械器具工業等は製品の受註、製作、販賣等複雑な内容を持つと共に、設計、研究等に相當の人員を必要とするために、かうした高率を示すものである。今縣下の中都市二つにつき調査した結果によれば一六%及一七%であつて前記川端氏の結果と殆んど等しいものが得られたのである。

五、工業人口と労務者との變動——數個の例について

前述のやうな工業人口と労務者との比率も一工場内ではなく、一區域、即ち市域内より見れば又非常な差異のあることが分る。即ち一定市域内の工場労務者數と工業人口數との割合は甚だ複雑であつて、各都市それぞれの様相を持つて居るのである。例へば一つの市を取つて見ると、その市域内にある工場の労務者數は極く少數にもかゝはらず、工業人口は相當の量を有すると云ふ現象を呈して居る。

これはその工業人口の大部分が他の市域外工場に勤務するものが大半あることを示して居る。筆者はこれについて縣下三、四の小都市を例としてこれを説明し併せて工場勤務者の通勤圈等の問題にも觸れてみたいと思ふ。

六、結語

以上のやうな經過によつて知られることは、今後地方計畫として、一定の産業、文化等の役割を負ふ新興都市が持

つべき様相は過去のそれとは相當の變化を來すことは事實である。計畫經濟の進展や配給組織の改革等によつて當然商業人口の減少を見ると共に、工業人口の飛躍的な増加は又必然のことである。

それと共に工場所在地への定住は是非考へられなければならない。從來のやうな各都市の間に介在する町村が他都市への通勤者によつて純然たる都市社會を構成して居る事實に鑑みて、今後の都市にはこの點についての充分な考慮が必要であらうと思はれるのである。そして又農村人口の工業への吸收も引き續いて研究されるべき問題であり、來るべき新しい時代への充分の使命と機能を持つ都市として攻究されなければならないのである。

都市疎開實施對策に關する一試案

靜岡市臨時復興局
移轉課長兼資材課長

本 田 長 次

一、提案要旨

時局下地方計畫實施對策（別案參照）に關し最も緊急を要する問題は都市の分散殊に大中都市の防空對策としての都市疎開問題であるが、之が適確なる實施對策を遺憾乍ら未だ聞かず、淺學菲才を顧みず本案を提出し諸賢の御批判を仰ぐ所以である。

二、試案

1、綜合的地區劃整理の施行
別案地方計畫實施運營對策地方計畫施設營團設立の要旨に記載せる如く、一地方計畫區域を基準とし區域内

各都市の疎開と近郊町村との総合的区劃整理を施行するものにして換言すれば都市の疎開を必要とする部分より工場住宅等を近郊町村區劃整理費代償地其他に換地することにより防空上必要な都市の疎開と工場の分散とを兼ね行ひ、尙地方計畫的農村計畫を同時に執行し得る一石三鳥の實施對策である。

2、實施上必要なる法制の改廢

綜合土地區劃整理實施對策上特に必要なる法規の改廢要項。

(イ) 総合土地區劃整理施行に際しては耕地整理法第三十條の規定に拘らず、公益上必要な換地處分を爲し得るものとす。

(ロ) 総合土地區劃整理並に之が執行上必要な土地建物又は工作物は收用法規上の手續を簡略し、必要に應じ即時事業執行者に於て關係總動員法令に準據し收用又は使用し得る事。

(ハ) 総合土地區劃整理施行に當りては耕地整理法第四十三條第一項第一號以外の土地は本規定に拘らず地區内に編入し得る事。

(ニ) 総合土地區劃整理施行に當りては相當額の國庫補助金を事業執行者に交付するものとす。

(ホ) 総合土地區劃整理施行者(地方計畫施設營團の如きもの)に對し防空、厚生其他の施設にして公益上必要な土地建物其他工作物は永久的維持管理をなさしむるものとす。

地方計畫としての都市蔬菜自給圈の諸問題

—特に京阪神に於ける具體的問題—

東洋大學講師 宮 出 秀 雄

戰時に於ける一國の抗戰力は、實にその國の食糧調達如何に懸る。而して戰時食糧調達如何は、大都市に於ける食糧を調達し得るか否かにある。かゝる意味に於て戰時食糧問題は大都市の食糧問題である。この大都市の食糧問題中専ら重點の置かるべきはその生鮮食糧品であり、生鮮魚介、青果の需給調達の方途である。政府は戰時下問題の重要性に鑑み、漸次各種の方策を以つて臨みつゝあるが、これこそ實に都市、農村、漁村を結ぶ國土計畫、地方計畫の具體化を必要とし、一片の法律で以つて到底その實を擧げ得べき性質のものでない。政府はこの點に鑑み、大都市の生鮮野菜を確保するため、人口百萬以上の大都市では約三十糀、百萬以下の都市では十五糀の「野菜自給圈」を設け、カード制により計畫生産を以つてする事を過般新聞に發表した。蓋し時宜を得た施設と謂はねばならない。然るに之等の計畫は以上の發表の儘であつて、一向に具體化しない。果して三十糀乃至十五糀で特定都市の生鮮蔬菜は自給し得るか、否か。個々の都市について具體的に考察される必要がある。茲に於て報告者は昨年來近郊農業研究の一部として或は京都、或は神戸、或は大阪等京阪神の大都市の生鮮食糧自給圈について稍々具體的な考察を進めて來た。今や地方計畫が戰時下の都市食糧問題の觀點からも、十分具體化されねばならない秋、一學究として京阪神の主として生鮮蔬菜自給圈について調査し、考察せる所を報告し、大方の御教示を得んとするものである。報告の要旨次の如し。

一、大都市蔬菜自給圈に關する問題の所在

——價格政策より生産配給政策への轉換

二、大都市生鮮食糧品消費量に關する諸問題

——一人當消費量——男女別——年齡別偏差

三、近郊蔬菜生産地帶に關する諸問題

(一) 地理的環境の差異——京都、大阪、神戸

(二) 衛星都市の所在と蔬菜自給圈

四、近郊農業生産機構に關する諸問題

(一) 近郊農業生産機構の特質と生産力

(二) 近郊農業適正經營規模創出・配置と都市需要蔬菜の計畫生産

五、大都市蔬菜自給圈の具體的考察

(一) 京都市の蔬菜自給圈

(二) 大阪市の蔬菜自給圈

(三) 神戸市の蔬菜自給圈

(四) 京阪神に於ける綜合的蔬菜自給圈

地方計畫實施運營對策に就て

靜岡市臨時復興局
移轉課長兼資材課長
本
田
長
次

一、地方計畫施設營團の設立

設立の要旨 地方計畫を企畫立案するに當りては地方計畫の理念並地方計畫と國土計畫との關係、地方計畫と都市計畫農村計畫との關係、其他地方計畫策定に關する諸案件を研究考慮の上區域並計畫を決定すべきものなるが故に、内務省國土局の如き一省の一部局に於て立案するは幾多の掣肘を受くべき事必然にして、急速實現不可能なる事論を俟たず、當然之が計畫立案は企畫院に於て綜合的思索の下に企畫立案せらるゝを適當思考す。而して前述の如く計畫立案せられたる諸施設を執行運營するに當りては、地方の特異性に基く諸施設の事業執行並に永久的維持管理を必要とするが故に公益企業形態となり、從つて官廳及び公共團體に於て執行せしむるは不適當なること論を俟たず、他面本事業の性質上純然たる民營と爲すは營利に走り、公益を無視する虞あるが故に、内務大臣監督の下に半官半民の地方計畫施設營團（以下單に營團と稱す）をして運營せしむるを最も適當なりと思惟す。

二、營團の事業

企畫院に於て地方計畫として立案決定せられたる諸施設の事業執行並に之が運營をなすものとし其概要左の如し。

1、防空、衛生、交通、文化、厚生其他諸施設の事業執行。

2、地方計畫施設として永久的維持管理を必要とするものゝ維持管理。

三、營團の組織

1、營團の名稱 营團は企畫院に於て決定せられたる地方計畫區域毎に設くるものとし、其地方の名稱を冠し〇○地方計畫施設營團と稱す。

2、諮詢機關 各營團に〇〇地方計畫實施對策協議會を、内務省に地方計畫實施對策中央協議會を置き營團並内務大臣の諮詢に應するものとす。

四、地方計畫法制定に際し實施對策上特に必要なる立法上の要綱

1、地方計畫施設營團の事業執行並永久的維持管理は法文上之を明記し置くこと。

2、現行土地制度の改正が望まれぬ限り地方計畫並之が執行上必要なる土地建物又は工作物は收用法上の手続きを簡略し必要に應じ即時營團に於て關係總動員法令に準據し收用又は使用し得ること。

3、地方計畫施設として行ふ土地區劃整理施行に當りては耕地整理法第四十三條第一項第一號以外の土地は本規定に拘らず地區内に編入し得ること。

4、地方計畫施設事業に關しては相當額の事業基金を營團に交付すること。

地方計畫と計畫制限に就て

東京市市長室企畫課企畫部 横木 寛之

大正九年都市計畫法施行以來、内外各地に於ける都市計畫の進行に伴つて、計畫理念を更に廣く地方計畫乃至國土

計畫にまで發展させ度いと云ふ主張は、都市計畫關係者の間に於て夙に熱心に唱へられて來た所である。後、滿洲事變、支那事變等契機となつて國防國家建設、經濟圈確立、國土の高度利用等を目的とする國土計畫が遂に重要政策の基礎を爲すに至り、企畫院、内務省には夫々専門部局の設置を見るに至つた。次いで大東亞戰爭の輝かしい戰果により廣域圈は急速に擴大せられ、今や國土計畫の動向は廣く軍事、政治、經濟各界の重大關心を集めることとなつて來た。

地方計畫及都市計畫はもとより、國土計畫から遊離しては存在しない。云ふまでもなく是等三者は各々其計畫領域に大小の差あるにせよ、共通の理念に立ち同一連鎖の一環を爲すことはこゝに改めて細説を要せぬ所であらう。

國土計畫、地方計畫、都市計畫の各計畫領域は國土若は廣域に於て其全體と部分との關係に置かれて居る。そして各部分は相互に密接に有機的關係を保ちつゝ完全なる全體を形成すべきは勿論、各部分はそれ自體が可成完全な獨立形體を取り得ることが望ましい。

企畫院、國土計畫策定要綱に依る國土計畫内容は三種に別たれて居る。

- (一) 人口配分計畫
- (二) 產業立地計畫（又は土地利用配分計畫）
- (三) 重要施設計畫

以上三種の計畫は相互に複雜な關係に繋がれて居て各別に引離すことは困難なるも、計畫立案の實際に當りては自ら是等の間に前後の序列を生ずることは免れない。就中（三）重要施設計畫は（一）及（二）の基礎計畫の上に成立つ性質上、以上三種の中最終計畫階段に屬すと云はなければならない。

私見に依れば（一）は政策を基調とし、（二）は政策、技術理念相半ばし、（三）は専ら技術理念を基調とする。

又（一）及（二）は國土計畫の大方針を決する根本施策には相違ないけれど、（三）を伴はざる場合は地上に印せらるべき何の構築もなく、従つて、國土の利用價値は寸毫も増さない。是故に（三）は國土計畫の最終階段に屬すとは云ふものゝ重要國策の實踐手段として、このものこそむしろ國土計畫の實體であると見なければならない。

地方計畫及都市計畫の計畫内容は國土計畫と異なる所はない。従つて其計畫内容が（一）及（二）の階段に於て停止し、構築建設の實體に觸れぬ限り、森林原野は永久に暗黒に閉され、重要資源は幾萬年でも地下に眠るであらう。

從來重要施設計畫が綜合的に完了しない間に早くも直接建設事業が企畫される場合が非常に多く、この事がむしろ通例となつて居るが、決して望ましい事ではない。交通、衛生、治水其他重要諸施設の間にも自ら輕重の順位があり、緊急の差があるから、事業企畫に先ち綜合計畫を確立したる上にて其中から特に重要緊急なるものを嚴選し之を實行に移す用意が必要である。殊に決戰體制下に於て長期建設事業亂立し未成遊休施設が各地に配置分散される結果はどうなるであらうか。これを重點的に調整し、資財労力の活用を計る爲めにはどうしても理論に即した綜合計畫を以て照射検討を加へる以外適切效果的方法は無いと信じる。

綜合計畫を確立することゝしても其中から短期間に工事を完了せしむべき重點的部分は甚だ僅な部分であらう。大部分は未着手放任の状態に置かれる。それにも拘らず複雑な重要諸施設の綜合計畫にまで手を廣げなければならぬとする理由が今一つある。云ふ迄もなく交通產業其他の重要な諸施設は相互に、密接に相連繋し、各個別が持つ價値よりも其適當なる組合せによつて價値を増し、より大きく効果を發揮する。例へば鐵道、港灣、道路等の新規事業は同時に竣工し、船車連絡を實施する様に當初より組合せ企畫されなければ能率的効果は挙がらない。是等の組合せを検討し各施設の性格價値を明らかにし、組合せ竣工の時期を豫定し、然る後に慎重に起工の是非を定めることは時局下肝要なる用意であつて、其爲めには豫め遠大なる見透しの下に綜合計畫を策定することが必要となる。

重要施設計畫策定の必要は上述の如くである。然るに計畫の大部分は未着手放任の状態に置かることは免れないが、此間に於て當初計畫を破壊する様な反目的事件の發生を防止しなければ計畫は空に歸し、又計畫に依つて豫定した事業實施上の諸便益は失はれる。又計畫が隱微の間に抹殺されてゆく爲め右計畫を豫定した多方面の關係者に欺し打的損害を與へることゝなる。それ故に計畫を公定した以上は其目的達成に充分の努力と注意が拂はるべきである。この問題の要點は計畫用地保全、計畫用地に關する諸種の權利制限にあると考へられる。計畫制限により生じる土地所有者其他關係人の蒙るべき損害は之を補償する必要があり、補償せざる場合は嚴重な計畫制限を課すこと困難である。現行都市計畫法及市街地建築物法によれば、こゝに述べる迄もなく、三種の制限方法が實施されて居るけれども右施行區域外の地に於ては、満足すべき制限方法が無い。右施行區域内と雖運河、河川、水道、軌道其他の計畫に就ては事業決定なく、計畫決定のみの場合、周知の如く全く制限規定の發動なく、其爲め、運河、高速交通機關等の計畫が計畫決定公布後、當初計畫の實施見込なく全面的に之を破棄變更するの止むなき迄計畫目的が脅やかされた事例がある。都市計畫領域内に於て既に然り、況んや計畫制限方法を持たぬ地方計畫の領域に於て重要施設計畫が豫定通り計畫を維持し、最終の計畫目的を達することが出来るであらうか。そして重要國策が破綻なく推進されてゆくであらうか。

筆者はよき計畫の策定を望むと共に、公定せられたる計畫を維持、育成する爲適切なる計畫制限方法の實施を望むものである。

地方計畫と地方開發の諸施設

兵庫縣長 澤忠郎

地方計畫の内容に就いては之れを或角度から大きく見るならば「抑制」「開發」の二つに分けることが出来ると思ふ。地方計畫の必要が提唱せられた理由は大都市への人口集中特に産業集中従つて起來した各種の弊害に因るものである所を考へる時集中の抑制は避くべからざる事柄である。然るに日本産業の發展は決して抑制に依り抑へ切れるものではない。日支事變後の状勢は軍需工業の相繼いでの勃興となつては尙更の事である。こゝに於いて之れ等の産業の機關たる工場を合理的に誘導する必要が起きて来る。即ち積極的に工場適地を開發する事にならなければならぬ。地方計畫の二大原則「抑制」と「開發」の所以は此所にある。「抑制」は其の性質上消極的ならざるを得ないが「開發」は積極的である。こゝに地方計畫より見たる地方開發のための諸施設に就いて考へて見たいと思ふ。

△
開發すべき區域を開發區域と稱するならば、開發區域に於ては開發を容易ならしむるため、又開發に適應せしむるため各種の施設を必要とする。即ち交通運輸機關として道路、鐵道、軌道、運河或は工業用水及電力供給のための河水統制等の整備は開發を容易ならしめるための施設にして、埋立地の造成、防波堤の築造等は開發に適應せる施設と云はねばならぬ。之等の土木事業にして完備しなければ決して積極的に開發に備へる地方開發を期待し得ないのである。

△
つて國土計畫の觀點よりする地方計畫に於ては之れを國家的に援助する義務を持つものであつて、之等の土木事業の計畫に對して何を指しても全幅の支持と援助を與へる事を要望して止まないのである。又前記各々の計畫樹立に際しては地方計畫的觀點から綜合的に考へなければならないのであつて、決して區々なる斷片的土木事業であつてはならないのである。國家の指導機構に於いても亦地方計畫的計畫の遂行を容易ならしむる様な機構でなければならぬ。現在の機構は果して斯くあるであらうか。大東亞戰爭下の今日國政は戰爭目的達成のための施策に重點を置く事は言を俟たない。戰爭目的達成のために軍需產業が必要であるとするならば、そして大都市周邊に之等產業のため工場の密集は防空上の見地から又市民の保安、衛生、保健の觀點から之れを避け新しい開發地帶に誘導する事が必要であるとするならば開發地域に於ける上記諸施設の事業が工場の能率増進に寄與するものである限り、之等諸施設は戰時下吾國國政上重點を置いて然るべきであると看做さなければなるまいと思ふ。國家的支援を要望し且つ之等施設が地方計畫的計畫下に行はるべしとする所以はこゝにある。

△
僻地に大工場が設置せられたとする場合、その工場從業員の數が時に萬を單位とする様な極めて多數人の場合を豫想する時、工場周邊に於いて工場を中心とする將來の新都市を最も合理的に建設する事の必要性は既に數年前から國家的に認識せられ、新興工業都市建設事業として些少なりと云へども國庫補助事業の對照となり來つたところで、開發地域に大工場を誘導する結果は各所に新興工業都市建設事業が豫想せられるのであるが、恐らく此の種の事業は土地區劃整理事業に基き施行せられるであらう。此の事業は工場誘致の結果生じた事業であつて見れば、之れ亦國家的に副ふものとして今後共一段の進展を豫想しなければならない。殊に新都市建設は所謂百年の大計である。一度造つた都市は容易に破壊せられるものではない。新都市建設に際しては綿密周到なる綜合的計畫の下に行はれなければ

ならない。

一一二

都市防護の觀點から又市民厚生の見地から、更に又市街地疎開の目的から大綠地の施設は之れ亦數年前から重要都市の周邊に施設する事が國家的事業として國庫補助の下に各地に於いて設けられつゝあるものであるが、現在市街地の周邊の土地は既に地價の高騰を見つゝある關係上多額の費用を要し、從つて理想的に設け得られざる憾みを持つものであるが、開發地域に於いては地價の高騰を來たさぬ以前に於て將來の市街化を想定し、思切つたる立案の下に之が實現を期すべきである。此の機會を見逃してはならない。

△

地方計畫は之れが唱導せられて以來相當の日子を経たるに拘らず、未だ具體的計畫の決定を見て居ない事を遺憾とする。勿論之に關する法律の制定なき事が大きな原因であらうが、一日も早く之れが制定を見る事を望むと共に國家の中央機構並に地方機構の整備が之れに伴はなければ有效適切なる運營を見得ないであらう事を憂ふるものである。

地方の開發振興に就て留意すべき問題

—相模原都市建設事業を通じて—

神奈川縣
都市計畫課長 野坂相如

地方計畫具體化の一つとして大都市の膨脹發展の抑制が擧げられるが、同時に之れと並行して地方の振興開發が考

へられないならば戰時下我國の生産力擴充に影響する所が大となつて、我國の工業の發展に暗影を投するの懼なしとはいへない。依つて大都市の抑制に先行して地方の開發を計畫實施する事が喫緊の要事ではなからうかと思ふ。然も大都市の抑制は形而上消極的方法によるも其の效果は或る程度期待し得られない事はないが、地方の開發に就ては形而下積極的方法を講ずるに非れば地方の開發振興は望み得ないであらう。從つて地方の開發に當りては所謂開發地域に就て其の性格内容を明確に開發計畫を樹立したる上は之れが實現に萬全の支援をなさねばならぬ。

日支事變後内地各地に所謂新興工業都市の發生を見、之れが建設が急がれて居るが此等の新興都市と稱するものの多くは地方計畫上の開發地域たるもののが少くない。

神奈川縣高座郡相模原に於ては目下陸軍〇〇廠を中心として都市建設區劃整理事業を施行中であるが、此の建設を通じ地方の開發振興に就て考ふるに、理想的計畫の樹立はさして困難ではないが重要施設計畫の實現と經濟財政の支援に及ぶとき此の事たるや極めて至難な問題である。依つて地方の開發振興に當りて都市の選定、配置都市間の連絡並びに都市に必要な重要施設については机上計畫たるの譏をうけざる計畫を樹立し、是れが實現方途を講ずると共に經濟的財政的支援の方途を共に考へ、開發地域に對しては積極的な開發上の支援をなさねばならぬ。相模原新興工業都市に就ては此等の問題の處理に萬全の努力を拂ひつゝあるが、幾多の反省吟味検討すべき事項に逢着して居る。之等の事項に關聯し開發地域の立地、配置、重要施設計畫の實現、經濟財政上の支援の種類方途につき二三の點に觸れて論じて見たいと思ふ。

地方計畫と人事運營の問題

都愛市計畫課縣貞坂忠藏

地方計畫が國土計畫の、より具體的なる下部構造として、戰爭下の國情に希求されるに拘らず、容易に制度化される形跡もなく、荏苒日を送るのは、傳統的な官界の分業的、職能的唯我觀に禍されてゐるのである。またそれは計畫部面の微力である結果とも見られる。

元來計畫と分業の兩部面は、原則と現實の關連で、これを分離して政治、行政の合理性を求めるることは出來ぬもの、分業は常に計畫によつて目標を與へられ、その萬全を期すべきものである。然るに官界に於てはこの兩面は頻に遊離し、別々な運動を起す、時には反つて分業部面が計畫部面をおさへ、獨自の行動を採ることさへある。そこに國土計畫、地方計畫の發展せざる原因、官界の再編成を要する鍵が潜んでゐる譯である。

官界再編成の目標は行政の綜合性、計畫性を把握するための機構改革、官吏の職域奉仕の精神にあり、その手段は唯人事運營の適正に求めることが出来る。現計畫機構には内閣に企畫院ありて、國土計畫を管掌し、内務省に國土局ありて、地方計畫を管掌すと雖も、官界の舊觀念に支配されて、その計畫手腕を具顯するを得ない。内務機構改革の聲明にあつた、技術の綜合性、計畫性だけでも確立して欲しいと思ふ。

人事運營が官界に計畫性を稀薄にし、職域奉仕の道を得ぬ因をなす。その形式主義人事運營の誤謬を改むべきである。即ち（一）學履、資格は採用標準として一應の見解であるが、永い官界に於ける現實なる業績がより以上貴重な百八十度轉換せしめる難事があり、人事運營の革新をするものがあると考へる。

ものである。（二）官界は法科萬能だと人皆云ふが、行政に綜合性、計畫性を要求するならば、科學部門に輕重があつてはならぬ。（三）官吏に職域奉公を望むならば、適材適所主義によるべきである。有資格のために將來部局長知事が豫約され、その間走馬燈の如く、頻繁に轉ずる慣例は、徒に自尊心と浮草氣質を培養するのみである。

大阪地方に於ける國土計畫と其原則的

考へ方に就て

大阪地方國土計畫
交通委員會委員 柴 谷 善 次 郎

「日滿支を含めた日本の國土計畫」は、今や「南方諸地域を含めた大東亞の國土計畫」に迄進展した。然し「日本内地の國土計畫」の必要な事は毫も變らない。而して其一環として「大阪地方の國土計畫」の必要な事も亦論を待たぬ（之は嚴格に言へば大阪地方の國土計畫と稱す可きであるが、從來の國土計畫とは全然其意味を異にするが故に、大阪地方の國土計畫と假稱する）。大阪地方とは「大阪市を中心」とする大阪、京都、兵庫、奈良、和歌山、滋賀、三重等の諸府縣を包含する近畿brookである。

今後「國家の存立」の爲には次の三項目が必要である。

- 1、國防的な國土特に防空の完璧

二、軍需、食糧品の確保

三、人口の確保増加

「防空の要諦」は「敵機をして一機をも本土に近づけしめぬ事」である。即ち現在軍によつてなされつゝある通り「敵基地の覆滅」「敵航空母艦の撃沈」と共に「敵飛行機を全滅」する事である。

然し戦局の擴大につれ、時には敵の「編隊の大空襲」をも覺悟せねばならぬ。獨逸の現状が之を立證して居る。従つて「國家百年の將來」を考へる時「敵の空襲」に備へる事は當然である。

従つて「大都市の不擴大」は當然の歸結であり、「都市の分散」「工業の分散」が必要である。特に日本の地勢上並に木造建築を主とする現状に照らし「不燃燒都市の建設」が何よりも急務である。同時に「人命の救護」が肝要である。換言すれば「人的資源の確保」の爲、出來得る限り「各戸に地下室の築造」が肝要である。之は今後の建築に對する原則であらねばならぬ。

如何なる工業を地方に分散す可きか。工業資材の關係、生産の能率等を考ふる場合、「輕工業」を先きにす可きは當然である。然し特殊の地域及條件を備ふる場合は、「重工業」の轉出も亦當然である。

唯茲に注意す可きは、「人的資源の確保」を絶對に必要とする關係上、特に「農村との關係」「農地の確保」については深甚の考慮を要する。農村青年の「工業轉出」は都市への移住集中となり、其結果は「農村青年の不足」となり、其「健康の低下」と共に其「増殖率は低下」する事となる。此の後者（人口増殖率の低下）に就ては特に爲政者の考慮を要する。

小都市又は中都市に「工業を分散」する外に、「中小工業」の農村部落への轉出は亦一考の價ありと考へる。近時「農村生活の向上」は、農業一本による「農民の生活」を困難ならしめて居る。然し農產物の價格の引上は一般物價は、尙舊態的觀念より「現狀維持」若くは尙現在「都市の擴張」を圖らんとする傾あるは誤である。思ひ切つた「都市の疏開」「空地地域の確保」を必要とする。

「工業の分散」に對しては、先づ「交通機關」、「自動車專用道路」及「港灣」等交通の先行が肝要である。従つて「道路及交通機關の再編成」を必要とする。大阪地方に於ける全交通機關の「統合調整」は當然である。

「自動車專用道路」の建設に就ては、特に急を要するものである。之は「軍事的」にも「產業的」にも大體一致する筈である。従つて必要な主要自動車專用道路は「國家として之を建設」する必要がある。之は内務省一省の問題とすべきで無い。同様に東京——下關間の「彈丸列車」の如き、「關釜海底トネル」の如きは、鐵道省單獨の問題でなく「國家として之を建設促進」する必要がある。

一體に「計畫」は常に「小に失する嫌」がある。宜しく之は獨逸を擧ぶ可きである。東京——下關間の「自動車專用道路」に於ても、其幅員は獨逸と同様にする必要がある。之は大きな眼で見た場合賢明な策である。

「船舶の建造」「船腹の擴充」は七つの海を制壓した以上元より第一に之を必要とする事は論を俟たない。然し之と同時に「陸上よりする交通機關」の「支那大陸を始め南方諸地域への進出」が肝要である。之は日本内地と「直通的な連絡」を必要とする。大阪地方に於ても此の概念を以て考慮する必要がある。

「廣軌の統一」「關釜の連絡」の如きは、夢物語に終らしめてはならないのである。

「彈丸列車」や「自動車專用道路」など、優秀なる海上、陸上の交通を併せ有する「瀬戸内海周邊地區」又は其附

近地域に「工業の分散」を企圖する事は、將來工業の「能率増進」「危険分散」等色々の觀點から見て必要である。一地方に於ける「人口の偏在」及び「工業の偏在」は考ふ可きである。而かも當分は「重點主義」により總てを建設する必要がある。從つて情實を超越して適當に工業を分散する事が肝要である。府縣ブロックの如き「狹き觀念」を去り、「國家本位」に考へて、他府縣への「工業の轉出」を認む可きである。

從つて、大阪地方に於ても、「交通機關の再編成」なり、「道路の建設」が可能なる地區に對し、直に工業を分散すると共に、進んで府縣を超越した觀念を以て、適當なる地域に工業を分散する必要がある。

「食糧問題」に就ても同様である。政府の方針である「農村四割の確保」は必要であると共に、從來の方針である「府縣ブロックの境界を撤廢」し、「米麥」の如き運搬可能なるものは之を「全國的」に考へ、「都市附近」に於ては主として「新鮮なる生野菜の供給地域」として「農地の確保」を考慮する必要がある。

今後軍事上は元より、工業の生産、食糧の確保に於ても、總ては「大東亞」を基礎として考へる必要がある。即ち支那大陸南方諸地域を始め各地を常に「考慮」に置き、之等各地の「物資の交流」を圖る可きは當然である。而かも反面常に「内地のみの自給自足」に就ても之を考慮に置く必要がある。南方の物資にのみ依存する事は、當分片跛的なる諸施設と對照して、「内地の自給自足」を特に必要とする。

「工業の分散」及「工場内に於ける其自體の分散」に就ては、「航空機の發達」と共に、思ひ切つた「徹底した分散」が必要である。從つて此事は將來「工業地域」の「配分及び其廣さ」とも大に關係する。舊概念を捨てた「工場計圖」が必要である。

「灌漑用水」、「上水道」、「工業用水」等の分布に就ても、同様廣義に考へる必要がある。之は軍需食糧の確保並に健民上にも必要である。

要するに吾々は舊概念を捨て、國家本位に綜合的に大局的に總てを檢討立案する必要がある。

(昭和十七年七月稿)

近畿地方計畫の策定方針

都市計畫大阪地
方委員會技師

大木外次郎

同

山田正男

近畿地方計畫は、關東地方計畫と共に我が國土計畫構成上極めて重要な部門である。それは所謂京阪神地帶が京濱地帶と共に、我が國に於ける最高度の工業地帶であると同時に所謂過大都市を形成して居るからである。國土計畫を構成する單位地方計畫の區域は、自然地理的乃至は經濟地理、政治地理的な見地から國土計畫自體の本質に最も合目的々に決定しなくてはならない。此の意味に於いて舊來の行政區劃を超越した最も合理的な區域を選定すべきであるが、調査立案の便宜上概念的に京阪神の勢力圈、生活圈と見られる近畿六府縣——滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良和歌山——を包括した區域（面積約二七、〇〇〇方秆、人口約一、二〇〇萬）をその計畫區域とする。將來調査の結果に依つては、その區域を變更する必要があるかも知れない。所謂京阪神地帶は本區域のあらゆる中心を占め、人口、産業、交通共に此處に集中して居る。即ち本計畫區域は面積及び人口に於ては、夫々全國の七%及び一二%に過ぎないにも拘らず、工場數、職工數、生産額に於ては、夫々約三〇%に達し、而もその八〇%が所謂京阪神地帶に集積して居り、更にその集積傾向は支那事變以後の工場の地方への分散傾向にも拘らず益々顯著なるものがある。斯くして

此の地帯を圍繞する山脈との間に介在する肥沃なるべき農耕地は激増する人口及び産業の集中の爲に、既に薄暮地帯と化し、更に工業地帯へと移行しつゝある。而して此の地帯への人口の吸收に伴ひ、周邊の農村人口は減少の一途をたどり、農業と工業の均衡は著しく破れつゝある。京阪神地帯に於ける斯くの如き状態は人口及び産業の再編成を企圖する國土計畫乃至は単位地方計畫の上に於て、國土防衛上も人的資源確保の點からも、各種産業確立の點からも許容さるべきではない。斯かる舊時代の産業立地は理論的にも、國防國家建設の見地からも根本的な修正を加へなくてはならない。京阪神地帯の人口及び工業の限りなき集中を是正し、破れつゝある農業と工業との均衡を是正する事は本地方計畫の最も重要な課題である。勿論企畫院に於ける國土計畫が未だに樹立されない現状に於ては本地方計畫も極めて漠然たる方向にしか進み得ないのは遺憾である。以下その概要を列舉する事とする。

本計畫區域面積二七、〇〇〇方杆の中、都市及び農耕地として利用し得る面積は約八、〇〇〇方杆と推定される。後述する計畫人口と對照すれば、都市面積は約一、二〇〇方杆、他は農耕地面積と考へてもよからう。本區域の計畫人口は一應一、三五〇萬程度が適當であらう。即ち現在人口より一五〇萬程度の増加を認めるのである。勿論之は都市人口の増加を意味する。從つて農村人口は現状のまゝである。之は約一〇年間の自然増加を認める事になる。勿論他からの流入は認めない。之は國土計畫に移行する迄の猶豫期間とも考へられる。それ以上の増加人口は他の區域に供給するのである。勿論京阪神地帯の人口は現在人口の程度に抑へる。從つて増加人口は京阪神地帯を除く他の地方に、後述する産業の配分と對照して配分する。現在の市街地人口は約八〇〇萬であるが、將來都市人口は九五〇萬に達するものと考へられる。即ち都市人口は總人口の約七〇%を占める事にある。而し六、八〇〇方杆の農耕地、四〇〇萬の農村人口は、農業經營の點からも概ね適正規模であり、他方都市に對する蔬菜の供給は勿論、米穀の需給の點からも、或る程度の自給自足を得られるものと考へられる。

産業の配分の點からも京阪神地帯の工業は當然規制しなくてはならない。工場の新設増設を制限するのみでなく、更にはよくば此の中の工場を他に移設せしめるのである。他方に於ては人口の配分、各種立地條件、産業組織等を考慮し、十數ヶ所に人口五一一〇萬の新工業都市を設定し、將來の工場は此處に收容すると共に、更に京阪神地帯からの工場の移設をも期待する。

以上の如き人口及び産業の配分計畫を達成する爲には、都市區域、農林區域、景觀區域等の區域制を全面的に想定し、必要なる地方に對しては漸次區域制を適用する事に依つて土地の用途を明確にすると同時に、各種の開發計畫、交通計畫を樹立し、必要に應じて之を實施しなくてはならない。

以上は近畿地方計畫策定方針の大綱を述べたに過ぎない。詳細は各種の計畫技術的手法に待つ處が多い。

京阪神工業地域と工場規制區域の指定に就て

神戸市港都局 重村 實治

國土計畫は國土の綜合的な保全利用開發の計畫であるから、之に關聯して考究されなければならぬ點は複雑多岐に亘るであらうが、其の中でも工業の分布の問題は重要である。それは國土計畫が産業と人口の全國的普遍を要請するに對し工業は其の分布に伴ふて各種の物資と人口との多量の移動と凝集とを來すものであるから、地域計畫に於て之を等閑に附することは許されないからである。

元來工業は氣候、地勢、資源、動力、勞働力、交通關係、資本關係、消費市場、社會的負擔、國家政策等の工業立

地因子によつて分布されるものであるが、其の經營は設備並に運營に於て人的的に極めて多角的に各種の有形無形の物財や利便と結合し集團化する傾向がある。こゝに國防上の問題が潛在し工業の地方分散が呼ばれる譯である。工業の地方分散は工業立地を支配する所の諸因子を無視した所の機械的なものであつてはならないが、國防經濟の現段階に於ては之等の經濟性のみによつて決定することも亦首肯出来ない。それは國防上の要求に矛盾しない範圍内に於て決定されなければならない。即ち國土計畫の規制の中で過去の資本主義經濟下に於ける工業立地が是認されなければならないと思ふ。

我國に於ては全國工場數の六割を四大工業地域が占めてゐると云はれるが、それは過去の工業立地が國防を無視した自由資本主義經濟下に於ける經濟性のみに基づいて決定されたからに外ならないが、斯くの如きは一地區が空襲等の被害を受けた場合に日本工業が半身不隨となる虞れがある。この空爆上的一大危険を除去する爲に這般の工場規制の區域の指定は爲されたものと思はれるが、工場建設の抑制のみを以てしては十分とは云ひ得ない。京阪神工業地域は凡て此の指定を受けたのであるが、國防上の要求に矛盾しない所の經濟性に立脚した適地適業主義に従つて工業の地方分散を積極的に計るのでなければ其の效果は期待出来ないのである。即ち工場建設區域の指定が此の際是非考へられなければならない。例へば前陳の工業立地條件を備へた地域と見られる大阪府下の淡輪地方、和歌山市地方、兵庫縣下の明石・高砂・節磨・廣畑・網干・相生を結ぶ播州地方、或は豊岡、福知山等を之に指定し、此の地方への移轉を勧奨するに於ては飽和點に迄達してゐると云はれる京阪神工業地域の疎開も決して難事ではないと思はれる。此の場合には科學的に立地條件を検討し、各業種により建設地を指定するとかの方法に依つて計畫的に指導的に爲すに非ざれば過去の無計畫性の轍を踏むの結果となる虞れがある。

將來京阪神工業地域には工場規制區域として工場の新增設を禁止すると共に、現在の工場についても國防上此の地

域に在るを許さないもの乃至は其の後の立地條件の變化に依り不適合不經濟立地にあるもの、或は立地條件よりして何處の地域に於ても支障なきものは工場建設區域へ移轉せしめることによつて單なる機械的分散を避け、國防經濟の完璧を期すると同時に疎開を計る必要がある。それには工業が國防產業の國防上の安全性、天然資源の活用、工業と農業・都市と農村との對立矛盾の是正等の凡ゆる角度から見て合理的に配置されることが必須の要件であることを忘れてはならない。

關東地方に於ける工業配分と地方計畫 の實際に就て

東京商工會議所 根 岸 情 治

現下我が國に於ける地方計畫の重點は、工業と人口との合理的配置調整を目的とした地方土地の開發計畫でなければならない。

然し乍ら、土地と工業と人口との關係を如何に配置調整するかといふ實際問題に當面すると、その土地に依り、工業に依り、國或は人口に依つて、夫々相違しだ計畫の生ずべきは當然であるが、更に之を關東地方といふ特定區域内に制限する事になると、それ等相互間に關東地方の特性を孕んだ複雜した内容が附帶してくる事も亦止むを得ないものである。

云ふ迄もなく、關東地方は我國に於ける政治、經濟、文化等の中権的地位を占め、現在に於ても將來に於てもその

役割を破壊するが如き行爲は絶対に許されないのであるが、目下關東地方に於ける實情は人口及産業の極端なる偏在的過度集中にあつて、防空其他の戰時對策は勿論、經濟活動に於ても、社會生活にあつても、甚だしき危險状態に陥りつゝあり、從つて本地方に於ける地方計畫の對策は、あく迄も之等偏在的過度集中の分散是正を主眼とし、依つて來るべき地方開發計畫の樹立を爲すのでなければならない。

曩に政府は關東地方其他既存工業の密集地帶に對し、工場の新增設を抑制し、工業の地方分散を目的としたる工場規制地域及工場建設地域の暫定的措置を決定し、工業配分計畫の實施にその第一歩を進めたのではあるが、地方分散計畫に對處すべき工場建設地域並に地方開發計畫の實施に當つては、各土地夫々の適正な工業立地的條件に基き特に左の點に重點をおかなければならぬ。

一、密集したる既存工業地帶に對しては、從來の相互的依存關係に捕はるゝことなく速に疎開計畫を樹立し、工業の處女地的土地位の開業に主力を注ぐこと。

二、開發地區の都市機構は定着人口の數に應じ人口五萬以上二十萬以内に止むること。

三、定着人口の配置は平時又は戰時の兩者の場合を對象すること。

而して工業配分計畫に基く労務者の配置及工場敷地面積に付ては左の點を原則的に考慮する必要がある。

一、労務者の配置は地元國民學校卒業生、出稼人歸鄉者、企業整備に依る地元中小商工業轉廢業者及地元餘剩人口を以て充當せしむること。

二、労務者の一人當工場面積は三十坪乃至五十坪を限度とすること。

三、工場敷地に對しては三分の二以上の空地又は厚生施設を設くること。

斯くして労務者を地方に定着せしむる爲、理想的な工業聚落計畫を樹立し、住居、厚生、學藝、衛生、保安、慰樂

等の文化的施設を適當に配置しなければならない。

報告 關東地方に於ける各都市の工業立地的性質。

部品外注關係より見たる中京の交通機工業

都市計畫愛知
地方委員會技師 廣瀬可一

本邦の工業生産は六大府縣、北九州に局地的に集中し、殊に機械器具工業生産額は八割まで東京、神奈川、愛知、大阪、兵庫五大府縣に集中して居る。從つてこれらの地方に於ては先づ機械器具工業の分析が最も重要である。

最近の京濱、中京、阪神の重化學工業の生産情勢を見れば中京地方は他に比して金屬、化學工業が機械器具工業に對して著しく跛行的に缺如してゐる。更に究明すれば自轉車、自動車、航空機、車輛等の交通機工業が大なる位置を占めて居ること及び材料支給下請加工中小工業が多數集積して居ることが判明する。

交通機工業は綜合的組立工業で材料、部分品の種類が極めて多く、從つてこれらの納入關係は複雜多方面に亘る。納品先是素材納入、部分品納入、材料支給下請加工に三類別されるが、中京地方は中部地方の礦物資源の貧困と原料ルートの缺如により金屬工業の發展が低く金屬素材は概ね京濱、阪神、北九州に依存し、部分品も亦依存度が高い。特に電裝品が重要である。中京に交通機工業が立地したのは部分品の多種性即ち東西内地一圓に亘る取引關係の平衡點として選ばれた結果であり、部材の多様性の故に多數の下請工場を要するため過去に於て織機、時計等の零細機械工場が集積して居た中京にその立地を見出し最近の生産力擴充の波に爆發的勃興をしたのである。故に交通機工業と下

諸工業は中京工業の一特徴の二面性を示すに過ぎない。

中京交通機工業の中現在最も賑盛なのは航空機次いで自動車であるが、最近操業が始められた造船工業は尙建設期であるけれども最も期待の大きい新しい交通機工業である。今次大東亞戰爭勃發後の我が國版圖の飛躍的膨脹は本邦交通機工業の洋々たる前途を約束したものに他ならない。交通機工業は宏大なる金屬工業、機械器具工業他多數の商業の集積と云ふ特質を積極的に利用する途に於て安富性を見出しえる。現在中京の交通機工業は他地方への依存度が高く、素材、部分品等の工業を縦の系統に地域的に整備することが必要である。かくの如く他地方への依存性を輕減して綜合組立工業を地域的に整備することは國土計畫の國防經濟的要請である國內の多元的自給圈の形成に一步進めることを意味し、過大都市たる京濱、阪神地方の工業的負荷を多少とも緩和することになるであらう。

東三河地區に於ける豊橋地方計畫の

根本的企劃に就て

豊橋市土木部
都市計畫課長 長 助 八

工業規制地域が決定され、工業建設地域が指定されんとする今日に於ては地方計畫の觀念に此の割期的措置が更めて加味され考慮されなければならない。而して適正なる地方計畫区域の劃定は開發計畫が既成都市再編成か夫々みる處

が異なり、論者も從來と變りはないが、すべて國土計畫の大乘的立場から、充分考慮し計畫されたる地方計畫でなければならぬが、いづれにせよ次の三點を考慮に入れ策案しなければならぬと考へる。

- 一、運輸交通機關の或る程度發達せる又は發達の可能性ある（特に港灣の發達せる）都市が中心地となる事。
- 二、中心都市の及ぼす勢力圏が相當廣範囲なる事。
- 三、中心都市自體に獨立性を帶んでゐる事。

以上の條件を基として愛知縣に於ける東三河地區の地方計畫區域を企劃すると、

中心地は勿論人口十五萬の豊橋市で、その勢力圏は即ち東は大井川を境とする遠州一圓、北は長野縣下に於ける南信地方と縣内に於ては北設南設八名の三郡、西は寶飯郡の中央部、南西は渥美半島全部と實に總面積八十七萬ヘクタールの地域を以て形成する。此の地區内に於ける交通機關を見れば先づ陸上では東海道線は云ふまでもなく、遠州方面への二俣線、長野方面への三信鐵道、南北設樂寶飯方面への豊川鐵道、渥美半島方面への渥美電鐵他に名古屋方面への名古屋鐵道と國鐵私鐵の交通機關が四通八達し、翻つて海上輸送路は南方物資の陸揚箇所として最も有望なる浪北兩部に軍事施設が設置される等極めて重大なる要衝である。かゝる中心地たる豊橋市は昭和三年に都市計畫街路網の決定をみたが、昭和七年に附近の農村部町村を合併し廣袤七平方公里の面積を有するに至つた。茲に於て從來の都市計畫に依存することなく、又農村計畫にもとらはれず南北兩部の軍事施設を中心にやがて澎湃として建設さるであらう諸工業の爲め、工業立地計畫を考慮し、尙國防、人口、經濟、政治、文化等の綜合的諸計畫に基づいて地方計畫を構成しなければならぬ。

以上新なる工業建設地域を含みたる豊橋地方計畫區域の劃定方針に關する私案を申述べ併せて本地區が本縣に於け

る最も有力なる候補地區であることを申上げる次第である。

地方計畫具體化の一例

—白河庄復興に於ける諸問題—

臺灣總督府技師 中 村 紩

國土計畫によつて國土の生産力配備計畫上に於ける一つの地方の役割が決定されると、それに基いて地方計畫が樹立されねばならない。だが元々私有財産制を基礎とする今日の世の中に眞の計畫ができるかどうかについては相當疑問がある。自由主義の時代に於ては各個各自の立場に於て計畫は存在してゐた。地方全體についてみれば單に之等各個バラ々の計畫の寄集めにしかすぎなかつた。しかし今日要求されてゐる地方計畫はかかる寄集め式のものではなく國土計畫に基く根本方針によつて統一された眞の綜合計畫でなくてはならぬ。嚴密な意味に於てはかかる計畫は私有財產制と正面衝突する。故に計畫は不可能である。

しかし筆者は地方計畫の具體化は必ずしも不可能でないと主張したい。之は各エキスパートの共力によつて可能である。

誠にさゝやかな一例ではあるが、臺南州新營郡白河庄の復興における諸問題を述べて諸賢の御批判を仰ぎたいのである。

第一議題

第二 都市財政の現状及將來とその對策

一、都市財政の現状

經 費

都市人口と經費

都市の特殊性と經費

委任事務費と固有事務費

事變關係費

事業費と行政費

收 入

新稅制と稅收入

稅外收入

事業收入

市民の負擔關係（市稅以外の公課をも含めて）

市 債

市債の發行條件

市債の消化狀態

大藏省、預金部、特殊銀行と市債の發行

二、國費地方費負擔區分の問題

固有事務の範圍とその將來

委任事務の増嵩とその將來

國費地方費負擔區分の基準

三、新稅制の適否並にこれが改正に關する具體案

新稅制の彈力性に關する問題

新稅制の自治性に關する問題

新稅制下に於ける負擔關係に關する問題

三收益稅附加稅に關する問題

道府縣稅附加稅に關する問題

獨立稅に關する問題

分與稅に關する問題

四、税外収入に關する問題

受益者負擔金、分擔金に關する問題

事業収入に關する問題

手數料 使 用 料 に 關 す る 問 題

五 市債發行に關する問題

市債發行の限度

市債の償還財源

市債准仁促進に關する方策

北ノ日本體内之風説置の問題

卷之六

六 都市財政の臨戦態勢化に関する問題

全國民經濟運營に於ける都市財政の地位

経費合理化の問題

豫算編成合理化の問題

財政監督の問題

卷之三

主報告

都市財政の現状及將來と其の對策

名古屋市助役
三
樹
樹
三

—都市財政の趨勢

(一) 人口增加と経費

都市財政の現状を論ずるには、先づ都市の経費の有する著しい膨脹傾向に付て述べる必要がある。

都市経費の膨脹率は、他の地方財政の膨脹率を遙に凌駕するものであることは左表に示すが如くである。

右の膨脹は固より都市人口の著しい増加に因つたもので、町村が人口増加に伴ひ市制を施行したことのも含んで、あつて、昭和十五年國勢調査に於ては明治三十一年に比し市數に於て約三倍半、人口に於て五倍以上に達してゐる。而して此の都市人口の増加は自然増加に因るよりも寧ろ農村人口の吸收に因つたものであるが、此等流入人口が一般に擔稅力低き階級なることは都市財政の運用を困難ならしむる一因を爲し來つたのである。

市部郡部人口比較表

年 次	市 數	人 口		年 次	市 數	人 口		年 次
		市	部 指 數			市	部 指 數	
明治三十一年	五二	五、三三四、四六二八	二・七	昭和十五年	一六八	二七、五七七、五三九	三七・七	明治三十一年
								四〇、〇六五、五四七八
								八八・三
								六二・三

備考 明治三十一年、同年末現在人口、昭和十五年は同年十月國勢調査人口

又この都市經費の膨脹は單に人口の増加によるのみでなく、一人當經費に付て見るとき都市は町村に比し大なる膨脹率を示してゐるのである。

備考 地方財政概要に依る。

右の事實は人口の増加と經費の膨脹とは正比例するものでなく、人口の増加は加速度的に經費を膨脹せしむる傾向の存することを物語るのであつて、都市相互間に於ても大都市は一般都市に比し其の經費は相當の懸隔を示すのである。

都市歲出比較表 (昭和十六年度豫算)

區 分	總 歲 出	同上	一人當 歲 出	明治三十一年 (決算)		昭和十六年 (豫算)	
				人 當 經 費	指 數	人 當 經 費	指 數
六 大 都 市 を 除 く 市	三四一、〇七九、九九四		二五・八五	二七八、一二二、五九〇	三一・〇八	四二一・八七	一、九八五
六 大 都 市	八一三、四一〇、八八六		五六・五五	四五二、三六〇、二九六	三一・四五	一〇・四七	九三七

備考 (一) 地方財政概要に依る。(二) 人口は昭和十五年國勢調査人口に依る。

斯くの如き現象は、人口の増加は其の經費に於て質的な變化をもたらすことを意味するのであつて、この間の關係は都市の施設と町村のそれを對比せしむることに依つて明となるであらう。例へば下水道は農村に於ては不要の施設なりとするも都市に於ては一般に之を必要とすべく、鋪裝道路は町村に於ては過大なる施設なりとするも都市交通は必然的に之を要求するものであり、公園は農村に於ては之を存せざるも都市生活は之を不可缺なるものとするのである。保健問題、交通問題、住宅問題其の他種々なる社會問題は、同時に都市問題の名に於て主として都市に於て其の解決を迫るのであつて、一般に此等保健、交通、教育、社會事業、防衛、都市計畫等に關する都市の諸施設は、町村に於けるものとは必然的に其の種類と規模とを全く異にし質的な差異を有するのである。従つて又都市が此等の施設に要する經費は、其の質的な差異に基いて、必然的に町村より著大となるのであつて、其は單に人口に比例す

ると謂ふが如き單純なるものに非ずして、人口に對しては著しき累進性を示すのである。

(二) 時局費と委任事務費

都市經費が町村に比して著しい膨脹の傾向を有することは前述の如くであるが、凡ゆる經濟力を戰争目的に集中すべき戰時にあつては、地方經費は强度の節減を要求せらるゝのであつて、事實支那事變勃發の昭和十二年度以降の市歲出は昭和十一年度の其れに達し得ない状態である。

年	度	歲	出	指	數	備	考
昭和十一年度		一、四〇三、六一八		一〇〇	決算		
昭和十二年度		九二七、七三七		六六	"		
昭和十三年度		九二九、七八二		六六	"		
昭和十四年度		九八六、一六六		七〇	"		
昭和十五年度		一、一〇一、三一六		八六	稅制改革直後の追加更正豫算		
昭和十六年度		一、一五四、四九一		八二	當初豫算		

備考 地方財政概要に依る。

併し乍ら之を各費目に付て見るとときは必ずしも一様に減縮せられたのでなく、費目に依つては戰時下に入つて逆に著しい膨脹を示すのである。

費 目	昭和十 一 年 度		昭和十二 年 度		昭和十三 年 度		昭和十四 年 度		昭和十五 年 度		昭和十六 年 度	
	年	指 數	年	指 數	年	指 數	年	指 數	年	指 數	年	指 數
教育費	一三六、四五八	千円	一四〇、四六七	千円	一四一、五五八	千円	一四一、五三三	千円	一四一、五三三	千円	一四一、五三三	千円
土木費	六〇、四一〇	千円	六〇、五四三	千円	六六、四四四	千円	六六、四四四	千円	六六、四四四	千円	六六、四四四	千円
衛生費	三七、八六七	千円	三七、八六七	千円	三七、八六七	千円	三七、八六七	千円	三七、八六七	千円	三七、八六七	千円
勵業費	一三、九三三	千円	一〇、九七七	千円								
社會事業費	一〇、一一八	千円	三三、五五三	千円								
都市計畫費	六〇、一三三	千円	六〇、一三三	千円	六〇、一三三	千円	六〇、一三三	千円	六〇、一三三	千円	六〇、一三三	千円
電氣事業費	一七、一六八	千円	一〇、九五八	千円								
瓦斯事業費	一〇、一〇〇	千円	一〇、一〇〇	千円	一〇、一〇〇	千円	一〇、一〇〇	千円	一〇、一〇〇	千円	一〇、一〇〇	千円
水道事業費	五、四二八	千円	五、四二八	千円	五、四二八	千円	五、四二八	千円	五、四二八	千円	五、四二八	千円
自動車事業費	二〇、七六七	千円	二一、八〇八	千円								
役所費	三、三三九	千円	一〇〇	千円								
會議費	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円
警防費	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円
市債費	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円
積立金及基本財産造成費	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円
其他諸費	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円	一、一〇〇	千円

備考 地方財政概要に依る。

即ち市債費、都市計畫費等に付ては著しい減少を示してゐるのであるが、防空事業費を含む警防費の如きは毎年累増し昭和十六年度豫算に於ては實に十倍以上の膨脹を示し、次で其の他諸費も著しい累増を示して從來の費目に含ましむるを得ない新しき経費の増加を物語つてゐる。其の他衛生費、社會事業費等の費目は自動車及瓦斯事業費と共に大なる膨脹の傾向を示しつゝあるのである。此の事實に依つても暗示せらるゝ如く平時的経費に於ては減縮を見たのであるが、防空費、軍事援護費、中小商工業者對策費、生産力擴充費、生活必需品配給費、町内會費、貯蓄獎勵費、資源回収費、人口對策費、健民運動費、職員に對する臨時給與等所謂時局費は増嵩を見つゝあるのであつて、市町村に於ける此等時局費は昭和十二年度に比し昭和十六年度は八倍八分に達すると稱せらるゝ狀況である。

年	度	時局費指數	年	度	時局費指數
昭和十二年度	三一、五七七 <small>千円</small>	昭和十五年度	一四七、一五二 <small>千円</small>	四六六	
昭和十三年度	五〇、三九九	昭和十六年度	二七六、九八三	八七七	
昭和十四年度	九一、〇四七	二八八			
年	度	出指數	年	度	出指數
昭和十一年度	五四八、九一六 <small>千円</small>	一〇〇	昭和十三年度	五八二、六一八 <small>千円</small>	一〇六
昭和十二年度	五五七、三七七	一〇三	昭和十四年度	五七四、七二七	一〇五
昭和十一年度	八三四、四八五	一五二	昭和十六年度	八一三、四二一	一四八

備考 昭和十四年度迄は決算に依り昭和十五、六年度は地方財政概要に依る豫算とす。

これは全く時局に於ける大都市の重要な性を物語るものであつて、今名古屋市の場合を例にとつて之等時局費の内容の一斑を窺へば左の如くである。

イ、警防費

警防團關係費及防空防衛の諸施設費の年度割増加の状況を見るに昭和十二年度に對し昭和十六年度は實に一〇〇倍に上つてゐる。

昭和十二年度 一〇〇 昭和十三年度 五四〇 昭和十四年度 八五八

昭和十五年度 一、二四一 昭和十六年度 一〇、六〇九

此等の経費は防火改修事業、各種の防空設備及資材の整備並警防團關係諸費用に支出したものであつて、全経費の一〇%を國縣費の補助により、四九%を起債に俟ち、二%の雜收入を除いた二八%を一般財源によつたものである。

ロ、産業経費

技術振興、生産力擴充關係の経費、中小商工業者轉廢業對策の経費、輸出資金融通損失補償の経費及市民の日常生活必需品配給統制に關する経費等が擧げられるのであるが、物資配給に要する事務費の如きは昭和十四年度に對し昭和十五年度は一倍、昭和十六年度は八八倍、昭和十七年度は八六倍となつてゐるのである。生活必需品配給の問題は戦争完遂大東亜建設事業遂行上今後都市の重大なる責務であつて、第一線の實行機關として完全なる機能

を發揮し得る如く各般の組織機構の整備が將來に課せられてゐる問題である。

八、時局指導費

町内會の指導助成費、翼賛運動の展開に要する費用、貯蓄獎勵、資源回収等に要する費用がこの項目に擧げられるものである。即ち此等の經費は、昭和十五年九月部落會町内會等整備に關する訓令があり、又大政翼賛會が創設されて以來急激に増加したものであつて、昭和十五年度に一七八千圓を計上したが、昭和十七年度に於ては三倍に上つて居る。

年 度	經 費 指 數	年 度	經 費 指 數
昭和十二年度	七五〇四四	一〇〇	昭和十五年度(以上決算)
昭和十三年度	六七九九五	九〇	二九八、四二八
昭和十四年度	一一〇、五四三	二八〇	三九七
			昭和十七年度(以上豫算)
			六三八、四七一
			八五三
			一、一三八、一二四
			一、五二八

(二) 交通事業費

名古屋市に於ける一番差迫つた問題は市民の足の問題である。事變以來急激に増加した産業労務者を敏速完全に職場に到達せしめる爲には設備と交通量との關係に於て餘りにも交通量の増加が急激なものがある。このことは生産力擴充上、又直接戰時物資增産上最も重大な影響を及ぼすものであるから、之に對應して急行電車の運轉、輸送系統の變更、通勤定期券の發行等の方法をとると共に運輸現業員の増加優遇に力を注ぎ現有設備を最有效地に活用して來た。併し根本的な方法は車輛の増加と新線の増設にあるのでこの爲左の如き諸經費の増加を見たのである。

(1) 無軌條電車の建設 資材及燃料の不充分なる現下の情勢に於て早急に交通機關の充實を圖る爲、昭和十六年度より市の東部に六軒一を建設することとして豫算一〇二萬圓を以て一四軒を動かすことになつて居り、昭和十

七年度中には車輛も一五輛に増加するものである。

- (2) 聯接電車の運轉 収容力の増加と乗務員の節減とを目指し單車改造に依るもの一九輛、新車一〇輛を運轉せんとするものにして之が經費は約一七〇萬圓を必要とする。
- (3) 其の他車輛の改造及新造に付計畫を進むると共に別に市と郊外部との連絡を圖る爲高速度鐵道の調査を進めつゝある。

ホ、厚生費

體力指導管理費、母性及小兒保護費、結核對策費等國民保健に對する緊急なる經費が人口對策として又健民運動の名に於て特に大都市に於ける時局費として累年増加の傾向を示しつゝあるのであるが、名古屋市に於ける此等の經費は昭和十二年度決算に比し昭和十七年度豫算は約十五倍に達せる状況である。

年 度	經 費 指 數	年 度	經 費 指 數
昭和十二年度	七五〇四四	一〇〇	昭和十五年度(以上決算)
昭和十三年度	六七九九五	九〇	二九八、四二八
昭和十四年度	一一〇、五四三	二八〇	三九七

ヘ、軍事援護費

犒軍、遣家族保護、銃後奉公會に對する補助等軍事援護、銃後施設に要する經費も戰爭の長期化と共に累年増加を示してゐる。

年 度	經 費	指 數	年 度	經 費	指 數
昭和十二年度	九、〇〇〇	一〇〇	昭和十五年度	一九三、三四五	二、一四八
昭和十三年度	一九、三三六	二二五	昭和十六年度	二一七、〇九八	二、四一二
昭和十四年度	一八一、一三九	二〇、一三	昭和十七年度	二七四、六九六	三、〇五二

ト、事務費

事變以來時局事務の増嵩は、必然的に職員數の増加を來し、昭和十一年度豫算定員七、六一一人に對し、十七年度は實に八割一步の増加となつてゐる。

此等の職員の給料の増加並臨時家族手當、臨時手當等の支給の爲、人件費は累年著しい増加を示してゐるが、之に對して、國庫補助は、給料に就ては貯蓄奨勵職員の配置あるに止まり、臨時手當に就ては企業關係吏員及雇員以下の職員を除く一般吏員に對してのみ交付せられ、其の額は全臨時手當額の約五分の一に相當する。又臨時家族手當に就ては昭和十七年度から支給要綱の改正に因り増加する額の三分の一を交付せらるゝことになつたのであるが其の額は全臨時家族手當額の約七分に過ぎないのである。

年 度	人 員 數	給 料 額	家 族 手 當	國 庫 補 助	臨 時 手 當
昭和十一年度	七、六二	一〇〇	五、三〇〇	一〇〇	四、三〇〇
昭和十二年度	八、五五	一一〇	五、七二	一一〇	四、九〇〇
昭和十三年度	八、五九	一二〇	六、三〇〇	一二〇	五、三〇〇
昭和十四年度	八、五八	一三〇	六、四〇〇	一三〇	五、四〇〇
昭和十五年度	八、五五	一四〇	六、四三	一四〇	五、四三
昭和十六年度	八、五四	一五〇	六、四六	一五〇	五、四六
昭和十七年度	八、五〇	一六〇	六、四九	一六〇	五、四九

年 度	人 員 數	給 料 額	家 族 手 當	國 庫 補 助	臨 時 手 當
昭和十三年度	八、五九	一二〇	六、三〇〇	一二〇	五、三〇〇
昭和十四年度	八、五八	一三〇	六、四〇〇	一三〇	五、四〇〇
昭和十五年度	八、五五	一四〇	六、四三	一四〇	五、四三
昭和十六年度	八、五四	一五〇	六、四六	一五〇	五、四六
昭和十七年度	八、五〇	一六〇	六、四九	一六〇	五、四九

備考 債人を含み學校職員を除く。

人員及給料は豫算に依る。

家族手當は昭和十五年九月迄子女手當として支給せるものを含み、昭和十六年度迄決算、昭和十七年度は見込額、家族手當に對する國庫補助は見込額とす。

臨時手當及其の國庫補助は昭和十六年度は決算、昭和十七年度は豫算とす。

一般に此等の時局費をも含む委任國政事務費の嵩は支那事變勃發以來特に甚しいのであつて、例へば六大都市に於て昭和十二年以來法令又は政府の指示に依つて新たに増加したる經費は左表の如く異常なるものを示してゐるのである。

昭和十二年度以降に於ける法令又は政府の指示に依る六大都市新規經費增加表

種 別	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
法令に依るもの	六〇〇(千円)	三、六五二(千円)	一〇、五七〇(千円)	二、六六三(千円)	一〇、五八八(千円)

種 別 昭和十二年度 昭和十三年度 昭和十四年度 昭和十五年度 昭和十六年度

（換算率）

指示に依るもの

計	五八	二、三五	三、七三	三、六一九	五、八六
（指 數）	（100）	五七	三三、三三	四〇、二八四	一、三、三六
		（六三）	（一、五九）	（三、五三）	（一〇、六四）
			（三、五三）		

備考 六大都市編「昭和十二年以降に於て法令又は政府の指示に基き新に増加したる経費調」に依る。

右の如き時局費は戦争の長期化と共に益々膨脹する性質を有するのであつて、平時経費の壓縮に限度を存する限り都市の経費は再び膨脹に轉ずることを豫測せしむるのである。事實又昭和十五年度の歳出は昭和十四年度に比し二割以上の増嵩を見、既に此の傾向を示しつゝあるのである。

斯くて戦時下に入るに及んで都市経費は其の平時経費に於ては極力減縮を圖りつゝあるのであるが、時局費乃至委任事務費等の任意選擇を許さる新なる多くの経費を要するに至り、物價騰貴其の他の情勢と相俟つて漸く其の財政經理を困難ならしめつゝある状況である。

（三）收入

以上の如く人口の集中に依り必然的に大なる膨脹傾向を有した都市経費は戦時下に於ては其の平時経費の節減にも拘らず時局費、委任事務費の異常なる増嵩に依つて依然膨脹の趨勢を示しつゝあるのであるが、之を踏ふべき都市收入の状況は左表の通りである。

市歳入累年比較表（昭和十五、十六年度豫算）

年 度	税 收 入		税 外 收 入		税 債 入		其 他 入	
	金 額	指 數	金 額	指 數	金 額	指 數	金 額	指 數
昭和十一年	八一〇六	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
昭和十二年	一一〇三	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
昭和十三年	一一〇五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
昭和十四年	一一〇六	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
昭和十五年	一一〇七	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
昭和十六年	一一〇八	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一

備考 地方財政概要に依る。

即ち税收入は昭和十一年度以後多少の起伏はあるが大體一割餘りの増加率を示してゐるに反し、市債に於ては昭和十一年度に比し十二年度以後は實に其の三分の一乃至四分の一に激減してゐるのであつて、次表の如く歳入總額中に於て税收入の比率は上昇傾向にあると共に市債收入は急激なる下降を示してゐる。

年 次	歲 入 總 計	稅 收 入	稅 外 收 入	國 庫 縣 交 付 金	市 債	其 他
昭和十一年度	一〇〇〇〇	一一二	一一二	二三	二三	五〇五
昭和十二年度	一一二	一一二	一一二	三三	二四六	五四五
昭和十三年度	一一二	一一二	一一二	二四六	三六〇	五四九

年	次 歳 入	總 計	稅 收	入	稅 外	收	入
					國庫 補助金	市	債 其 の 他
昭和十三年度		一〇〇〇		一八五		三七	一六七
昭和十四年度		一〇〇〇		一八四		五三	一三六
昭和十五年度		一〇〇〇		一八五		四〇	二〇一
昭和十六年度		一〇〇〇		二六七		四四	一七五

都市收入に於ける極めて特色ある近年の趨勢、即ち所要經費を現實財政力の基調たる市稅收入に依り賄ふ割合が將來の財政力の負擔となるべき市債收入を以て所辦する割合に對し増大する傾向は、都市財政の健實化を物語るものとするを得るのであらうが、之を仔細に検討すれば現状を以て満足し得ない状態にあるのであつて、現に都市は種々財政運用上の苦慮を重ねつゝあるのである。

先づ稅收入を見るに上述の如く都市の稅收入は近時歲入上の地位を漸次高めつゝあるが、經費の趨勢に對し果して満足するに足るであらうか、惟ふに委任事務費、時局費等の經費は公企業等に投ぜらるゝ經費等と異り、之に收入を伴ふ事は例外に屬し、收入あるものであつても全經費に對しては僅少部分を所辦するに過ぎないものであるから、其の財源に付ては交付金、補助金以外に於ては市稅若は市債に其の大部分を求めるを得ないものである。而も財源を市債に求めた場合に於ても此の種經費に對する市債に於ては一般に其の償還財源は市稅を以て充當するものである限り、結局時局費、委任事務費の増嵩を其の原因とする近時の都市經費の膨脹は總て市稅收入に依り之を負擔しなければならないのである。此の意味に於て市稅收入は時局下都市財政に於て最も重要視せらるべき收入源でなければならぬのであるが、市稅伸長の大部分は之を新規委任事務費に充當してゐる状態であつて、全國の都市に就て見れば市

稅收入は昭和十年度に比し約七割の増加を示してゐるもの、新に加へられたる時局費乃至委任事務費の異常なる嵩の度合に比しては未だ充分なるものとは言ひ得ないのであつて、之が爲都市の平時的事務費乃至公共事務費は必要上の緊縮を餘儀なくせられてゐるのである。

次に市債收入に就ては昭和十二年以後激減してゐることは前述の通りであるが、これは支那事變勃發に伴ひ政府の強度の地方債抑制に基因するものであることは申す迄もない。此の政府の起債抑制は一面都市の公債額の増加を防ぎ、公債費を減少せしめてゐることは甚だ顯著なるものがあり、都市經費の膨脹抑止に大なる寄與を爲してゐることは左表の通りである。

市債現在額累年比較（各年度末現在）

年 度	金 額		指 數	年 度	金 額		指 數
	度 金	指 數			度 金	指 數	
昭和十一年度	二、一四七、八四九	千九百四十九	一〇〇	昭和十四年度	二、三四一、〇二七	千九百二十七	一〇九
昭和十二年度	二、二四三、二五六	一千四百三十五	一〇四	昭和十五年度	二、三五七、八七三	一千一百零七	一一〇
昭和十三年度	二、三一〇、九四五	一千九百一〇	一〇八				

市債費累年比較（昭和十五、十六年度豫算額）

年 度	市 債 費 指 數	歲 出 總 計	市 債 費 の 歲 出 總 計 に 對 す る 割 合
昭和十一年度	七五二、〇九五	一千〇〇	一、四〇三、六一八
昭和十二年度	二九八、八〇四	四〇〇	九二七、七三七
			五四三二

年	度	市	債	費	指	數	歲	出	總	計	市債費の歲出 總計に對する割合
昭和十三年度		二六七、五八六				三六	九二九、七八三			二九	
昭和十四年度		二六一、五六一				三五	九八六、一六六			二七	
昭和十五年度		二三五、一七五				三〇	一、二〇二、三一六			一九	
昭和十六年度		二三六、四四一				三一	一、一五四、四九一			二〇	

備考 右二表地方財政概要に依る。

併し乍ら他面極めて多額を要する時局費、委任事務費の増嵩分に對しても起債が甚だ不自由であるが爲に財政運用に多大の困難を生じ、勢ひ平時的經費の財源に當てらるべき市税其の他の收入部分を浸蝕する結果となり、市税收入の不充分なると同様、之を必要以上に萎縮せしめてゐるのである。又都市の公企業に於ても交通事業、水道事業等時局下生産力增强の爲にも其の擴充整備が緊切に要請せらるゝ事業が、充分に其の財源を公債に求むることが出來ない爲無理な財政運用に苦慮を重ね、或は施設の擴張改良を將來に残し應急的措置に依つて一時を糊塗する等其の經營狀態は甚だ憂慮すべきものがある。固より地方債抑制は戰時下最も緊要なる資金及物資の需給調整を目的とするものであり、今後長期に亘り實施せらるゝものとしなければならないのであつて、之に依り都市が行財政上多大の支障を感じるとしても、國家利益尊重、戰爭目的完遂の上からは甘受すべきであるが、其の使途如何に拘らず起債を抑制せられることは、右の如く都市財政の運用を不圓滑ならしめ、都市の機能を低下せしむるものであつて、國策遂行の上からも策の得たるものとは言ひ得ないのであるから、時局下愈々增高する委任事務費、時局費に對しては、起債抑制の緩和が望ましく、又公企業に在つてもそれ等が戰時施設として緊要なる限り特別に考慮せらるべきものと思はれる。

尙市債の利率に就ては近年低金利の恩澤を受けて、左表の如く著しく低利となつてはゐるが、市債は其の市場性、擔保力其の他に因り、國債に比し税引利廻に於て二厘高以上でなければ買収はれないが爲、國債の三分五厘に對し尙高利を示してゐる。

市債利率別表 (各年度末現在)

年	度	無利子	五分未満	五分以上	六分以上	七分以上	八分以上	九分以上	千円	千円	千円
昭和七年度		六、五五	三六八、三九	三、三五	三、三五	三、三五	四、五五	六、五			
昭和八年度		六、五五	三六八、三九	三、三五	三、三五	三、三五	四、五五	六、五			
昭和九年度		六、六三	一、三四、五三	一、三四、五三	一、三四、五三	一、三四、五三	一、三四、五三	一、三四、五三			
昭和十一年度		六、四九	一、六三、五五	一、六三、五五	一、六三、五五	一、六三、五五	一、六三、五五	一、六三、五五			
昭和十二年度		六、五〇	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六			
昭和十三年度		六、四九	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六	一、八九、六六			
昭和十四年度		六、三七	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三			
昭和十五年度		三、五〇	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三	二、一三〇、五三			

備考 地方財政概要に依る。

從つて市債の低利率化並消化促進は、現下の都市財政に於ても勿論要求せられる所であつて、一時強く主張せられた地方團體中央金庫設置の問題も尙考究を要すると思はれるが、今日に於ては實際問題としては實現困難と見なさればならないから、從來地方融資を一の目的としたる預金部資金が、左表の示すが如く戰時下國債消化及生産擴充資金

の供給に重點を置き換へられたことは必然的趨勢であるとしても、都市に對しては其の起債目的の性質に鑑み、特別の考慮を拂はるべきものと思はれる。簡易保険積立金に就ても亦同様である。

預金部資金形式別運用狀況昭和十五年度迄（各年度末現在十六年度は十七年二月現在）

種 目	昭和十三年度		昭和十四年度		昭和十五年度		昭和十六年度	
	百萬円	百萬円	百萬円	百萬円	百萬円	百萬円	百萬円	百萬円
國 債 證 券	三、六八六	五、四三七	七、四一二	八、九五七				
地 方 債 證 券	一、〇七四	一、一二六	一、一九九	一、二五八				
特 殊 銀 行 等 債 券	六五九	六六五	八四三	九〇八				
特 殊 會 社 債 券	一一二	一二一	五七八	九一七				
外 國 國 債 證 券	八五	九五	一三〇	一六九				
一般會計及特別會計貸付金	九〇	八九	一七一	一一一				
地方公共團體等貸付金	三〇八	三二七	三二九	四〇四				
特殊銀行會社等貸付金	二二七	二一〇	三二一	三五二				
預 金	一九	一四〇	四六一	三四五				
預 金 部 支 出 金	六、五五二	八、六五三	六四	三五二				
減 價 債 却 金	二七	一六七	二七	三四五				
合 計			一、五四五	一、五四五				

之を要するに時局費乃至委任事務費の増嵩に基因する都市經費の膨脹に對しては、それが直接稅收入に依り賄はれ

るにしても將又起債に依り一時所辨せられるにしても、市稅收入の増強の必要は時局下特に必至のものであると共に、更に補助金交付金は、其の増加の實績が昭和十一年度に比し十六年度は約三割七分増の緩慢なるに鑑み、委任事務費の國費地方費負擔區分の是正に依り、之が適正なる増額を圖らるべきであると思ふ。尙都市の使用料手數料收入は左表の如く重要收入となつてゐるから、之に上述の増嵩經費の財源を一部補填し得られざるやに付一應検討を加へ度い。

昭和十一年度	使用料及手數料收入の累年比較指數		使用料手數料收入の稅外收入に對する割合千分比
	一〇〇	一一一	
昭和十二年度	一〇九	一一一	一七〇
昭和十三年度	一一一	一二一	二七一
昭和十四年度	一二一	一二二	二七六
昭和十五年度	一二一	一二三	二七三
昭和十六年度	一三五	一三五	二九八
			三八三

（昭和十五、十六年度は豫算）

使用料及手數料收入は右の如く都市の財源として有力なるものではあるが其の大半は、電車事業、自動車事業、上水道事業等の所謂公企業收入に屬するものと見られ、當該事業の財源に充てられるべきものであつて、一般經費に充當せらるべき額は極めて僅少と考へられる。嘗て公企業を私企業と同様の收益事業と爲し、餘剰經營を行ひ其の利益金を以て一般經費の財源をも補填せんとする主張もあつたが、公企業に收益性を持たしめるの可否は論外としても公

企業の現在の収入を以てしては其の経営費を賄ふの外は時局下要請せられつゝある施設の改良及擴築の経費を支辨するやうな餘力も不充分で使用料の値上をも考慮しなければならない状態に立ち到つてゐることは、恐らく各都市公企業共通の状況であらうと観察せられるのであつて、従つて公企業收入を以て一般経費に充當し、市税收入の缺陷を補ふことは此の現状からも望み得べくもないと断定せられる。此の一例を名古屋市の上水道事業及電車自動車事業に求むれば左の如き状況である。

(1) 上水道事業

區 分	昭和十一年度				
	昭和十二年度	昭和十三年度	昭和十四年度	昭和十五年度	昭和十六年度
經營上の収入	二、三三三千円	二、四九三千円	二、七九四千円	三、〇八九千円	三、二五七千円
支 出					
1 経営費	一、八三〇	一、九二三	二、一八八	二、三〇四	二、一〇六
2 市債利子	四九五	四九八	五二五	四三九	四二一
3 市債元金償還	一、〇三五	一、一六	一、三三三	一、四九七	一、五八一
收支差引残	二九九	三〇八	二六〇	三六七	三五五

右の如く上水道事業に於ては毎年度收入の六割内外を市債の元利支拂に充當し、尙若干の剩餘を有する状態であるが、此の剩餘金は概ね次期擴張事業資金の一部及同一経済に屬する下水道維持管理の收支不足額を補填し來つたのであつて、一般會計に對する所謂事業費繰入は殆んど行つてゐない。尙現在施行中の擴張事業は二千八百萬圓で、之が財源の大部分を起債に求め將來の事業収入を以て之を償還する計畫である。

(2) 電車自動車事業

電車事業は最近順調なる財政状態に在るが同一経済に包含せられてゐる自動車事業がガソリン車運轉禁止以來多額の收支不足額を生ずるので電車事業収益を以て之が補填を爲してゐるのであるが其の状況は次の通りである。

年 度	電車事業に依る利益金	自 動 車 事 業 に 依 る 利 益 金			合 算 額
		利 益 金 又 は △ 損 失 金	△ 損失金	合 算 額	
昭和十一年度	五五四千円	△	△	三四一千円	八九五千円
昭和十二年度	一、三三四	△	△	四五	一、二八九
昭和十三年度	二、〇八五	△	△	八七二	二、九五七
昭和十四年度	三、一三六	△	△	五九六	二、五四〇
昭和十五年度	三、五二〇	△	△	一、六六五	一、八五五
昭和十六年度	四、〇六九	△	△	一、四八五	二、五八四

右の利益金は先づ市債元金の償還に毎年七、八十萬圓、軌道改良費其の他に五、六十萬圓を充當し其の残額は車輛の新造、變電設備の改善、車庫の増改築及軌道擴築の財源としてゐるのであるが、此の外に一設會計繰入の餘力を有しない實情である。

二 都市財政に影響を及すべし諸問題

都市財政の趨勢に關しては以上の如くであるが、今後都市財政につき其の経費を増加せしめ又は歳入減少を質すのではないかと豫想せられるものとして左の如き諸問題がある。

1、工場規制地域及工場建設地域の問題（附國土計畫及地方計畫）

六月二日の閣議に於て京濱、名古屋、京阪神、北九州等人口集中現象の顯著なる地域に關し國土計畫、防空、保健等の見地より人口の過度集中を抑制せんとして防空法第五條の五に依る措置が爲された。このことが既存都市の財政に如何なる影響を與ふるや今直ちに斷定し得ない所であるが、只この影響も各都市一樣でないと言ふことは言ひ得よう。而して政府は一方此等の地域に原則として今後工場の新設増築等を認めず、生産力擴充上必要なるときは新興工業都市又は開發地域に於て新增設を爲さんとするものの如くであるが、此等工場建設地域に於ては立地條件の整備の爲住宅に交通機關に、學校に、厚生施設に幾多の費用を要するであらうことは想像し得るのである。而してこの費用は國、府縣も負擔するものであらうが、此等の地域を市域とする都市も其の費用を負擔することとなるべく、此の費増大する経費に對しては深甚なる考慮が拂はるべきであると思ふ。

勿論この措置は政府聲明にもある如く臨時應急的なものであつて、今後此等を包含して國土計畫設定要綱に基く中央計畫により産業人口配分計畫等が樹立せられこれに基いて各單位地域別地方計畫がたてられてゆくのであらうが、國土計畫及地方計畫による綜合國力發揮の爲には各種の施設を講じ、既存施設の改造をもしなければならなくなるのであり、これが爲既存大都市及中小都市に於ては其の都市経費の増大を結果されることとなるう。

2、防空 経費の問題

航空機の進歩は從來の都市防空費程度にては到底間に合はず今後は飛躍的に此等経費の増大を結果するであらう。このこと一つのみをとりあげても現在の都市財政能力にては負擔し得ない程度となるのではあるまいか。

3、企業 整備の問題

新稅制下に於ては都市稅收入の最大部分を占めるのは營業稅附加稅であり、且其の伸長力により都市財政需要を満

すことが期待せられたのであるが、現在國、府縣の手によつて進行せられつゝある企業整備が之に對し如何なる程度の影響を與ふるものであらうか。固より之は今後の推移に俟たねばならぬ問題であるが、之に對し本年六月開催の東海各市聯合協議會に於ては左の如く決議してゐるのである。

「戰時下國策の要請する所に基き目下政府に於ては中小商工業者の整備統合を實施せられつつあるも、之に伴ひて營業稅附加稅を根幹とする地方財源は著く涸渴缺乏を免れざるものあり、然るに一面地方經費は時局の進展に伴ひて時局關係の經費激増を要し財政運營に多大の困難を生じつつあるに依り速に其の實狀を稽査し地方分與稅を増額せらるる様要望せんとす」

企業の整備方針は統合より個人企業體の抽出存續にと發展的變更を見たのではあつたが、取扱物資量並利潤規正、配給機構整備等よりして必然的に營業者數の減少を來たし都市の營業稅收入に影響を及ぼす結果を將來するのではあるまいか、——勿論現在の所都市により相當程度の自然增收を實してゐるとしても——この點に關し規模小なる營業者が整理統合せられたとしても、此等の營業の實績を引繼いだ營業者が存續する限り都市の稅收入には影響なしとする樂觀論も存するのであるが、營業者の絕對數の減少乃至其の增加の抑制の事實は社會全體として營業者に與へられる利潤の減少乃至其の固定化を意味するものであり、斯くて新稅制下最大の伸張力あることを期待された營業稅の固定化は增加して行く都市財政需要を營業稅附加稅に求めんとする方策に反省を必要とする譯である。

4、大東亞共榮圈建設の問題

今や我が國を中心とした大東亞共榮圈建設の聖業は著々歩武を進められ、人口の増産、資源の開發生産の擴充、生活必需品の確保、文教の向上等幾多の重要な方策が確立具現されつゝある。都市に於ても此の要請に應じて物的、人的あらゆる資源を總動員して目的達成に其の全力を傾注すべきことは言を俟たない。殊に大都市に在りては其の使命に

基いて既に調査機関を設置し、各種の施設を講じて居るが、今後此の方面に相當の経費を要するものたることは疑を容れない。

5、國民教育の問題

昭和十五年の税制改革に當り國民學校教員給は府縣費支辨となり、市町村は其の負擔を免ることとはなつたが、其の半面に於て從來相當の開きがあつた都市教員と郡部教員との給料支給額を漸次平均化し、爲に都市に於ては教員資質低下の傾向著しいものがある。即ち訓導の數は減少して助教の增加を來し、又男教員の數は減じて女教員の數は著しく増して居るのであつて、斯る教員の資質低下は勢ひ都市教育の退歩を憂慮せしめてゐる。これを名古屋市の場合にとつて見るに左記二表の如き状況である。

一、職員資格別増減状況

資格	年	度	十二年度		增減	十四年度		增減	十五年度		増減	十六年度		増減	十七年度		増減
			男	女		男	女		男	女		男	女		男	女	
國民學校訓導	二、六七七	二、六七七	二、六七七	二、六七七	△、六七七	二、六七七	二、六七七	△、六七七	二、六七七	二、六七七	△、六七七	二、六六六	二、六六六	△、六六六	二、六六六	二、六六六	△、六六六
初等科訓導	三一	三一	三一	三一	△、三一	三一	三一	△、三一	三一	三一	△、三一	三〇	三〇	△、三〇	三〇	三〇	△、三〇
助教	三二	三二	三二	三二	△、三二	三二	三二	△、三二	三二	三二	△、三二	三一	三一	△、三一	三一	三一	△、三一

二、女子職員增加の状況

年	度	種別	男職員	女職員	職員總數	女職員の割合	
十	二	年	度	二、四一二	九一七	三、三二九	三八%
十	三	年	度	二、四九一	九七一	三、四六二	三八%
十	四	年	度	二、四七七	一〇一四	三、四九一	二九%
十	五	年	度	二、四三五	一、一九一	三、六一六	三三%
十	六	年	度	二、四三六	一、四二四	三、八五〇	三七%
十	七	年	度	二、二七二	一、六三七	三、九〇九	四三%

これが打開策としては一應の方策として教員の進退に付き市長具状制の活用に俟つべきではあるが、畢竟都市は町村に比して生活費の高きが故に斯くの如き傾向を招來せるものと謂ふべきであつて、従つて都市は賞與、住宅料、諸手當等をより多く支給することに依り給料の平均化による不均衡を補正する爲多額の負擔をしなければならないと考へられる。勿論教育費に付青年學校の義務制並畫面制に伴ふ経費の増大等重要な諸問題を控へてゐるが、上述の問題は都市の特殊事情に基くものであつて都市財政上特に注意を要する。

6、町内會整備強化の問題

町内會は支那事變以來物資配給、防空、軍事援護等實施の爲強化整備せられたが、昭和十五年内務省訓令の發せらるゝに及び急速に整備せられ市行政の補助末端機關として活潑なる機能を發揮しつゝある。此の町内會の経費に付ては沿革組織上各都市とも甚だ其の趣を異にするは勿論、一都市中に於ても恐らく其の揆を一にしてゐないと考へられる。勿論教育費に付青年學校の義務制並畫面制に伴ふ経費の増大等重要な諸問題を控へてゐるが、上述の問題に於て或は都市と町内會との事務配合と其の負擔區分の關係に於て研究すべき幾多の重要な課題を孕んでゐる。

殊に時局の推移に伴ひ町内会の一層の整備強化が要請せられ其の法制化が企図せられつゝある際、これが都市財政に如何に影響し又今後如何に處置すべきかは深き研究を遂げねばならない問題である。

7、國庫財政の緊縮と都市財政との關係

從來の事例に徴するに中央財政の整理緊縮に際しては先づ都市に對する補助金、交付金等を打切り若は減少せられたことが尠くなく、就中大都市に於ては其の著しき事例を有することは、既に指摘せられてゐる所であるが、今後國庫豫算が戦争目的遂行の方向に重點的に集中編成せられ執行せられる限り、國としては一應整理したる事務事業も都市としては尙繼續するを要するものもあるべく、又政府に於て當然爲すべき事業にして着手せざるが爲都市に於て創始せざるを得ざるが如きものも將來相當出來するものと思はれ、此等が都市財政に及ぼす影響に就ては注意を要すると考へられる。

8、各種營團、統制會社其の他に對する非課稅の問題

近時各種の營團及特殊統制會社が相踵で設立せられ、既に廣範圍に亘り業務を營んでゐるのであるが、此等に對する營業稅附加稅等の地方稅の賦課は大なる制限を受けて居るし、又生産擴充の爲制定せられた各種事業法に於ても之が適用を受ける會社又は個人に對する地方稅賦課の制限を設けてゐる。之が爲都市により勿論事情は異なるであらうが、現在既に其の稅收入は相當の影響を受けてゐるものと思はれる。今後營團及統制會社の業務の擴大並事業法の適用あるものの増加に伴ひ都市財政の受ける影響は蓋し注視するを要する問題であらう。

三 今後の都市財政對策

都市財政の趨勢を按じ、且都市財政の今後に其の經費を増加せしめ又は收入減を齎すではないかと思はれる諸問題

を考へるとき、これが對策としては上來屢々述べたるが如く都市收入の基本たる稅收入を増加せしめると共に、併せて國政事務に對して其の國費と地方費の負擔區分の適正化を期すると云ふより外にないものであるまい。而してこの事は同時に都市側に於ても其の經費の節約合理化を圖ると共に事務の簡素能率化を期することに依つて裏付けされなければならぬ。

(一) 國政事務費の負擔區分

地方財政特に都市財政の現況に鑑み、國政事務、委任事務の經費に付て國費と地方費との負擔區分の適正化を強く主張しなければならぬ。

昭和九年度に於ける市町村國政事務費に關し、内閣審議會中間報告に依れば國政事務費の市町村費總額に對する割合は四割二分一厘であり、此の中國政事務たる性質を特に濃厚に帶べるのは市町村費總額の二割三分五厘を占めてゐるものとされる。昭和十四年度に於ける六大都市のそれは七割五分より五割一分、國政事務たる性質を濃厚に帶べるものは三割九分より一割九分と云ふ數字を示してゐるのである。而して最近は法令又は政府指示による時局關係費が急激に増加し、大大都市に於ける事變以來法令又は政府指示に依る經費の増加は既掲の如く昭和十二年度に比し昭和十五年度決算に於ては約二十七倍となつてゐる。この經費の全部が法規上の所謂委任事務費ではなく指示によつて固有事務として執行してゐる部分も含んでは居るのであるが、其の内容が時局指導費であり厚生關係諸費であり、防空衛諸費等である事を考へるとき從來よりの委任事務費に對しては一應從前通の方法に依るとしても、此等新規増加經費に付ては今少し都市財政の現況に鑑み適切なる補助政策が採らるべきである。新規經費の中には從來の増額趨勢を考へるとき全く都市の財政能力に應ぜず、且性質上よりしても全額國庫負擔に屬するが適當でないかと考へられるものがあるのである。而して昭和十二年以降の六大都市の新規法令又は政府指示による經費に對する國府縣補助の

割合は左の通りで大體二割程度となつてゐる。

経費總額に對する國府縣補助の割合(千分比)

昭和十二年度 二二二 昭和十三年度 四一九 昭和十四年度 一 二〇四

昭和十五年度 一七七 昭和十六年度 二〇三

此等補助の内には法令上二分の一以内を補助すとか又は三分の一以内を補助すとかありながら、事實は政府豫算の都合から三分の一とか五分の一とかに減つて居るものもあり、又補助基本單價を定める事からして事實上五阡五百圓を要するものに付て其の二分の一の國庫補助を爲すと云つても事實は基本單價が三阡六百圓と定められ、其の二分の一阡八百圓が交付されるので結局、補助は支出經費の三割三分程度となるが如き事例も存するのである。

既存の委任事務に付て事務事業の性質を考慮して國(府縣を含んで)と都市との負擔割合を定める事が困難なりとしても、少くとも現在當面してゐる時局關係費に付ては其の性質に依り補助率を定め、且その基礎を現實所要經費に求める如くせられなければならない。而して將來事務委任をする時は、敢へて獨逸の事例を引用する迄もなく財源の附與を伴ひ考慮せらるべきものである。かくしてこそ始めて都市に幾何の財源を與ふべきかの問題も解決し得られよう。

既に明治三十一年の閣議に於て「各省主管の事項に付法律命令若は訓令等を發し、又は施設を爲さむとするに方り其地方廳及地方團體の事務に關し若は地方團體の負擔に關係する事項中法律勅令等に在つては閣議提出前其の他の命令等に在ては發布前其の他の施設等に在ては實行前豫め内務大臣に協議するを要す」との決定が爲されて居る趣であるが、政府は右の閣議決定を活用せられ都市の財政事情に鑑み補助率を適當に定めらるゝが如く綜合的考慮を是非とも拂はれる様希望するものである。

本問題に關し全國市長會議に於て決議せられた意見を掲記すれば左の如くである。

「近時國政事務の増嵩に伴ひ市町村費の増加著しく、爲に稅制改正の結果漸く地方財政の安定を期せんとする際、却つて財政壓迫を感じざるを得ず、依つて之を緩和する爲左記事項を考慮したる國費、地方費負擔區分確立に關する基本制度を樹立し關係法規を整備せられん事を要望す。」

記

- 一 國政事務費は原則として全額國庫支辨とする事
- 二 地方費的色彩の濃きものにありても國費、地方費の負擔區分を明確にする事
- 三 國又は道府縣の施設に伴ひ地元負擔、地元寄附等の地方負擔を強制するが如き事無からしむる事
- 四 補助政策に於ても全國畫一的助成を爲さず地方事情乃至特異性に即應して其の能率を擧げしむる事」

委任事務費中實質的に國家的經費たる性質を帶びたものは、國庫の全額負擔に依る交付金支辨により、其の中間にあるものに付ては補助交付金配付の適正化による國費、地方費、負擔區分確立を圖る様攻究せらるゝ時に於て、同時に考へられなければならない問題は、經費のみ市の負擔にて其の仕事に對し市又は市長に何等の權限をも與へられて居ない事務に付ての適正なる處理である。即ち政府の監督指導の下に於ても、尙且市長に關與せしむる事が不適當なりとするが如き性質の事務事業に付ては當然國庫に於て負擔すべきものではあるまいか。何れにしても經費のみ市負擔にて之が運用は他の機關にあるが如き事例は同時に改正せらるべきである。

(二) 配付稅と新稅源

次に都市財政の趨勢の項に於て述べたる如く、時局事務乃至國政事務等市稅を以て負擔せざるを得ざる多くの事業が都市に課せらるゝに及んで其の負擔區分の問題と共に市稅收入の増加に對して多くの關心を呼ぶに至つてゐるので

あるが、都市税制は周知の如く昭和十五年度に於て全般的改革が行はれたのであつて、今其の變化の状況を昭和十四年度との比較に於て見るに左表の如くである。

税 目	昭和十四年度(決算)		昭和十五年度(豫算)		昭和十六年度(豫算)	
	金 額	千 分 比	金 額	千 分 比	金 額	千 分 比
國稅附加稅	一〇一、八六三	四二一	八四、三三八	三七九	一一二、二三〇	三六五
地租附加稅	二五、一一七	一〇四	二五、七四五	一一六	二七、〇五六	八八
營業稅附加稅	四四、三〇七	一八三	五八、五八二	二六三	八五、一六一	二七七
所得稅附加稅	三一、六七一	一三一	一	一	一	一
其 の 他	七六八	三	一〇	一	一五	一
道府縣稅附加稅	九七、六〇六	四〇三	五六、一二四	二五二	六二、〇二五	二〇二
獨 立 稅	三一、八八五	一三一	四三、八三五	一九七	四八、一〇六	一三六
目 的 稅	一〇、六六二	四四	二六、六一三	一二〇	三七、六七九	一三三
分 與 稅	一	一	一一、六三三	五二	一二、六三八	四一
舊 法 收 入	一	一	三五、〇六一	一四	一	一
計	二四一、〇一六	一、〇〇〇	二三二、五四四	一、〇〇〇	三〇七、七四一	一、〇〇〇

備考 地方財政概要に依る。

新稅制は人稅は凡て之を國稅とし地方稅は之を物稅本位と爲すを適當とする見地に於て構成せられ、從來最も伸張力に富める所得稅附加稅は之を獨立財源より削除せられたのであつた。而して地方稅制が物稅本位たることは同時に

其の伸長性に於て果して將來の財政需要に應じ得るものなるやを憂慮せしめたのであつたが、從來に比して大なる増額を見るに至つた。營業稅附加稅の有する伸張力は其の缺陷を救ひ得るものと爲され、事實昭和十六年度に於て見込まれたる增收は營業稅附加稅の伸長力に期待したものであつた。

昭和十六年度豫算稅收入增加額 八五、一九六千圓(一〇〇)

内 营業稅附加稅增加額 二六、五七八千圓(一三一)

然し乍ら其額に於て又其の伸長力に於て、市稅收入の中心たる營業稅附加稅に對し所謂企業整備問題の與ふる影響は前述の如く、今後の伸長力を疑問視せざるを得ざる情勢に置くに至つたのであつて、之に對する何等かの對策を必要とする所ではあるまいか。勿論地方稅制に於ては單に獨立財源のみでなく所得稅其の他の稅を以て構成せらるゝ配付稅を存し單に獨立財源のみに於ける伸長力缺如は問題と爲すに足らざるものとする考方を存するのであるが、配付稅は府縣若は町村に於ては中心的な地位を占むるものとするも、現在の配付方法に於ては都市稅收入に關する限り其の地位は全稅收入の五分程度の極めて少なる財源に止まり、全體に大なる影響を與へ得ざるものなのであつて、都市に對する配付稅の増額なくしては都市稅收入の伸長力缺如を救ひ得るものではないのである。斯くて都市の現下の財政需要を満足せしむる爲には配付稅を増額するか又は何等かの伸長力ある稅源を付與する措置を必要とする考へられるのである。

1、配付稅の増額

配付稅に當てられたる所得稅其の他の國稅は戰時下に入るに及んで大増稅を見たのであるが、其の增收分は常に國庫收入にのみ當てられ配付稅に繰入れられることはなかつたのである。勿論此等の増稅は國家の戰時財政強化の必要に依るものではあつたらうけれども、地方に於ても所謂時局費の如き尠くも間接的には戰爭目的遂行上必要とせらる

る経費が著増の趨勢にある今日其の増税分の一部は之を地方に與へらることに依つて、配付税の増額を計らるべき理由を存するものと考ふるのである。併し乍ら一應配付税自體の伸長力に將來の增收を期待し得るものとするも元來配付税制度は貧弱町村の財政を救濟せんとして、都市的施設の特異性よりも地方施設の均衡化を重視して設けられたるものであつて、其の配分標準たる財政需要は都市と町村とに區別なく原則として人口に比例するものとして構成せられてゐるのである。此の配付税制度に於ける割一的な配分方法は、前述せる如く都市に於ける財政需要は都市の特質に基き單に人口に比例するといふが如き程度のものでない限り、都市財政需要の實際に應じ難いのであつて人口に段階を設け人口に對する累進性を財政需要に認むるが如き措置を必要とすると認むるのである。又然らずとするも防空費其の他特に都市に於て著大なる経費を配分方法たる財政需要に加ふるの方法を執られざる限り、現實に於て配付税の配分方法は町村に比し極めて不利なる立場にあるものと言はざるを得ないのであつて、現在の配付税の割一的な配分方法を改め都市に對する配付税の増額を求めるのである。勿論財政自立の見地よりすれば配付税の如き都市の自治財政權に依り左右され得ない税額の増加よりも獨立財源の付與を求むべきものであるけれども、都市財政を戰時財政の一翼として見るときは、都市の財政需要の増嵩の一都は其の財源を結局配付税の増額に求めざるを得ないのであつて、この意味に於て配付税の増額は時局下充分考慮さるべきものと考ふるのである。

2、新税源の付與

次に都市に與へらるべき新税を現行制度内に於て求むるものとすれば、先づ比較的負擔が低く尙餘力ありと認めらるゝ税種が最も適當なるのみならず、國税に於ける大増税の行はれた今日實行を容易とするのであらう。この意味に於ては配當利子所得及勤勞所得に對する分類所得税の附加税を擧げ得る。配當利子所得及勤勞所得に對しては國税及地方税を通じて不動産所得乃至營業所得に比し輕課の狀況となつてゐる。即ち地方税に於ける物税は不動産所得及營

業所得を主とするものと言ひ得るのであるが、分類所得税に於ては不動産所得乃至營業所得に對し配當利子所得又は勤勞所得を物に重課するが如き構成を探つてゐないのであつて、事實上配當利子所得若は勤勞所得者の負擔は低いのである。配當利子所得者若は勤勞所得者が地方税の負擔を存せざるが爲不動産所得者若は營業所得者に比し不均衡に有利なる立場に在る理由は存しないのであつて、配當利子所得及勤勞所得に對する分類所得税は地方税體系中に入るべき人税として妥當なるものと考ふるのである。配當利子所得税及勤勞所得に對する分類所得税は約七億圓であつて、從前の所得税附加税の平均税率たる本税の一割二分六厘程度の税率を以て附加税を課するとすれば約八千五百萬圓の税源たり得るのである。

次に遊興飲食税及入場税に對する附加税を擧げ得る。遊興税は地方税たりし沿革を有し又此の兩税は或る都市内に於て一定の行爲を爲したるものを納税者とする其の性質に於て勘くも他の消費税との比較に於ては都市との關係は密接なるものと言ひ得よう。遊興飲食税及入場税は先に大増税を見、更に地方税を附加する餘地は大なるものとは言ひ得ないのであるが、本税の一割とするも昭和十七年度豫算より見るとときは約四千一百萬圓の收入を擧げ得るのであり、内都市分を約八割とすれば三千三百萬圓の都市財源となるのである。本税の約一割程度に於ては尙地方税を附加する餘力を有するものと爲すことを得るのであつて、遊興飲食税及入場税に對する附加税は地方税に伸長力ある税源を與ふる意味に於て充分考慮せらるべきである。以上の税は何れも地方施設との受益關係の稀薄なる意味に於て地方税たることを排除せられたるのであるが、都市に於ける施設は福利安全保持等の如き對人的なるものを存するのであつて、都市に關する限り地方税として與ふることを拒否すべき有力なる論據とは爲し得ないであらう。又附加税とすることが技術上其の他の點に於て困難なりとせば之を増課し其の増課分は之を還付税として又は都市を主として配付するが如き方法をも存し得るであらう。

次に考へらるべきは市民税の増額である。市民税に於て最高額の制限緩和が試みらるゝときは、賦課方法に於て例へば綜合所得税の納税者を重課する等の所謂所得額を課税標準中に多く加へ或は法人を重課する等の措置を採ることに依り尙相當の賦課額の増加が負擔能力の上に於てはより公平に且大多數の納税者に對しては負担を特に大ならしむことなくして爲され得るものと考へられる。市町村民税は昭和十四年度の戸數割及戸數割代税分の合計約一億九千六百萬圓に對し、昭和十六年度豫算は約七千萬圓餘であり、戸數割に對し約三分の一程度に減じて居るが右の如き措置に依り市町村民税を從前の戸數割の二分の一約九千八百萬圓程度の收入を擧げ得る税目と爲すことは之を不當なものと言ひ得ないであらう。然るときは市町村總額に於て約二千八百萬圓内都市は大體一千五百萬圓程度の新財源を得ることになるのである。

更に目的税の方面に着目すれば防空税の如きは先づ考慮せらるべきものであらう。防空税の新設は都市防空費が異常なる増加を示し今後に於て益々増嵩の趨勢にある今日之に依る都市財政への重壓を緩和する意味に於て、時局下充分なる理由を存するものと考へられる。其の賦課方法に於ては現行の都市計畫税と同様の方法に依るべきものであるか、或は又負擔をより普遍化する意味に於て例へば市民税の如き方法を執るべきものであるかは問題を存する所である。若し前者の方法を執るならば防空施設を都市計畫事業として行ひ、現行の都市計畫税の課率の擴張を認めらるゝことによつても同様の目的を達し得るであらう。防空税に依つて何の程度の税額を擧ぐべきかは防空施設費に對する國費、地方費、負擔區分若は配付税の増額其の他との關係に於て定められなければならないのであるが、假に現行の都市計畫税若は市民税程度とするならば約三千七百萬圓の税收入を生じ得るのである。

(三) 経費の合理化と事務の能率化

1、経費の節約合理化

大東亜共榮圏建設事業完遂上今後とも國家財政は益々増大し資金物資労力を使用する程度は決して減少せず、國民負擔の輕減も急速には期待出来ないものであらう。從て公權力による市民負擔を基礎とする都市の資金物資労力の使用に關しては其の最大效力を擧ぐるに毫末の遺漏があつてはならぬのである。去る三月の閣議に於て決定せられた「昭和十七年度豫算實行方に關する件」に擧げられた諸點は何時のときに於ても亦都市財政に要求せられてゐることでなければならぬ。

- (イ) 情勢の變化に伴ひ既定計畫の變更又は中止を適當とした爲に経費を不用とし又は節減し得るものなきや否や
- (ロ) 當該経費につき充分なる反省と工夫とを加へ更に節約を計るの餘地なきや否や。
- (ハ) 物資、資金、労務などに關する動員計畫の圓滑なる樹立及實施に支障を來すことなきや否や。

都市経費増加の原因が上述の如く委任事務費又は時局費であり、其の他のものの中でも高度國防國家建設のためのものであるとき整備節約の餘地は全く絶無に近いと云ふのが都市財政擔當者の氣持であると考へる。又昭和十四年度六大都市の豫算編成に當り、前年度當初歲出豫算總額に比し一割減の指示があり、引續いて十五年、十六年度に於ては各都市に付て「歲出全般に亘り節約を旨としてその豫算額を特別事情なき限り前年度豫算額の範圍内に止むること」と指示せられ、而して昭和十七年度に於ては「既定経費の徹底的節約を圖るは勿論新規経費についても國策遂行上真に已むを得ざるものに限定するとともに物資、資金、労務の需給狀況に鑑み實行可能の範圍に止むること」とされ、編成當初に於てこれ丈の整理節約の工夫が都市財政當局者の手によつて忠實に行はれて來たのであつた。かうして出來た豫算に如何にして之れ以上の節約の方法ありやと云ふ反問も出て來るであらうし、或は之れ以上の都市財政規模の縮少は決して高度國防國家建設の所以でないと云ふ考へ方もあるが、只總力戰下國家財政規模の増大は巨なる物資、労力の使用者として國民經濟上占むる範圍とその壓力は以前と全く異なつてゐるのであり、此處に於て都

市財政の局に當るものは極力整理節約して都市財政規模を大にしない様、又其の経費の効率を擧ぐるための努力を絶えず致すべきであると云ふことを強調したい。

2、事務の簡素能率化

都市財政需要の將來と財源の傾向とに鑑み、國家に對し財源の付與を期待すると共に都市自體に於ても上述の如く経費の節約合理化を圖るのみならず、諸般行政事務の簡素化並能率増進に就て充分なる勘案工夫を盡さなければならぬ。このことは都市自體の内部の努力に依つてのみでは解決出来るものではなく、同時に中央の行政事務の簡素強化に期待すべきであるが、今都市自體の問題として攻究施策せられなければならない重要な事項を擧ぐれば市役所機構の改革と吏道精神の昂揚とである。

(一) 市役所機構の改革に付ては曩に全國市長會に於て都市戰時態勢確立に關する實踐要目として取上げられ、現在の市役所機構を根本的に検討し不急事務を徹底的に整理し町内會、物資配給等の緊急事務を遂行し得る如く重點的な機構の改編を斷行すべしとせられてゐるのである。申す迄もなく市役所機構の決定は都市に與へられたる自治権の重要な部分を構成し、其の都市の意思と必要とに依り如何様にも爲し得るものであるから、今こそ都市は自己機構の重點的改編を遂行し時局の推移に即應せしめなければならない。但し此の場合人事行政の適正を得ることは機構の裏付として最も重要な問題であることは言を俟たない。

(二) 最近労務供給力の不足に依り吏員に對する事務負擔の強化に反し、其の質的低下が指摘せらるゝが如くである。都市行政の簡素強力化を實現せんが爲には先づ吏員就中下級者の待遇給與福利施設等を改善し、其の素質能率の向上を圖ると共に奉公精神並責任觀念を作興強化する様適切なる鍊成を加へ、一層吏道精神の昂揚に努めなければならないのである。

都市財政の現狀及將來こそその對策

京都帝國大學教授
經濟學博士 汐見三郎

一序

言

昭和十五年に行はれた中央地方に通する租稅制度の根本的改革は都市財政の上に著しい變化を與へた。改革は昭和十五年に始められたが爾後三年は過渡期として費され、新機構の下に於ける都市財政は家屋稅の國稅移管を機として昭和十七年より本格的に運行しつつある。恰も昭和十六年十二月八日に支那事變が大東亜戰爭に發展し都市財政も臨戰態勢化を濃くして來たのである。昭和十五年の都市財政の改革が戰時態勢を織り込んでゐた事は云ふ迄もない。併し昭和十五年の改革當時に頭に描いてゐた相貌に比し一層つき進んだ情勢が都市財政を圍繞してゐるのである。大東亜戰争下の都市財政は更に新たなる構想の下に運營せられねばならない。

以下、都市財政の現狀を正視し、その將來に對し適切なる方策を講ずる所以である。

二 都市の新相貌

東京市政調査會の調査によれば、昭和十六年九月十五日現在の内地都市は百八十五を數へ其の後その數を増してゐる。昭和十五年の國勢調査により昭和十六年九月十五日現在の市域に於ける都市の人口を調べ人口の大小に應じ、全

都市を配列すると、大都市六、人口二十萬以上の都市十二、人口十萬以上二十萬未滿の都市二十八、人口五萬以上十萬未滿の都市五十六、人口五萬未滿の都市八十三を數へてゐる。以上百八十五都市を人口別に列舉すると次の結果を得る。

六大都市（1 東京、2 大阪、3 名古屋、4 京都、5 横濱、6 神戸）

人口二十萬以上の十二都市（7 廣島、8 福岡、9 川崎、10 吳、11 八幡、12 仙臺、13 長崎、14 札幌、15 靜岡、16 熊本

17 佐世保、18 函館）

人口十萬乃至二十萬の二十八都市（19 下關、20 和歌山、21 橫須賀、22 鹿兒島、23 金澤、24 堺、25 尼崎、26 小倉、27 大牟田、28 岐阜、29 濱松、30 小樽、31 岡山、32 新潟、33 豊橋、34 門司、35 布施、36 富山、37 徳島、38 松山、39 西宮、40 高松、41 室蘭、42 高知、43 姫路、44 四日市、45 甲府、46 宇部）

人口五萬乃至十萬の五十六都市（47 青森、48 福井、49 川口、50 秋田、51 千葉、52 盛岡、53 久留米、54 福岡若松、55 宇都宮、56 旭川、57 前橋、58 桐生、59 戸畠、60 岡崎、61 日立、62 延岡、63 大分、64 長野、65 八戸、66 松本、67 高崎、68 一宮、69 山形、70 津、71 清水、72 大津、73 長岡、74 宮崎、75 水戸、76 吹田、77 那覇、78 別府、79 鉢路、80 八王子、81 奈良、82 銚子、83 大宮、84 浦和、85 高岡、86 防府、87 都城、88 市川、89 郡山、90 福山、91 大垣、92 今治、93 松江、94 沼津、95 宇治山田、96 宇和島、97 小田原、98 小松、99 弘前、100 岩國、101 船橋、102 佐賀）

人口五萬未満の八十三都市（103 東舞鶴、104 鳥取、105 半田、106 熊谷、107 米澤、108 尾道、109 足利、110 福島、111 福島若松、112 明石、113 米子、114 直方、115 鹿屋、116 飯塚、117 岸和田、118 小野田、119 潟戸、120 豊中、121 謙早、122 平塚、123 新居浜、124 釜石、125 桑名、126 鎌倉、127 岡谷、128 伊勢崎、129 津山、130 芦屋、131 三原、132 藤澤、133 徳山、134 川越、135 山口、136 能代、137 帯廣、138 三條、139 石巻、140 日田、141 土浦、142 彦根、143 鶴岡、144 池田、145 玉野、146 松阪、147 上田、148 飾磨）

149 川内、150 立川、151 西條、152 八代、153 伊丹、154 下松、155 三島、156 宮古、157 佐伯、158 上野、159 新宮、160 萩、161 濱田
162 倉敷、163 酒田、164 福知山、165 八幡濱、166 敦賀、167 唐津、168 高山、169 柄木、170 島原、171 謙訪、172 高田、173 平、174
七尾、175 舞鶴、176 柏崎、177 洲本、178 中津、179 海南、180 館山、181 飯田、182 丸龜、183 多治見、184 熱海、185 首里）

都市人口が全國人口に占める比率を國勢調査毎に見るに、大正九年は二二・九%、大正十四年は二七・〇%、昭和五年は三一・二%、昭和十年は三五・四%、昭和十五年は三九・一%と遞増してゐる。更に六大都市の人口が全國人口に占むる割合は、大正九年に一〇・五%、大正十四年に一二・七%、昭和五年に一五・〇%、昭和十年に一七・五%、昭和十五年に一九・七%と、これ亦遞増してゐるのである。

併し茲に注目すべきは各都市いづれも例外なく全國平均以上に人口を増加してゐるかと云ふのに決してそうではない。先づ大正九—十四年の期間をとるに、全國の人口平均増加率六・七%以下の都市が三十三あり、大正十四—昭和五年の期間には全國平均七・八%以下の都市が五十五あり、昭和五一十年には全國平均七・五%以下のものが七十八あり、昭和十一十五年には全國平均五・六%以下のものが百二に上つてゐる。

更に注目すべきは全國平均増加率までに人口が増加しないのみか逆つて減少してゐる都市さへもある。此等の都市の數は大正九—十四年に七あり、大正十四—昭和五年に四あり、昭和五一十年に五あり、昭和十一十五年には五十に上つてゐる。人口のみより觀察すれば都市間の均衡は支那事變が勃發してより相當の變化を示してゐるのである。更に大東亜戰爭が都市生活に及ぼしたる影響については昭和二十年の國勢調査の結果をまたねば判明しないが、可なり大なるものがあることが想像出来るのである。時局産業に恵まれたる都市、時局と直接の關係少き都市とにより人口の増減に開きを生ずるのである。尙ほ國勢調査人口は深夜の人口であるが、晝間人口を調査せば時局の影響を一層明かに知るのである。

人口の都市集中の趨勢、特に六大都市に人口が集中する事は國勢調査毎に繰返し主張せられる所である。そして人口が凡ての都市に集中するのでなく或種の都市では逆つて人口の減少を國勢調査毎に示してゐる。此の現象は昭和十五年の國勢調査によつて極めて顯著に現はれてゐる。現住人口は都市生活の全部の指標でないとしても最も有力なる指標である。都市財政の現状及び將來を研究するに當つても人口の増減に考察を加へる必要がある。勿論、時局に恵まれ人口の激増を來したしながら適當なる財源なく財政難を訴へてゐる都市も少くない。時局と關係少きも當分は財政に餘裕のある都市もある。達觀すれば都市の經濟力と都市財政とは平行して進むものであるが、今日の如き變轉期には時のずれがあつて一概に論ぜられない。簡単に都市財政と云つても其間に各種の色合のある事を考へねばならぬ。

三 國家財政の指導性と都市財政の自律性

支那事變が始まつてより特に大東亜戰爭が勃發してより國家財政の指導性が頗る顯著に現はれて來たのである。戰爭下の財界が國家財政によつて方向づけられてゐる事は云ふ迄もない。同時に都市財政と云ひ道府縣財政、町村財政と云ひ地方財政が國家財政の影響を受けるのである。時局下の我が國民經濟を理解する爲めには國家財政の指導性を明かにせねばならぬ。

試みに昭和十一年度より昭和十七年度に至る七年間に國家財政と都市財政との歳出の幅を調べると次の結果を得るのである。國家財政に於ては臨時軍事費特別會計豫算をとり出し、それと一般會計特別會計豫算の純計との合計を算定した。都市財政については昭和十一年度は決算をとり昭和十五年度は追加更正豫算を昭和十六年度は當初豫算を採用した。

	國 家 財 政		都 市 財 政 (×は決算)
	一般會計 豫算の 純計 (百萬円)	特別會計 豫算 (百萬円)	
昭和十一年度	四、五六二	一、四〇三	一、四〇三
昭和十二年度	五、八〇二	二、五四〇	九二七
昭和十三年度	六、三七六	八、三三三	九二九
昭和十四年度	八、三一八	一、三二六	九八六
昭和十五年度	一一、五二八	一、九八八	一、二〇二
昭和十六年度	一六、五五六	二八、〇三六	一、一五四
昭和十七年度	一六、七〇七	三四、七〇七	一、一五四

國家財政に於ては昭和十一年度の四十五億圓より昭和十六年度の二百八十億圓、昭和十七年度の三百四十七億圓に増し、昭和十七年度の純計は昭和十一年度の純計の約七倍半に當る。之に反し都市財政は逆の方向をとり、昭和十一年度の十四億圓より昭和十六年度の十一億五千萬圓に減少してゐる。勿論、昭和十一年度は市債の借換が盛んに行はれ、公債費公債收入が激増し其れが不相當に歳出歳入を膨脹せしめてゐるから調査の基準としては適當でない。又昭和十五年度には追加更正豫算を採用したるに反し昭和十六年度には當初豫算を掲げ内務省の地方豫算抑制緊縮方針に基き過少の數字を示してゐる。從つて都市財政につき昭和十一年度決算と昭和十六年度當初豫算とを比較するには必ずしも適切でない。併し最近數年間に國家財政が飛躍してゐるのと比較すると都市財政は如何にも萎縮してゐる感じがする。

戰前に比し七倍半の大豫算を國家財政が實現するのであるから財界にも其の用意が必要である。生産力擴充が其の

現れであつて、與へられたる経済力を最大限度まで國家財政に振りむける爲めには、財界及び地方財政の中で國家財政と直接關係なき面に相當の壓縮を加へる必要がある。國家財政の膨脹した最も大なる原因は臨時軍事費特別會計が加はつた事である。國家豫算の他の會計及び地方財政の會計が原則として後金精算拂なるに反し臨時軍事費特別會計の大部は前金概算拂である。莫大なる金額を前金概算拂で財界に撒布するのである。臨時軍事費特別會計の撒布せられたる都市と然らざる都市とにより其の發展の度を異にするのは當然である。かくて臨時軍事費特別會計を中核とする國家財政が國民經濟全體に對し指導力を有するのである。都市財政が稍もすれば自律性を喪失せんとする一因は茲に存してゐる。

上述の如く都市財政は緊縮抑制を加へられてゐるが、同時に時局の要請に應じ多分に國政事務を引受け此の方面に相當額の經費を支出してゐる。「時局費」として、防空に要する經費、軍事援護並に銃後施設に要する經費、國民精神總動員（大政翼賛運動、町内會、貯蓄獎勵等の經費を含む）に要する經費、國民保健に要する緊急經費、資源回収に要する經費、職員等に關する臨時給與に要する經費、物價及勞銀の騰貴に伴ふ經費、轉失業對策に要する經費、労務者住宅建設に要する經費其他を昭和十六年度の地方財政に五億二千百萬圓と計上してゐるが、其の中から國費負擔分一億八千七百萬圓を差引くと地方財政の負擔分として三億三千三百萬圓が残るのである。又六大都市の財政に於て「法令又は政府の指示に基き新に増加したる經費」を昭和十六年度につき算定すると一億六千五百萬圓を得るのであるが、それから國、府縣の補助と事業收入其他を差引き市の負擔額を一億二千五百萬圓と計上してゐる。この「時局費」の中で地方財政の負擔に歸するものは地方歲出の約一割二分に當り、「法令又は政府の指示に基き新に増加したる經費」の中で六大都市財政の負擔すべきものは六大都市歲出の一割五分五厘に當つてゐる。「時局費」と「法令又は政府の指示に基き新たに増加したる經費」とは必ずしも一致しないが大體に於て類似してゐる。都市財政は國家財政の指導力の下に昭和十二年度より抑制緊縮方針を堅持しつつも其の純計の一割以上を時局の要請に振り向けてゐるのである。都市財政が自律性を維持しつつも國家の要請に全力を擧げて答へると云ふ所に都市の財務當局者の苦しい立場が存してゐる。

四 新稅制下の都市財政

昭和十五年の稅制改革の結果として都市財政は新たなる基礎の上に立つ事となつたのである。從來の市稅は凡て直接課稅形態一本槍で進んでゐたのであるが、昭和十五年の稅制改革を境目として市稅は直接課稅形態の外に間接課稅形態をとる事となつたのである。即ち國家が國稅として徵集した金額の中から一定部分を都市に配付する分與稅分與金制度がこれである。試みに昭和十四年度と昭和十六年度との市稅收入を當初豫算により示すと次の比較表を得る事が出来る。³⁾

昭和十四年度市稅收入		昭和十六年度市稅收入	
地租附加稅	二五、三五〇	地租附加稅	二七、〇五五
營業收益稅附加稅	三五、一八六	營業稅附加稅	八五、一六〇
所得稅附加稅	三四、七八〇	鑛區稅附加稅	一四
國稅附加稅計	八五、三一六	國稅附加稅計	一一、二三〇
特別地稅附加稅	一四一	家屋稅附加稅	四一、〇一五
家屋稅附加稅	六〇、七九七	其	二一、〇一〇

昭和十四年度市税收入

三、八六二

(府県税附加税計)

六二、〇二五

營業税附加税

雜種税附加税

三〇、五五五

市民税

三六、七八一

府県税附加税計

九五、三五五

市獨立税計

一、三八八

戸數割

一三、〇二〇

都市計画税

三七、二六二

其他諸税

二一七、一四九

其他諸税

一二、六三七

合計

三〇七、七四〇

其他諸税

三五、四七八

此の数字を見て氣付く事は、新税制の眼目として高調せられてゐた間接課税形態の配付税が都市財政に於て占むる金額が餘りにも少い事である。配付税が租税收入全體に占める割合を昭和十六年度最初豫算について調べると、市に於ては四・一%、町村に於て三一・四%、道府縣に於て三六・四%となつてゐる。配付税を道府縣と市町村とに如何に割振りすべきか、更に市町村配付税を大都市と都市と町村との間に如何に割當るべきかの問題は國家財政地方財政全般と關連して考ふべきであるが、生産力擴充の中心となるべき都市が國より受取る配付税が道府縣財政と町村財政との受取る配付税に比し餘りにも金額が少いのである。上述の数字は昭和十六年度の當初豫算に現はれた都市配付税にあるが、現實の配付税は次の如くである。

配付税	(三三〇、〇六二)	道府縣配付税	(一九八、四三八)	大都市配付税	(五千六二〇)
				都市配付税	(一、一〇七〇)
		市町村配付税	(一二一、六二三)	町村配付税	(一〇四、九三三)

尙ほ注意すべきは日立、桑名、尼崎、市川、川崎、濱松、新居浜、八幡、戸畠の如き諸都市が配付税を受けてゐない事である。財政力に逆比例し人口に正比例する公式より割出すと此の結果を齎すのであるが、臨時租税措置法に現はれたる生産力擴充政策の精神から逆に考へてみると此の公式それ自體の是非が疑問となつてくる。

次に目立つのは昭和十六年度稅收入に於て營業税附加税が根幹をなし市民稅が其半額にも達してゐない事である。

地租、家屋税は土地、家屋の賃貸價格の調査の關係上より十年間又は五年間その收入を固定してゐるから、國稅附加税として伸張力のあるものを求めるに營業税附加税のみが殘る。併し營業所得以外の所得が大であつても營業所得の少い都市にあつては、たゞ其都市の擔稅力全體が大であつても國稅附加税に伸張力を缺き、都市財政は苦しまざるを得ないのである。極めて特殊の例かも知れないが芦屋市が其の典型的のものである。又相當大規模の産業を擁してゐても其の産業の經營者が國家であるとか統制會社であるとか營團であるとか云ふ場合には、營業税附加税を斷念せねばならぬ、假りに私人的經營になる産業が發達してゐても特別法、營業税法、臨時租稅措置法其他の理由により營業税の全部又は一部を斷念せねばならぬ場合がある。新興の時局工業都市に其の例を見るのである。營業税附加税の外に何か伸張力のある租稅がなからうかと云ふ事は此等の特別都市を除いても起る要求である。戸數割の代りに登場した市民稅を多少變更して其の發生の精神をも傷つけず同時に時代の要求にも應ずる様に工夫せられる所以である。

都市財政の收入の中で最も大なる項目をなしてゐるものは使用料手數料收入であつて、公營事業の料金が其の大部

分を占めてゐる。現に昭和十六年度の都市の歳入豫算に於ては使用料手數料收入は三億一千四百萬圓に上り税收入一億九千五百萬圓三億七百萬圓を超えてゐる。特に六大都市の使用料及手數料收入は二億五千六百萬圓に上り税收入一億九千五百萬圓を遙かに凌駕してゐる。勿論、税收入の殆んど全額が純收入となるに反し、使用料及手數料收入は其れに對應する歳出として電氣事業費、瓦斯事業費、水道事業費、自動車事業費等があり純收入は總收入の一部分に止まる。併し其れだけ使用料の引上引下は純收入の増減に影響の多いものである。かくて公營事業より生ずる使用料收入は租税とならんで大都市財政歳入の重要な項目となつてゐる。大都市財政が公營事業として最も多く期待をかけてゐたのは電氣事業であつたが、昭和十六年に公營配電事業を配電株式會社に出資統合せしめる事としたから、電氣事業の中で電鐵事業のみが都市に残される事となつた。市内電鐵事業の經營で最も問題となるのは料金である。市域の擴張に伴ひ路線が延長するに拘らず同一の均一料金を固守してゐるのが現状である。帝國鐵道は率先して運賃の全面的引上を行ひ、餘剩金を臨時軍事費特別會計にくり入れてゐる。これと同じ精神を都市財政の公營事業に於て實現する事を考へてゐる人もある。

五 都市財政對策

都市財政の將來につき各種の對策が考へられるが、現實に即した對策を樹てるのであれば大東亞戰爭下に於て都市財政が國家財政に指導せられてゐる實情を前提とせねばならぬ。同時に大東亞戰爭を可なり永く續くものとして都市財政に或る程度までの自律性を持たしめる必要がある。國家財政の指導性と都市財政の自律性とを調和する所に都市財政對策が生れてくる。

第一に都市は大東亞戰爭下に於て進んで國政事務を擔當すべく決して之を避けはならぬ。何分にも國は全力をあ

げて戰爭の直接遂行に従つてゐるのであるから、國內の行政には充分ならざる所もあるべく都市は從來以上に國政事務を引受けける義務がある。仕事の性質上、國又は道府縣が直接に當らねばならぬ部門もあらうが、町内會隣組を通じて市民の中に滲透せしめる爲めには都市が國政事務に進出する事が一層必要となる。茲に注意すべきは國政事務費は原則として全額國庫支辨とすべく、又地方費的色彩のあるものについては國費地方費の負擔區分を明確にせねばならぬ。従つて政府各省が地方團體の負擔となるべき事業を立案實施する場合には、内務省に於て統制をはかるべきである。

第一に昭和十五年に定められた租稅制度には或程度の修正を加へる必要がある。當時に於ては都市と農村との間に於ける負擔の公平と云ふ事が問題の焦點となつてゐたのである。勿論、昭和十五年の稅制の改革が支那事變を織り込んでゐなかつたと云ふのではない。併し支那事變が大東亞戰爭に進展するに及び當時豫想しなかつた幾多の事實が生れて來たのである。生産力の擴充と食糧の確保の爲めには所謂負擔公平論を或程度まで犠牲にせなければならなくなつて來た。都市には人口集中し町村には人口減少すると斷定するには餘りに多くの例外が出て來た。六大都市は凡て財政に餘裕あり其他の都市は六大都市に比し財政に困つてゐるとも云へなくなつて來た。茲に配付稅を増額すると共に配付稅の分與方法を改正する事が其の一である。市民稅に或程度の制限外課稅を許し伸張力を與へる事が其の一である。即ち配付稅制度市民稅制度それ自體は堅持する事として其の運用に或る程度の變更を加へんとするのである。そして其の變更の程度は國政事務費を國がどれまで負擔するかの程度如何によつて決定せられるのである。

第三は公營事業の經營を合理化せしめる事である。今日の都市財政の下に於て公營事業の手數料主義を墨守する事は不可能である。物價の騰貴率其他を參照して公營事業の料金を適當に引上げる事が出來れば税收入の伸張力を補ひ同時に時局關係事業の遂行を容易ならしめる事が出来る。

昭和十五年の税制改革による地方財政機構が漸く全面的に行はれんとする際に、更に都市財政の将来に對し對策を唱へるのは朝三暮四の感じがしないでもない。併し支那事變が大東亜戰争に進展する事は當時豫想しなかつた所であるから、今日の情勢に應じ適當なる修正を施す事は必要である。都市こそ生産力擴充の重責を荷ひ國土防衛の第一線に立つのであるから、都市財政を整備する爲めに對策を講ずる事が此際の急務である。

特 別 報 告

戰時都市財政制度確立の必要と防空費の問題

神戸市財務局長 山 田 實

昭和十五年に行はれた税制大改革は地方財政上に著しい變革を齎した。而して此の改革當時の計畫に依れば地方財政は昭和二十年度に至つて漸く平年化するものとされて居た。

然るに昨年十二月八日大東亜戰争の勃發は此の地方財政の平年化を俟たずして特に都市に財政上著大なる大影響を齎すこととなつた。

即ち税制改革前迄は市町村費中に於ける國政事務費の占むる割合は、都市に於けるよりも町村に於ける方が高率を示してゐた。町村財政の窮乏打開の爲に政府が町村の最も悩みとする義務教育費負擔増加の防止を企圖し教育俸給費縣費負擔の擧に出た理由の一もこゝにある。

然し其後都市財政上に及ぼす國政事務費増加の趨勢は實に急激なるテンポを示すに至り、重要國策決定上の各種基礎資料の調査費、中小商工業者の轉廢業經費、銃後生活安定費、人口保健國策に基く各種經費、切符制實施費、物資統制及精勤運動等の經費並防空費等特に都市に必要なる國策遂行に伴ふ經費の増大を見るに至つた。

而して現在の都市財政制度が斯かる戰争を前提として、急増する經費を都市に負擔せしむる事を豫定せざるものな

る事は云ふ迄もない。特に近代戰術の發達に即應して國土防衛上の觀點より完全なる防空都市の建設を目指す根本的都市改造事業の如き實に莫大なる巨費を要するものに至つては、現在の防空法の定むる處を以てしては到底都市の行ひ得る所ではない。

果して然らば戰時都市財政確立の爲には先以つて、戰争を前提とする都市制度の確立と共に伴ふ財政制度の確立を期すべきである。

即ち完全なる自由主義の上に立つ都市制度及之に伴ふ處の財政制度の再検討に依り、全面的に戰時態勢の整備が要請される。斯くて都市自體に於て本來の自治性に應じ戰爭第一主義の經費を嚴選し豫算を編成し、一方政府に於ても軍防空の擴充と國家的行政力を以て防空事業の遂行に努め都市をして本來の自治性に則する事業に邁進せしむる事が肝要である。

一般討議・報告

新財政需要の動向とその財源

大阪市財務課長 土 一 德

大東亞戰爭によつて醸成されつゝある歴史的客觀情勢の變化は、大都市の市政に對し廣汎且つ急速な變革を要請して居る。従つて當然の歸結として大都市財政の變貌が招來されるのである。斯くの如き情勢を前提として大都市財政は如何に運營せらる可きであるか、こゝに若干の實證的計數を基礎として新財政需要の動向とその財源の問題を検討し、併せて將來への對策に及ぼうと思ふ。

現在の大都市財政は時局を契機とした澎湃たる新財政需要の增高に對し、財源方面に於ては稅收入の彈力性喪失並に稅外收入の伸張性の鈍化と云ふ二つの相背馳する現實に逢着してゐる。

先づ財政需要の動向に就いて觀察してみよう。歲計の膨脹は人口の增加、物價騰貴等に基くものであると説明されて來た。併し現在の事態から見れば、その原因は寧ろ大都市に課せられる職能の增加に依るものであり、詳言すれば直接間接時局に關聯する財政需要の膨脹に依ると云ふことが出来る。試みに稅制改革後の國際情勢の變動に因つて生じた財政需要を觀るならば如何に膨大な額に達してゐるかを知り得る。更に此等の經費にして今後要請されるものは益々多額に及ぶものと豫測され、而も斯くの如き時局的財政需要は大都市に選擇の自由を許さない強壓性と緊急性を

帶びるものである。従つてその財政の現在及び將來に對して加重せらるべき重壓が如何に甚大なるものがあるかは特に銘記せねばならぬ處である。此の間の消息は緊急にして巨額を要する都市防衛費を一例として觀るも極めて明瞭である。

斯くの如き状況に對應せんが爲には、豊富且つ伸張性に富む財源を必須とするに拘らず實情は全く之に沿はない。即ち都市歳入中第一次地位を占むる市稅收入に就て云へば、過般の中央地方を通ずる稅制改革に依り完全にその彈性を喪失する結果となり、之が大都市財政に及ぼせる影響は甚だ大きい。稅制改革前の昭和十四年度以降に於ける經常臨時別收支状況に依つて觀るも如何に大都市の財政的餘力が減殺され來つたかが明に看取される。更に稅外收入に就て云へば、之が首位を占むる使用料、手數料は遞増しつゝあるもその趨勢は鈍化の傾向にあつて、到底彈性、伸長性を期待し難く、特に時局の影響を受くる事大なる公企業收入に就て此の感が一層深いのである。従つてかかる大都市の財政力を以てしては十分財政需要を賄ひ得ず、健全なる大都市財政政策の維持は頗る困難に陥りつゝありと云はねばならぬ。

故に從來行はれ來つた大都市財政は富裕なりとの見解を一擲すると共に、將來の大都市財政運営に對しては周到且適切なる對策を必要とするであらう。斯くの如き實情下に在る大都市財政の健全性を保持する爲には、一方に於て経費の合理化を圖ると共に他方に於て十分な財源の確保を圖るより外は無い。それには先づ現行地方稅制及地方分與稅制を再検討すると共に、之と併行して稅外收入たる企業收入、使用料、手數料等の合理的增收策を圖る必要があり、更に根本的には此の際國費地方費の負擔區分を是正し、且補助金制度の確立を強く要望せざるを得ない。蓋し然らざれば大都市に負荷せられたる國家的重大使命は到底その完遂を期し難きことあるべきを深く憂ふるからである。

時局に即應して國費及地方費の負擔區分を根本的に 是正し、大都市財政の時局擔當性を強化すること

京都市財務部長 夏秋義太郎

理由

昭和十五年に於ける劃期的稅制改正は「地方團體財政ノ確立」を期することを主要目標の一として斷行せられ、改正後既に二箇年度の決算を了したるにも拘らず、大都市財政は豫期に反して壓迫を感じつゝある所以のものは、大都市に於ける財政事情が、今次戰爭の進展につれ、稅制改正立案當時とは全く一變したるに因れり。即ち今次戰爭により人口、產業、交通等の都市構成部面に於て從來堅持せられたる都市中心主義は、一轉して國土計畫に基く人口の再分布、產業の再配置、交通施設の調整等所謂都市分散主義に移行を餘儀なくせられたる結果、現行地方稅制下に於て大都市財政上都市發展と因果的に最も伸暢性ある地租、家屋稅及營業稅の三收益稅に對する增收は最早これ以上期待し得ず、寧ろ今後國土計畫の進捗に伴ひ漸減するにあらざるやを懸念せらるゝに反し、戰爭目的の完遂に協力すべく大都市に負荷せられたる委任事務量は著しく増加せるため、大都市固有の事務費を犠牲的に極力節減し、その餘力を以て専ら戰時國家の要請に應へんとするも到底これが追隨を許されざる現状にして、隨つてこれがため、從來、政治、經濟、文化等に於て國家興隆の中心を爲し來りたる大都市本來の権利たる自治活動を萎靡せしむるの結果を招來せり。

惟ふに國家事務と地方事務とは、法令により事務の性質に従ひ、其の分擔を明確にせられ、その費用負擔亦明にせらるゝところなりと雖個々の問題に至りては必ずしも然らざるあり、殊に戰時に於て時宜急施を要するものある場合は特に然り。然して今日の如く大都市に於ける財政力を以て猶到底應じ得ざるほど國政委任事務費の激増を見たるは、一に事業そのものを重視するの餘り、その經費負擔方法について充分なる考慮を拂はざりしによるものにして、これがため大都市財政は、國稅及地方稅制を通ずる改正に於て、國家及地方團體間に於ける租稅の分配を適正ならしめたるにも拘らず益々重壓を受くることとなり、惹いては國家の存亡に直に影響を及ぼすべき戰時事務を積極的に强行し得ざることとなり、なれるは、大都市に負荷せられたる使命の重大性に鑑み洵に寒心に堪へざるところなり。時恰も戰時に即應して國政事務の簡素化を企圖せられつゝあり、この際國及地方を通じ、戰時事務を綜合的に再検討すると共にその事務の性質に従ひ、必要經費の負擔區分を根本的に是正し、大都市なるが故に財政に餘力ありとする獨斷に禍ひされることなく、克くその實態を把握して、これに適應せる課稅權を與へ若は國費を以て適當に補足し、以て大都市本来の自治活動力を充分に發揮せしむると同時に戰時事務の積極的完遂を圖るべきものと信す。

國費地方費負擔區分の再検討

東京市神田區長

岡

田

光

藏

地方財政の根本的改善に關しては、從來屢々その必要が叫ばれ、その都度それぞれの對策が講究實施せられたが、しかしその多くはいづれも部分的或は彌縫的對策たるの域を出でなかつた。かくて地方財政問題の癌が依然として今

日に残されたのである。昭和十六年七月十一日閣議決定の財政金融基本方策要綱中に於ても、地方財政の改革として「國家財政ノ改革ニ即應シ全國民經濟運營ノ見地ヨリ之ヲ統制スルト共ニ地方的特色ヲ發揮セシメ地方民力ノ強弱ノ差ヲ補正シテ全國的ニ冗費ヲ節約シ且ツ中央ヨリノ委任事務又ハ中央ト協力スル事業ノ財源等ニ關シテ必要ナル調整ヲ行フ」と負擔區分及財源區分の調整に付ての考慮が拂はれてゐる。

然るに時局の進展に伴ひ地方團體特に大都市の機能に著しき變質を來し、これに應じて、その財政も亦變貌を餘儀なくせらるゝや、永い間地方財政の根柢に蟠踞した右述の癌は、遂に極度の肥大を來して地方財政の死命を制せんとするにいたり、今やこれが切開手術を絶対に必要とする實情に直面するにいたつた。いはゆる國費地方費負擔區分の問題がこれである。

而して國費地方費負擔區分を定めるには、次の二點を前提としなければならない。

第一は委任の綜合的統一が嚴に行はるべきことである。從來國政事務の委任は各省間に聯絡なく、殆んど各省の任意に行はれたが、かくては事務の重複を招き、その輕重先後に統一を缺くのみならず、徒に委任事務を夥多ならしめその施行を困難に陥れる結果となる。從つて政府は地方負擔を必要とする事務を都市に委任する場合には、明治三十一年七月二十四日閣議決定「地方政務ニ關シ各省主管ノ事項ニシテ内務大臣ニ協議ヲ要スル件」に基き必ず關係各省と協議聯絡を保ち、委任に統一性を持たしめることが必要である。

第二は所謂委任事務の抑制を圖るか乃至は委任と同時に其の財源を賦與することである。

さて法令上の委任事務と實質的意味の委任事務とは必ずしも常に一致しないが、負擔區分決定の目的上委任事務はこれを後者に解すべきである。而して實質的委任事務には、國家的性質の顯著なるものと、國家的並に地方的性質の兩者を含み、その何れが濃厚であるかを遽に識別し難きものとがある。從來の委任事務の多くはこの種のものであつ

た。勿論戦争經濟の進展に伴ひ、從來の意味に於ける都市の特殊性は漸次普遍化せらるゝ傾向があり、従つて戰時下に於ける都市への委任事務は、國家的性質を帶びる分野が擴大するの傾向を認めねばならない。

かくて先づ要望せられるのは、國家的性質の顯著なる事務の委任には、原則として財源を賦與することである。而してこの財源は國庫よりその全額を支給するか、或は地方稅法分與稅法に改正を施してその増徵新設を以てするか、若くはその兩者を以てなすべきである。勿論この場合、收入を伴はざる固有事務は最低限度まで縮少すべきことを前提とする。またその事務が國家的及び地方的性質の兩者に跨る場合には、何れの性質が濃厚なるかにつき、政府及び都市との緊密なる協議の上で決定し、負擔の割合を定め、又その何れが濃厚なるかを明確に分ち得ない事務については、都市の財力に應じて協議決定すべきである。

尤も後の二つの場合には、勢ひ都市負擔を強ひる結果に陥り易いから、かゝる負擔區分が忠實に實行せらるべきには、法律又は勅令を以てその割合を明確に規定する必要がある。

而して今日の如く國政委任事務と固有事務との區分極めて複雜困難なる事情の下に於ては、事務の全體に亘り之を根本的に再検討して其の適正化を圖る要あり、その具體的方法の一つとして負擔區分の根本的研究とその恒久的對策を樹立せしむるために、政府及都市の兩者より出でたる關係者を構成員とする「負擔區分調査委員會」の如きものゝ設置を提倡せんとするものである。

都市財政々策の基調

大阪商科大學 助教 授 藤 谷 謙 二

既に多くの論者によつて言ひ古されであるところではあるが、私は當面の都市財政運營の基調として、特に次の二點を強調したいと思ふ。

一、所謂國費地方費負擔區分の是正の徹底化

今次大戰の進展につれて、都市財政乃至地方財政に對する時局關係委任事務費の重壓は益々加はりつゝある。この點を匡正する根本方策としては、所謂國費地方費負擔區分の是正を徹底化する外はない。而してそのためには、國政的事務の委任に際しては、必らず國に於て所要財源（敢て補助金、交付金の類と限らず）の供與について併せ考慮するを要する旨を法律に明定し、その實行を保障すべきである。

二、特別市制の實現

諸他の理由はしばらく措き、大都市財政を合理化すべき必須條件としても、懸案の特別市制を急速に實施する必要がある。それは既に議論の段階ではない筈である。中央爲政者の勇斷を切望する。

都市財政の現状及將來とその對策

大日本興亞同盟
専門委員会
松田雪堂

田

雪

堂

(一) 都市財政の現状 (省略)

(二) 國費地方費負擔區分の問題

(イ) 國費地方費負擔區分の基準について

國費地方費の負擔區分の基準は、時局、國家事業と地方事業との區別によつて判定するより外ない。國家事業と地方事業の性格上の區別は大體左の標準によつて區別することができる。

A 國家事業は社會全部の直接の利益を促進するものであるに反し、地方事業は一部地方の直接の利益を促すものであるといふこと。

B 國家事業は、國家の自由處分によるものであるに反し、地方事業は地方の自由處分によるもの、即ち國家の統制命令に束縛されるものをいふこと。

しかし事實、何が一部地方人ののみの直接の利益を圖るものか、汎く國家社會の多數人の直接の利益を促すものであるかの區別の判定は中々難かしいのであるが、大體において此の標準によつて國家事業と地方事業との區別はつくことになる。即ち陸軍、海軍、空軍のごとき國防事業、電信、電話、郵便のごときものは純然たる國家事業であるが、これに反し道路、河川、上下水道、衛生、港灣のごとき事業は大抵、地方事業の性格をもつてをり、小學教育、警察

精神病院等のごとき事業はその中間に位する事業である。

しかし乍ら、わが國において果して此の區別の下に事務の取扱ひ、經費の負擔をしてをるかといへば決してさうではないのである。この意味合からいつて、ぜひともハツキリした區分の限界、標準を確立したいものである。

(三) 新稅制の適否並にこれが改正に關する具體案

(イ) 収益稅本位の地方稅制に關する問題

(ロ) 土地稅創設に關する問題

昭和十五年度の稅制の根本的改正において、わが國在來の稅制の基本體系を變更したことである。わが國は從來、所得稅を根幹に收益稅の補完によつて基本體系を維持してきたのであるが、右の改正に方り負擔の均衡、租稅の増徵、將來の彈力性附與の建前から、分類所得稅を中心に据え、これを補完する補完稅として一方には綜合所得稅、他方には法人稅を創設し、以つて基本體系を作り、收益稅を地方財源に充つる方策をたてたことである。換言すれば所得稅系統の人稅一本建を確立し、物稅たる收益稅を地方稅制の根幹に移したことである。この稅制の編成方式は一八九二年には早くもプロシヤが行ひ、わが國においても地租、營業稅の地方委議論として喧しかつた歴史があるが、兎に角、基本體系を變更したことは劃期的のことである。

しかし現在のごとく急激の膨脹をきたし、將來、益々膨脹するであらう地方財政を賄ふ制度として、この物稅基本體系一本鎗で押し通せるかどうか餘程問題である。

尙、將來、地方團體の財源の涸渴化を豫想される現在思ひきつて最早、調査研究すみの土地增價稅、間地稅の創設實現を容してはどうか。

(四) 稅外收入に關する問題

(イ) 公企業と營團の設立の關係

大東亞戰爭下の統制經濟の形態が、第一次ヨーロッパ戰爭當時のドイツと同じやうに、統制、管理、獨占といふコースをたどりつゝあることは敢て驚くにも當らないが、その過渡的施策として、凡ゆる方面に新しい形態のいはゆる營團の設立、發展を看つゝあることは看逃せない事實である。

現在、設立され今後創立を豫想されつゝあるものに產業設備營團、交通營團、物資貯藏營團、食糧營團等々枚舉に違ないのであるが、それがために、この營團形態と殆んど異名同型の關係にある、いはゆる公企業にどういふ影響を及ぼすかといふことである。今後都市の公企業の發展を阻害し、その結果都市の財政收入に著しい影響を及ぼす虞はないかといふことである。

將來の都市財政の運用、經營の上から考へ、又高度國防國家體制確立の上からいつて、新機構の創設、舊制度の改正に關しては、根本的、抜本的に各方面と十分に、らみ合せて考究して看る必要がある。

新稅制下に於ける彈力性負擔關係より

觀たる分與稅制の改正

東京市經理局
收納課長 齋 藤 義 家

曩に斷行せられたる稅制改正に於て政府は地方團體財政の基礎の確立を期すべく收入の增加を圖ると共に、彈力性ある稅制を樹立することを目標として地方稅種の選擇に關し收入の安定性及普遍性、收入の彈力性を特に考慮するの

方針の下に立案せられたのである。

而して新稅制不に於ける市町村財政を考察するに「收入の安定性及普遍性」に就ては市町村財政は一應之を實現し得たりと稱することを得べきも彈力性ある稅制の問題に付ては未だ十分ならざるものがある。

即ち政府の意圖する彈力性は主として三收益稅附加稅の課率増に依る所謂人爲的彈力性（伸縮性）にして自然的彈力性（伸張性）对付ては僅かに營業稅に求むるも營業稅对付ては今日の如き統制經濟下に於ては此狀態が永續するものと思考出來ず、都市の望む自然的彈力性が結局に於て、都市殊に大都市に於ては著しく喪失したと謂ふも過言ではない。

即ち稅收入の大宗たる三收益稅附加稅中地租、家屋の附加稅は一定期間不動なる課稅基準を採ることに依り自然的彈力性無く僅かに營業稅附加稅のみに之を求めるは前述の如くなるも、今日の狀態の永續性に付疑問あり、而も多額を期待することは出來ない。

只右三稅の増率に依る人爲的彈力性であるが、之とて都市住民の準公課的負擔の激増せる今日増率に依る增收にも限度あり、之を無制限に認むるに於ては新稅制存立の基礎を搖がすこととなるを以て標準率以上の増率は困難なる事情にあるのである。

更に亦改正稅制は分與稅財源として有力豊富なる稅種を充てたるを以て、收入の普遍性、安定性、彈力性を保持するが如くなるも、現行分與稅制度に於ては主として町村に於ける問題にして都市に於ては之に期待することが出來ない。

之を要するに右彈力性の見地よりすれば、新稅制下に於ては所得稅附加稅、戸數割の存したる舊稅制に比し雲泥の相違がある。

地方的負擔の均衡を考慮したる改正の新税制が實施直後早くも三收益税附加税に就いて、標準率百分の二百を遙かに超ゆる百分の千以上にも達する驚くべき高率なる賦課を爲せる事例は、改正の目標を根底より覆したものと云ふことが出来よう。

斯くては新税制下に於ける税收入の彈力性保持及負擔均衡の維持は、結局分與税制度の運用に求むるの外はない。分與税制度も亦創設後逐年改正の運命にあり、充分なる機能を發揮せざる感がある。改正當時に於ける税收入の計算基礎數字の相違並經過年度に在ること故多少の曲折は已むを得ざるものとしても、年々改正をするが如きは地方財政の安定性より觀て宜しくない。然し眞の團體財政を考慮した改正なら望むところである。

翻つて、現行分與税制を觀るに都市及町村に對しては「特別事情を斟酌」した第三種配付税があるが、大都市には認められて無い。大都市こそ特別事情を考慮することが望ましい。

然し大都市に對し都市町村の如き第三種配付税を創設する結果は、之が配付方法に於て都市町村の財政に影響するを以て地方的殊に都市に關聯を有し嘗ては地方税として或は全額交付の交付金としての沿革を有する遊興税、入場税に付現行分與税財源以外の分（戰時増徵分を除く）を原徵收地に全額還付する還付税の創設を望むものである。其の結果は都市町村に於ても現行分與額の他に新に還付税を創設せらるることとなり、現行分與税規定の改正と相俟つて税收入の安定性、普遍性、彈力性を確保し以て地方財政を確立することが出来ると思ふ。依つて右の如き還付税の創設を提唱するのである。

獨立税調髮稅の提倡と市民稅の再検討

東京市經理局
收納課長 藤 義 家

新税制下に於ける市町村獨立税は、之を都市財政の見地から觀れば、市民稅を除いては極めて貧弱なる税種たるを免れない。然るに、昨今の時局的活動と之が施設は頓に増大し、爲に其の經費の捻出は一時的糊塗的財源の獲得を以てしては到底追隨し能はざる實状である。茲に於て、都市に相應しき新税の創設が企圖せらるゝのであるが、都市の税種は、國税、府縣税の殘滓のみで、特に都市に相應しき新税はない。然し一應都市の獨立税として考慮せらるゝものは、調髮税、レジスター税、樂器税、家禽税、家畜税（現在實施中の大稅の他猫稅を追加）、電話稅其の他通行稅法に依り非課稅のものに對する特別通行稅等が擧げられる。只之等の税種に付ては租稅理論上は勿論課稅技術、稅收入、法制上の點に於て相當考究の餘地がある。然し茲に提倡せむとする税は右の中調髮稅である。

調髮税は、理髮店及結髮（電氣結髮を含む）店に於て調髮及結髮（以下單に調髮と呼稱する）を爲す顧客の行爲を課稅客體とし、顧客に對し、顧客の支拂ふ一回の料金を課稅標準として其の約一割（電髮は約三割乃至五割）の課稅を爲し、理髮業者及結髮業者を特別徵收義務者として之が徵收を爲さむとする獨立税である。而して非課稅及免稅範圍は都市の事情に應じ適宜に定むべきであるが、一回の料金一定額未満を負擔する者、所謂丸刈を爲す者等は課稅外とされること適當である。調髮税の創設を提倡する所以は、一面財政的理由に基くものなるも、他面、直接には料金を負擔して調髮を爲す顧客の行爲に擔稅力を認め得らるゝ點にある。其の結果は、消費節約、生活費切下等の國策に

協力するゝのと云ふべきは勿論、一種の人税とも目される本税の性質上多數の人口を包羅する都市に於ては好箇の新税と云へよう。

次に、市民税課徵上の現行制限制度は、都市の實状は、納稅義務者一人に對する現行制限賦課額を以てしては納稅者の實際の擔稅力に即せず平衡を缺いてゐる。仍て之が制限賦課額を引上ぐると共に納稅義務者一人當平均賦課額に付ても或程度の引上を爲す事を提倡するものである。

新税制下の都市財政力

財團法人東京市政
調査會 研究員 藤田武夫

昭和十七年度各市豫算の發表によつて、新地方税制運用の結果の全貌は、明瞭に現れつゝある。

曾て今回の税制改正案發表の際將來の都市財政運營上の實際問題として最も重視されたのは、新税制下に於ける財源の彈力性如何と住民の負擔關係の問題であつた。この二問題に焦點を置いて、主として芦屋市の税收入を中心として新税制下の都市財政力を検討した。

得られた結論は、新税制の下に於ては市の財政力は舊制に比しその彈力性を著しく削減されたこと並に各市民の負擔關係に甚しい不均衡があるため市民の資力が市の財政力に極めて不充分にしか吸收されないことであつた。そしてこの二大缺陷は、結局同一の根因即ち新地方税制度が、勤勞所得及び利子配當所得による市民の資力を、その市の財政力として全く僅かより利用せしめ得ないと言ふことから生じたものであることも明らかにされた。

芦屋市財政の検討によつて得られた上述の如き都市財政力に關する重大缺陷は、時局産業の勃興に榮える都市或は從來既に戸數割の賦課がその極點に達した窮乏都市を除いては、程度の差こそあれ、他の諸都市にも見出される。殊に諸種の經濟統制が一般化されるに従ひ、右の缺陷は各市共通のものとなりつゝある。

現行の新税制を改正すべき要點は、既述せるところより自ら明瞭である。勤勞所得殊に高額の勤勞所得及び利子配當所得に現れた市民の資力を、課稅を通じてその市が財政力に吸收し得るやうに制度を改めることこれである。その具體的方策としては、究極するところ市民税の改正にこれが解決を求める以外に適當な方途は容易に見出されないであらう。即ち市民税の一人當最高限度を現在よりも遙に引上げ、且これを各市劃一的にすることを止め、又一人當平均額も各市の實情を斟酌してこれを定め、爲に課稅標準決定方法を改めて勤勞所得及び利子配當所得による市民の資力を完全に捉へ得るやうにすべきである。これ等の改正によつて、新税制下の都市財政力に關する上述の諸缺陷が補足されるのみならず、「負擔分任」をモットーとする市民税設定の精神にも一層よく適ひ得るのである。

都市財政と公益事業

東京市電氣局
調査課長 三木景三

一 決戰體制下に於ける地方自治體は其の固有又は委任の別なく、事務量の増加は日毎に激しく屢々地方財政の前途を顧るの暇無き緊急不可避の支出を餘儀無くせらるゝ場合すら頻發するの實状なり。

二 然るに昭和十五年四月實施の税制改革に依り一般的に地方都市財政は自主性と彈力性を喪失し、且分與稅に在

りては都市、殊に大都市は相當の犠牲を負擔するに至れり。都市財政の經理には漸次困難の度を加へつゝあり。

三 索に於て公益事業の經營は都市財政上より見て一層の重要性を持つに至れり。乃ち其の經營を合理化して適正なる收益を擧げしめ事業自體の基礎を強化するは勿論、更に進んで普通經濟を潤して都市財政全般に相當の彈力性を附與するの要あり。

四 右の目的達成の爲都市は先づ公企業經濟を普通經濟より完全に獨立せしめ、一方に於て「地方制度中公益事業に關する特別規定」の制定を促進し以て企業經營に最も便利なる組織と會計制度を確立するを急務なりとす。

市債發行條件より觀たる地方團體中央、 金庫制度の必要性

東京市土木局
庶務課計理掛長 紲川増雄

一 はしがき 市債は地方債中の大半を占めてゐる。最近の數字は知る由なきも、昭和十一年度の地方債總額は三十六億九千餘萬圓にして、内市債は二十一億四千餘萬圓即ち五八%である。而して地方債は年々約二億圓の純増を示し、市債も亦之に應じつゝあり、之國家委任事務の增加並地方團體の公企業等の増加に依るものと思考せらる。市債は時局下國債政策に依り抑制せられ、且つ其の性質上國債より不利の状態にあるを以て之が匡救制度確立の要ありと思考せらる。

二 市債發行條件 市債は證書貸付と債券發行によるものとがある。後者は一般金融市場の引受によるものなるを

以て主に後者に付き述べることとする。市債債券發行條件決定の要素は（イ）發行價格（ロ）表定利率（ハ）償還方法（ニ）手數料に區分せらる。

（イ）發行價格は債券の賣出價格、即ち市場商品としての賣買價格である。之が決定は（ア）債券の市場性の濃度（ト）中央金融市場と起債團體との地理的關係（エ）地方政治事情（デ）其他地方團體の財政の良否等に依る發行者は手取金の多額を欲し投資者とは利益相反する結果となる。

（ロ）表定利率は債券額面に對する年利にして即ち發行者は低率を望むも市債表定利率より高率となるは其の性質上又已むを得ざる所である。

（ハ）償還方法に付ては其の償還年限の比較的長きを有利とする。之利廻と密接の關係にあり、投資者は有利にして確定的繼續收入を望むによる故に發行者の任意繰上償還等は一般に好まざる所である。

（ニ）手數料は之を純正、附加手數料に二別し後者は更に利廻補正、保險手數料に區別する。之等は引受に對する實費及引受者が其の一部を投資者に割戻するもの又は引受者の市場觀測の當否、契約より發行日迄の金融情勢等の一切のクリスを負ふものであつて、發行價格と密接不離の關係にあり、發行者は低額を欲し引受者と利益相反し前者に不利である。

三 地方團體中央金庫制度の必要 以上發行條件を通じて觀察するに、市債は國債より劣位にあり、市は財政に於ても良否區々にして、又地方的事情を異にし、其の必要經費の調達に際し相當の困難に遭遇するを以て之が匡救には容易にして有利なる資金調達機關の設置、即ち地方團體協力に依る中央金庫制度の確立を必要とするものと思考せらる。

都市財政の臨戦態勢化に關する問題

西野喜興作

はしがき

都市財政も、臨戦態勢を強化しなくてはならぬことは今更に説くまでもあるまい。都市財政の臨戦態勢の基本は大體に於て政府の財政金融基本方策要綱中の(五)地方財政の改革に從ふことも多くの人の異議ないことと思ふ。右規定に依れば、

地方財政に關しては國家財政の改革に即應し全國民經濟運營の見地より之を統制すると共に、地方的特色を發揮せしめ、地方民力の強弱の差を補正して全國的に冗費を節約し、且つ中央よりの委任事務又は中央と協力する事業の財源に關して必要な調整を行ふ。

私は、都市財政の臨戦態勢は、右基本方針に従へばよいと思ふものであつが、更に望蜀の感としては、右基本方針の上に、前提として、左の二項を實行して貰ひたいものと思ふてゐる。

臨戦態勢強化の前提

國土計畫の確立 我國には從來個々の都市計畫はあつたが、國家全體をにらみ合せての國土計畫はなかつた。之が爲めに、都市の膨脹は甚だ不合理に爲されて今日に至り、今や過大都市或は一地域に於ける過大人口の集中は、國防の見地からも、國民の保健の上からも、或は社會上よりも亦全國民經濟の運營の見地からも甚だ好ましからざる事態を産んでゐる。政府に於ても既にその弊害に鑑み、國土計畫の完成その前提としての工場の増新設の制限を特定地域に行はれてゐるが、一日も早く完全な國土計畫を樹立し、各都市をして之に準せしめることが、都市財政の臨戦態勢強化上必須の前提條件である。この前提條件が堅まらざる以上は、都市財政の臨戦態勢も、應急的彌縫的のものたるを免れまい。この意味に於て、私は、都市財政の臨戦態勢——或は高度國防國家中の都市態勢と云ふ方が適切かも知れない——は、國土計畫の確立なくしては之を樹立し悪くからうと思ふものである。

地方行政制度並に之に附隨機構の整備

都市財政は、地方經濟と地方制度の上に乗つてゐるものである。地方財政の基礎の一たる地方經濟は、國土計畫の如何に依つて、多分に影響せらるゝと同様、地方制度の如何も亦多分に都市財政に影響する。例へば、地方事務所の設置せらるゝせられざる、或は都制又は特別市制を施かられるのと然らざるとは、餘程内容が違ふ。之等はその一端を示すものである。

殊に最近の如く、地方行政廳以外、大政翼賛會或は町會隸組等附隨的の地方機關が多く設置せられ、その活動の如何は地方財政に直接間接影響するに就いては、之等の地方政府の附隨的機關に關する制度を整備し、その經費の捻出方法等に就いても、地方の稅制、稅外收入制度と對應して、合理的なものにする必要がある。このことは、一般的に云ひ得ることであるが、都市財政の臨戦態勢樹立の上にも必要な前提條件であると思ふ。

右二つの前提條件が確立乃至整備されなければ、後から後からと、折角樹立せられた態勢も破壊せらるゝ危険多いと信ぜらるゝに就いては、右二點に關し、中央地方官憲の留意を希望する次第である。

當面の都市財政々策

緊縮第一主義 戰時に於て、地方財政々策の第一が、緊縮第一主義に置かれてゐるときは、都市問題第二十三卷第

五號所載の岡野文之助氏の所説或は中嶋信虎氏の大日本地方財政史にも明かな所である。只我國の都市は自由主義平和時代の餘弊として國防都市として甚だ不完全であり、市民の裝備訓練も亦不完全で、近代戰の如く、第一線と銃後の區別の判別し難い状態に陥ひる際には、都市防衛の爲めに各般の施設を要し、一方に緊縮するも他方に膨脹する點は免れない。それにも、物資人員等の關係もあり、極力財政を緊縮し、國家財政に寄與する工夫が肝要である。大體に於て、都市財政は、昭和十五年度を除いては、物價關係等から見て實質的に緊縮の跡見るべきものある如きも尙一層の緊縮が必要である。

國庫納付金制度の創定

都市財政は歳入方面に於て大體日支事變以來好影響を受けてゐるものが多い。又都市の屬する府縣に於ても然るものが多い。政府は地方民力の強弱の差を補正する意圖ることは、前述の財政金融基本方策要綱にも述べ、その弱を補正するには地方財政調整金等種々の施策がある。併し強を補正するには特に云ふべき施策もないやうだが、今日の如き時局に際しては、時局の餘慶を蒙り、歳入状態の好轉した都市財政又は府縣財政等にあつては、一部の餘裕金を國庫に納付するも一案でないかと思ふ。

これは都市當局としては好まざる所なるべくも、全國民經濟運營の見地より、地方の中央への協力の指標の一として實行することが時宜を得た措置となすものである。

蓋し昭和十六年度豫算に依れば、六大都市の國稅附加稅收入は、前年度に比し約二千萬圓增收となつてゐる。同様の事情の都市は、他にもあらうと思ふ。その中の幾分を納めるかは、都市財政の排列如何に依るが、その大部は、この際、之を國庫に納付する途を講じては如何と思ふ。それに依つての國庫への寄與は云ふに足らざるも、之が爲めに都市財政を緊縮せしむると共に、地方の經濟力貧弱を口實として、國庫金の下渡を要求する一部地方の惡風の矯正に

も役立ち全國民一億一心、同甘共苦の思想を養ふて、其餘徳は、數字以上のものがあらう。

防空と水道の財政

東京市水道局
庶務課計理掛長 金子吉衛

敵機の目指す處は、おしなべて都市である。そして敵機は貯水池や淨水場を目標として、其の都市に接近侵入し、實に好個の爆撃目的物として、それらの施設を徹底的に壊滅或は毒化しようとしてゐる。茲に於て水道事業者は、他の何れの企業者よりも、より以上に防空施設を完備せねばならないのである。加之淨水は市民生活に一日も缺くことは出來ないから萬一の場合の災害を最少限度に食ひ止める爲に、種々なる豫備的施設をも、平常から爲して置かねばならない。

では如何なる施設を爲すべきかと云ふに、既に水道協會に於て「水道防空施設要綱」なるものが制定されてゐるで、茲に更めて説明する迄もない。それを一讀すれば、如何なる施設を必要とし、巨額の費用がかかるかが略々理解されると思ふ。

さて、これより防空施設費と其の経常費の増嵩とが水道財政に如何なる影響を及ぼすかを考察せんとするものである。

先づ第一に、ポンプ室急速濾過池上屋其の他の重要建築物等の補強改裝や、堰堤導水路配水管等の補強防護を完全にし、更に萬一の場合の豫備的施設迄爲して置かねばならぬとすれば、この爲だけでも、既存の建設費の50%位の金

額を要するであらう。而も、これに依つて配水量は一滴も殖へないのである。我が東京市を例にとつて云へば、此等の施設を稍々完備するためには、一億圓を要する見込である。建設費以外更にこの様な多額の固定資本の捻出はよく一都市の負擔に堪へ得る處ではない。抑々一都市の被害は、一都市のみに限らず、國家的の被害であり、特に其の事が軍需工業地帯であるとすれば、直に戦争遂行上にも多大の支障を來すのである。其れ故國家に於ても防空施設については出来るだけの負擔を進んで爲すべきが當然である。

次に戦時下の今日、水源地、貯水池、淨水場等の廣大なる場所の警備、或は淨水の滅菌、或は警報に備へて一定人員の待機警戒等も一時も忽せにすることは出来ない。凡て此等の爲新規に經常的に費用が増大して來ることは當然であるが、この経費も亦思はぬ多額に達し財政上の負擔となるであらう。

忠誠勇武なる我が陸海空三軍の水も漏さぬ防空陣が完備してゐても、精銳なる航空機の前には、大空の完全なる守りは有り得ない。爲に一朝不幸にして、既存の水道施設が壊滅に陥つたとしたら如何。この復舊に又莫大なる費用がかゝるものも察説の要はあるまい。其れ故水道事業者は、萬一の場合に備へて日頃から一定の準備金の積立を爲て置かなければならぬ。私營の會社事業にあつては法律に依つて準備金積立の制が強制されてゐるが、その必要性に於ては水道事業も何等の相違がない。其れにも拘らず、從來この事が看過され勝ちにあつた事は誠に遺憾である。この機会に萬難を排して準備金制確立に努めねばならない。

從來我が國の水道事業は準備金等の制度も確立を見て居らなかつたにも拘らず、便宜収益主義的經營が容認され、特に大都市では相當の剩餘金を他の經濟に繰り入れて來た。然し乍ら、戦時下前述の如き負擔の増大を必然の結果とすれば、料金の値上を爲さざる限り準備金の積立てをなしした上更に、剩餘金を生み出すが如き經營を持続することは出来ないであらう。こゝに於て水道の如き高度公益性の事業をして収益主義的經營をなさしむるが如きは都市財政の

大局より妥當なりや否や慎重再検討の要がある。特に防空の完璧を期することなく、不完全のまゝ放置して漫然財政的御都合主義に墮して、収益主義的經營を行ふが如きは、嚴に戒心せねばならない。

戦時都市財政の運営と改善

財團法人東京市政調査會研究員 水 飼 幸 助

國家の總力を擧げて戦争目的の完遂に邁進するわが國現下の情勢においては、地方財政も亦國家の財政政策に協力して政府の側における老大な資金および物資の調達に支障なからしめるところに、時局の要請に應じて自己の存立使命遂行に遺憾なきを期すべき立場に置かれてゐる。蓋し、總力戦の現段階においては、國家財政が國民經濟過程よりの總生産物の需要に參加する割合は最高度に増強され、從つて國家はその財政の運営を中心として總資金總生産物の需要を計畫的合理的に調整するにあらざれば到底一方におけるそれら資金および物資の老大な國家的需要に應じることを得ない。されば、もともと尠ながらざる資金物資を需要する地方財政に對しても、國家は當然その運営に多大の關心をもち、元來、地方團體の獨立の方策に委されてゐた地方財政の一般的運営を、國家的見地から一定の方向に規定するに至るのである。

從つてこれを地方財政の側からいへば、この際、能ふ限りその経費を緊縮するとともに起債を抑制し、餘力あれば住民の地方財政に對する負擔を輕減することによつて、資金、物資の國家的需要に備ふべきである。しかし、地方財政は單に戦時國家財政の最高度の能率的合理的運営に支障なきやう善處するのみにて足るとするが如きことは、特に

總力戦下の現在において容認されないであらう。今日の戦時地方財政は、むしろ時局の歸趨に察して積極的に國策遂行に協力するとともに、地方民生活の安定確保のため萬全の施策を講すべき責務をもつものといへやう。事實、時局的施設は地方行政に殺到し、これに要する経費の増嵩顯著なものがある。ために最近の地方財政は、國家の抑制方針にもかゝらず、歳出總額において漸増の傾向がみられ、特に大都市においてこの傾向は著しい。

防空、生産力の擴充、交通調整、經濟機構の再編成、生活必需物資の配給、銃後後援、青小年教育、健民施設等、およそ地方における時局的施設と稱すべきものは最も多く都市を對象としてゐるといふも過言ではない。かくして都市財政は今や時局的經費の激増に悩まされてゐる。過般の稅制改革が都市財政における稅收入の彈力性と獨占性を著しく喪失せしめたとされるとき、年とともに激増の一途をたどる時局的經費の負擔を思へば、戰時都市財政の前途まことに多難なものがある。従つてこの際、戰爭の長期化と大東亞の本格的建設に備へて、都市行政の適正なる伸長を圖るためには、何よりも先づ都市財政の改善策を樹てねばならない。左にこれが改善策の一端をして考へられる項目を擧げてみた。

一、時局に即應して都市行政の重點主義的、效率主義的運營を期し、市長の豫算統制力を強化すること。

一、國費地方費の負擔區分を明確にし、國政委任事務費の財源を保障すること。

一、三收益稅附加稅率の擴張、分與稅配付稅の増加、市民稅の改正、新獨立稅の設定等により稅收入を確保する事

一、公企業收入の増加を圖り、企業財政の健全性を害せざる限度において一般經濟線入の増額を圖ること。

一、起債については國の方針に則り、極力抑制を期すること。

昭和十七年十月五日 印 刷 主報告・一般討論報告要旨
昭和十七年十月十日 発 行 非 売 品

東京市麹町區日比谷公園二番地

東京市政調査會 内

發編輯者 全國都市問題會議

村上太郎

東京市品川區東大崎三丁目二三九番地

印刷者 (東京二二九) 鈴木 茂

刷印社株式會社

發行所 全國都市問題會議事務局

東京市麹町區日比谷公園二番地
東京市政調査會 内
振替口座東京六〇八二四番